



本巣市都市計画マスタープラン

平成 30 年 2 月
本巣市



目 次

導入編

第1章	計画策定にあたって	1
1-1	計画策定の目的	1
1-2	計画の目標年次	1
1-3	計画の対象区域	2
1-4	計画の構成	2
第2章	本巢市の概況	3
第3章	まちづくりの課題	11

全体構想編

第1章	都市づくりのビジョン	23
1-1	本巢市の将来像	23
1-2	上位計画の方向性	23
1-3	まちづくりの目標	24
1-4	将来フレーム	25
第2章	将来都市構造	29
2-1	都市構造の考え方	29
2-2	都市構造の構成要素	29
第3章	分野別都市づくり計画	32
3-1	土地利用に関する方針	33
3-2	市街地整備や規制・誘導に関する方針	38
3-3	道路・交通に関する方針	41
3-4	水と緑に関する方針	44
3-5	街並み・景観に関する方針	47
3-6	安全・安心に関する方針	49

地域別構想編

第1章	地域区分	53
第2章	北部地域のまちづくり構想	54
2-1	地域づくりの前提条件	54
2-2	地域づくりのビジョン	59
2-3	地域整備の方針	60
2-4	地域づくりの重点施策	65
第3章	南部①地域のまちづくり構想	67
3-1	地域づくりの前提条件	67
3-2	地域づくりのビジョン	71
3-3	地域整備の方針	72
3-4	地域づくりの重点施策	75
第4章	南部②地域のまちづくり構想	77
4-1	地域づくりの前提条件	77
4-2	地域づくりのビジョン	81
4-3	地域整備の方針	82
4-4	地域づくりの重点施策	89
第5章	南部③地域のまちづくり構想	91
5-1	地域づくりの前提条件	91
5-2	地域づくりのビジョン	95
5-3	地域整備の方針	96
5-4	地域づくりの重点施策	101

巻末資料

導入編

第1章 計画策定にあたって

第2章 本巣市の概況

第3章 まちづくりの課題

第1章 計画策定にあたって

1-1 計画策定の目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に該当するまちづくり構想であり、土地利用や道路、公園、下水道等の都市施設、街並み・景観等、都市を構成する様々な要素に関して、将来あるべき姿をまとめたものです。

本巢市（以下「本市」）は平成20年に本巢市都市計画マスタープランを策定しました。それから、都市計画マスタープランは都市空間づくりの方向性を示すとともに、都市計画区域等の具体的な都市計画の決定・変更を方向づける指針としての役割を担ってきました。

この間、急速な少子高齢化の進行や人口減少局面への移行、地方分権の進展、東日本大震災後の災害への不安など、わが国や地方自治体を取り巻く社会経済情勢は、大きく変化しています。また、本市においても平成22年に都市計画区域が変更され、平成28年に屋井工業団地の売却完了等、土地利用や都市整備においても大きな変化がありました。さらに、東海環状自動車道の整備が進行しており、本市では、今後（仮称）糸貫インターチェンジ（以下「（仮称）糸貫IC」）と（仮称）本巢パーキングエリア（以下「（仮称）本巢PA」）の供用が予定され、さらなる都市基盤の変化が見込まれています。

このような状況を踏まえつつ、本市の今後の都市計画の将来像を示すための「本巢市都市計画マスタープラン」を策定します。

1-2 計画の目標年次

概ね20年後を見据えながら、10年間のまちづくりを計画するものとして、「本巢市第2次総合計画」（以下「総合計画」）と整合を図り、平成37年度（2025年）を目標年次とします。

なお、本巢市都市計画マスタープランは、土地利用に関わる様々な情勢の変化や市民のまちづくり意向等を考慮しながら、必要に応じた見直し及び持続的な更新を行うこととします。

1－3 計画の対象区域

合併後10年余りが経過し、さらなる一体的な都市空間づくりを推進する必要性があることから、都市計画区域以外も含めた市全体を計画対象区域とします。

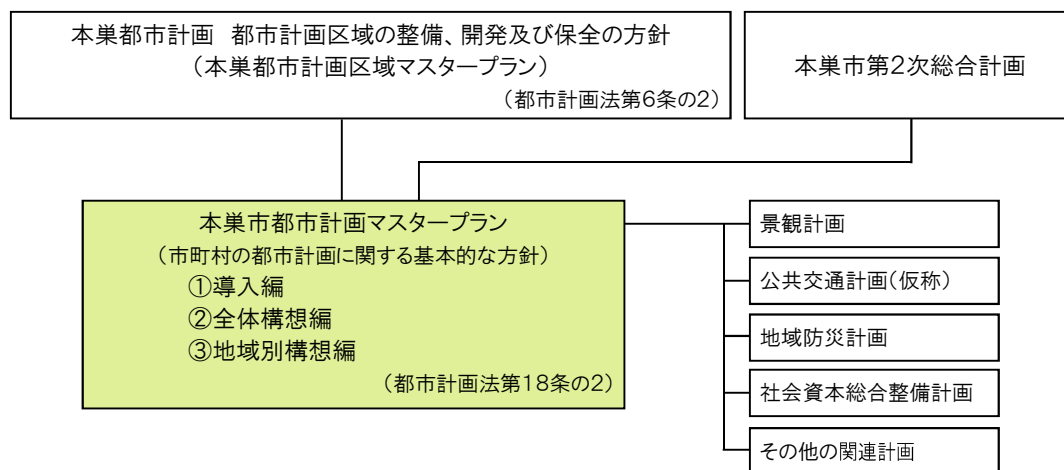
※都市計画区域は、都市計画法第5条で「一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域」と位置づけられています。



1－4 計画の構成

本巣市都市計画マスタープランは、上位計画である岐阜県が広域的な観点から都市づくりの方針を定めた「本巣都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「区域マス」）と本市が策定した総合計画に即すとともに、各種の関連計画と整合を図りつつ定めます。

また、都市の現況・まちづくりの課題をまとめる「導入編」、本市の将来像やまちづくりの目標、都市全体のあり方を定める「全体構想編」と、行政区画を4つの地域に区分し、地域毎にまちづくりのあり方を定める「地域別構想編」により構成します。



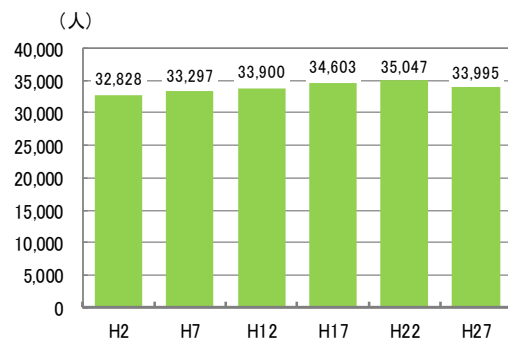
第2章 本巢市の概況

① 人口

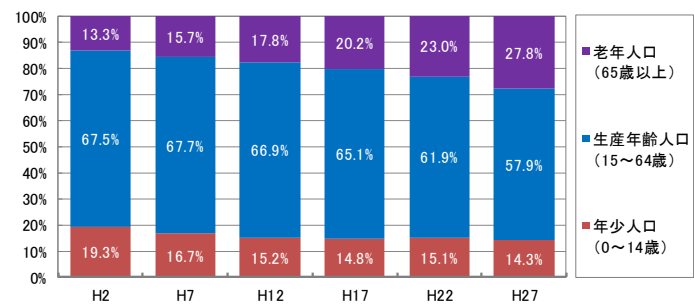
平成27年の国勢調査では、人口は33,995人となっており、平成22年までの増加傾向から減少に転じています。

年齢3区分別人口の構成比を見ると、平成27年時点で、年少人口（0～14歳）が14.3%、生産年齢人口（15～64歳）が57.9%、老年人口（65歳以上）が27.8%となっています。推移を見ると、年少人口、生産年齢人口の割合は減少傾向ですが、老年人口の割合は増加しています。

■総人口の推移



■年齢3区分別人口の構成比の推移



資料：国勢調査

自然増減の推移を見ると、出生数が減少傾向にある一方で、死亡数が増加傾向にあり、平成19年以降は自然減の状態が続いています。

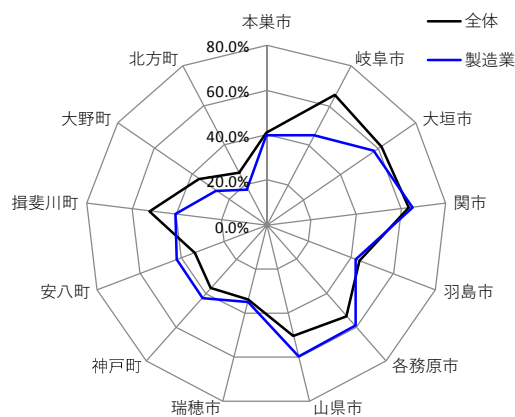
社会増減の推移を見ると、長らく社会増を維持してきましたが、経年的に見ると、転入数は年々減少しており、一方で転出数は横ばいが続いてきたことから、近年は社会減の状態にあります。

転入・転出の差をその理由別に見ると、職業上では1993年（平成5年）を除いては転出超過が続いており、学業上では転入・転出が一定程度あると推測されます。また、結婚・離婚・縁組でも転出超過が見られます。住宅事情による転入超過が際立っており、本市への移住者の増加に住宅事情が大きく影響してきたと言えます。

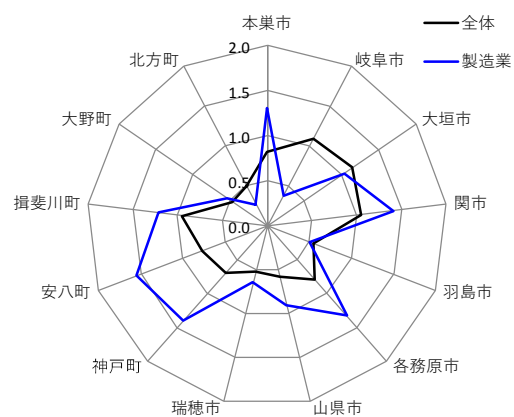
本市及び周辺市町の自市町内従業率を見ると、全体としては、岐阜市及び大垣市の県下二大都市の他、関市で60%を超えています。本市は41.2%であり、市内に住む従業者のうち、半数以上が市外へ通勤しています。製造業については、関市のみ60%を超えており、本市は39.7%と全体とほぼ変わらない状況です。

また、流入出比（他市町村への流出に対する他市町村からの流入の比）を見ると、全体としては、岐阜市、大垣市、関市で1.0を超えており求心性が高く、本市は0.8と流出超過です。しかし、製造業については、本市は1.3で流入超過となっており、周辺市町のなかでも比較的高い数値となっています。

■自市町内従業率



■流入出比



資料：平成27年国勢調査

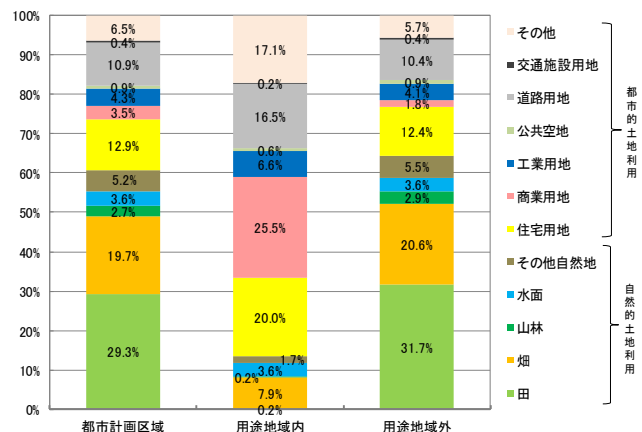
③ 土地利用

土地利用の構成を見ると、都市計画区域全体では、都市的土地利用が39.4%、自然的土地利用が60.5%を占めています。また、都市的土地利用のうち宅地（住宅用地、商業用地、工業用地のこと）は、住宅用地が12.9%、商業用地が3.5%、工業用地が4.3%となっています。

用途地域内は、都市的土地利用が86.5%と市街化が進行しています。宅地が50%以上を占めており、商業用地が25.5%、住宅用地が20.0%ですが工業用地は6.6%と割合は低くなっています。

用途地域外は、都市的土地利用が35.7%となっています。宅地のなかでは、住宅用地が12.4%で最も割合が高く、工業用地が4.1%、商業用地が1.8%という順となっています。

■土地利用現況(平成26年度)



資料：平成26年度 都市計画基礎調査のGISデータより集計
(小数第一位までの表示のため、合計が100%にならないこともある。)

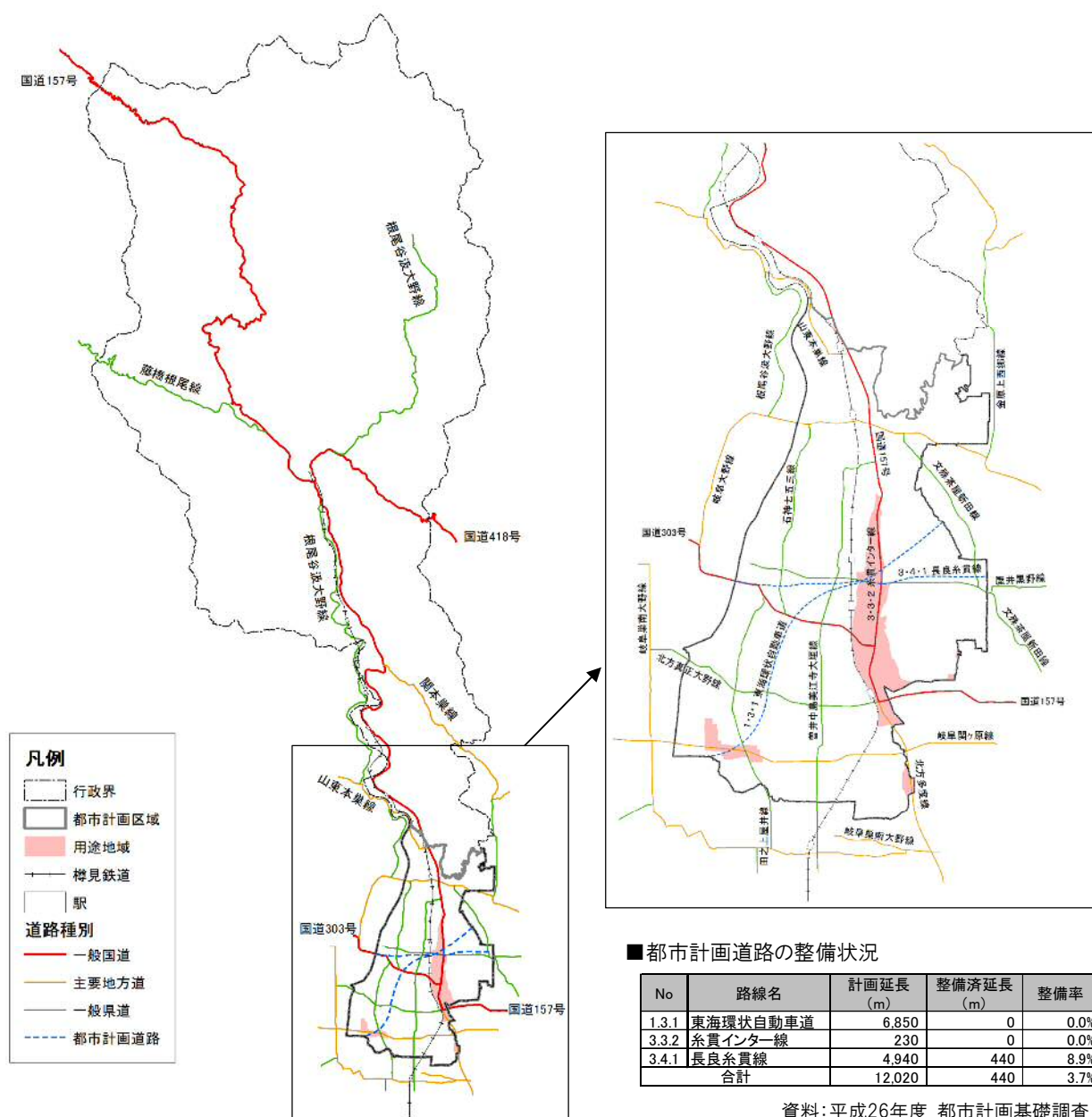
④ 都市施設

【道路】

本市の道路網を見ると、広域的幹線道路として国道 157 号が本市の中心部を南北に縦断しています。その他に、国道 303 号が滋賀県方面、国道 418 号が関市方面へ通っています。国道から各方面には主要地方道や一般県道が延びており、本市の中心部では縦横に主要地方道や一般県道が整備されています。

都市計画道路は、3 路線があり、整備が進んでいます。

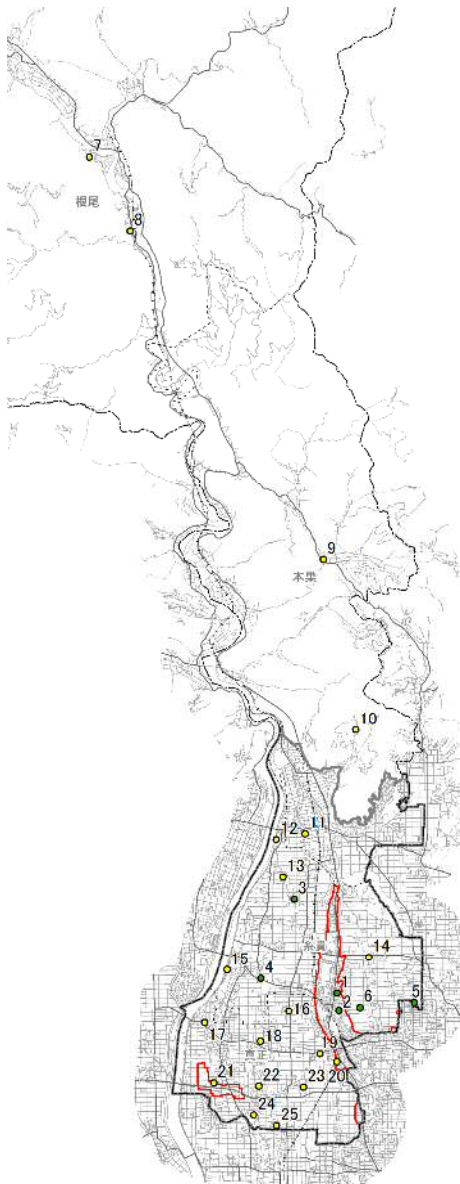
■道路網図



【公園】

本市の都市計画公園は、田鶴公園、敷波公園の2箇所、既に整備が完了しています。その他に都市公園として4箇所、都市公園以外では19箇所の公園が整備されています。それらは、主に都市計画区域内に点在しており、都市計画区域外には4箇所の公園（淡墨公園、根尾谷断層公園、湯ノ古公園、文殊の森公園）があります。

■公園の分布



No	地区	種別	公園名	備考
1	糸貫	都市公園	田鶴公園	都市計画決定
2	糸貫	都市公園	敷波公園	都市計画決定
3	糸貫	都市公園	一色ほたる公園	H27.3都市公園化
4	糸貫	都市公園	土貴野ばら公園	H27.3都市公園化
5	糸貫	都市公園	春近親水公園	H27.3都市公園化
6	糸貫	都市公園	席田きく公園	H27.3都市公園化
7	根尾	都市公園以外	淡墨公園	
8	根尾	都市公園以外	根尾谷断層公園	
9	本巢	都市公園以外	湯ノ古公園	
10	本巢	都市公園以外	文殊の森公園	
11	本巢	都市公園以外	ほたる公園	
12	糸貫	都市公園以外	石神公園	
13	糸貫	都市公園以外	上高屋公園	
14	糸貫	都市公園以外	席田北部公園	
15	糸貫	都市公園以外	根尾川さくら公園	
16	真正	都市公園以外	本郷公園	
17	真正	都市公園以外	浅木公園	
18	真正	都市公園以外	神明公園	
19	真正	都市公園以外	真桑みどり公園	
20	真正	都市公園以外	ハツ又公園	
21	真正	都市公園以外	溝口公園	
22	真正	都市公園以外	さいがわ公園	
23	真正	都市公園以外	大塚古墳公園	
24	真正	都市公園以外	下福島公園	
25	真正	都市公園以外	十四条公園	

凡例

- 行政界
- 地区境界
- 都市計画区域
- 用途地域界
- 樽見鉄道
- 駅
- 国道・県道
- 公園
 - 都市公園
 - 都市公園以外

資料：平成26年度 都市計画基礎調査、本巢市資料

【下水道】

本市では、特定環境保全公共下水道と農業集落排水により下水道等の整備を行っています。平成27年度現在で、合併処理浄化槽を含めた汚水処理人口全体では83.5%の普及率となっています。

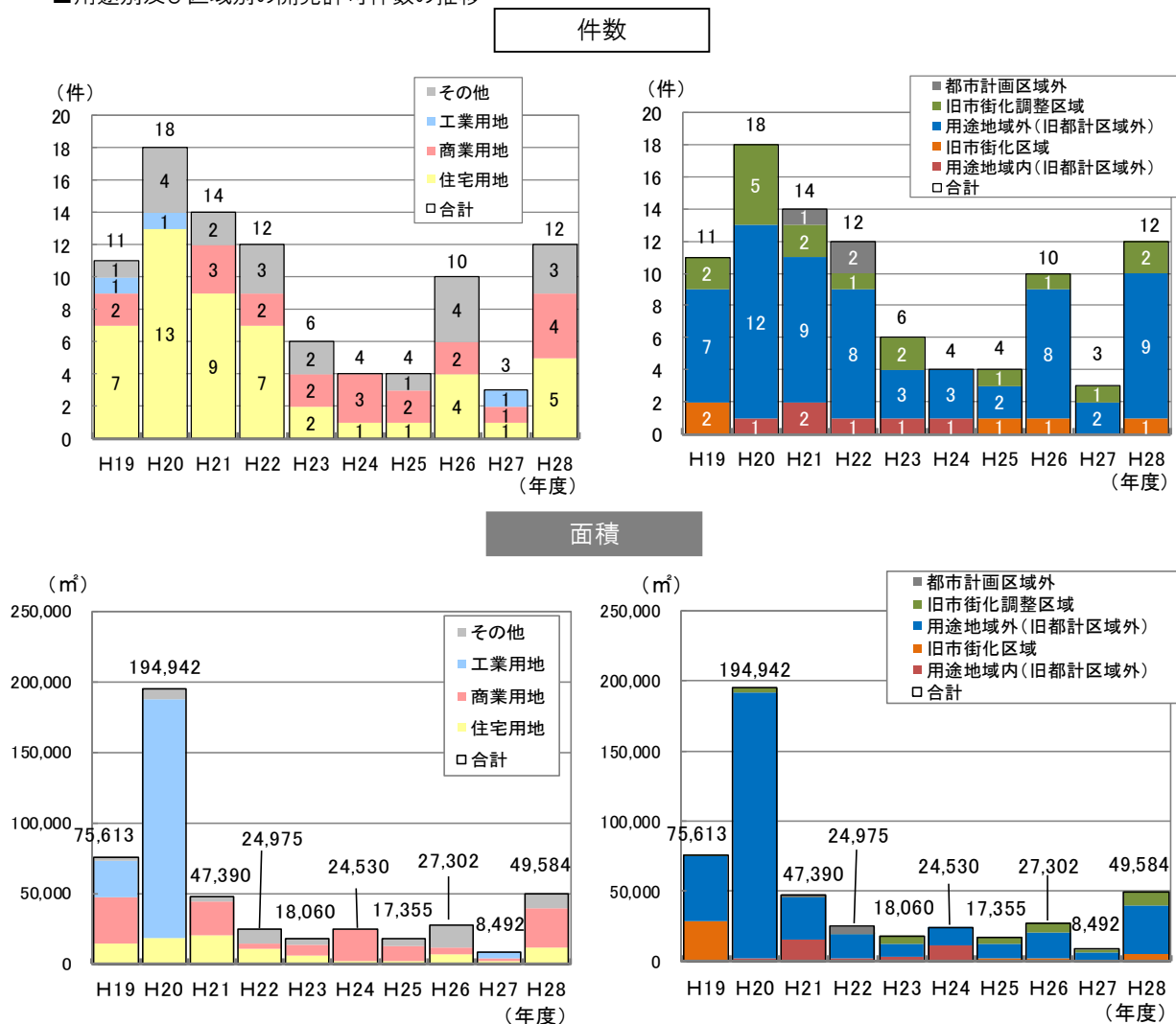
⑤ 開発許可状況

本市における開発許可の状況について、その件数の推移を見ると、平成20年度に18件と多く、その後は減少傾向にありましたが、平成26、28年度は10件程度の開発があります。面積も件数と同様の傾向にあり、一旦減少傾向にあったものの、ここ数年増加傾向となっています。

用途別に見ると、件数では、住宅用地が多く、面積では商業用地、工業用地が多くなっています。住宅用地、商業用地、その他用地の件数は減少傾向だったものが、ここ数年増加しましたが、工業用地はほぼ見られなくなりました。

区域区分別に見ると、件数、面積ともに用途地域外（旧都市計画区域外）が多くなっています。また、推移を見ると、用途地域内（旧都市計画区域外、旧市街化区域）は、毎年1～2件で推移していますが、用途地域外（旧都市計画区域外、旧市街化調整区域）は、減少傾向からここ数年増加傾向にあります。

■用途別及び区域別の開発許可件数の推移



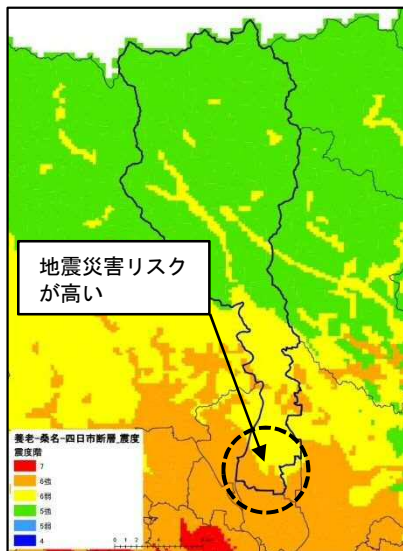
⑥災害リスク

東日本大震災を受け、岐阜県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等想定調査」（平成 25 年 2 月公表）によると、養老-桑名-四日市断層帯において地震が発生した場合、市南部を中心として最大震度 6 強に見舞われる可能性があります。

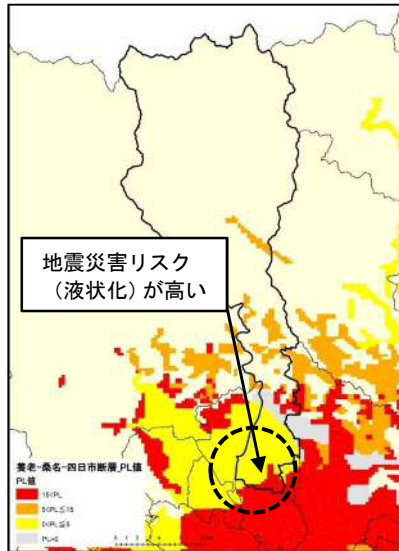
地震が発生した場合、都市計画区域全域で液状化の発生も懸念されます。特に、岐阜関ヶ原線以南では、PL 値（液状化指数）が 15 以上と高く、液状化の可能性が高いとされています。

また、本市では、過去に何度も台風等による浸水被害を受けています。本巣市洪水ハザードマップでは、本市中心部の広範囲に浸水する区域が分布しており、数屋地区や海老地区、政田地区、軽海地区等で 1.0～2.0m の浸水が想定されています。

■地震被害想定



■液状化被害想定



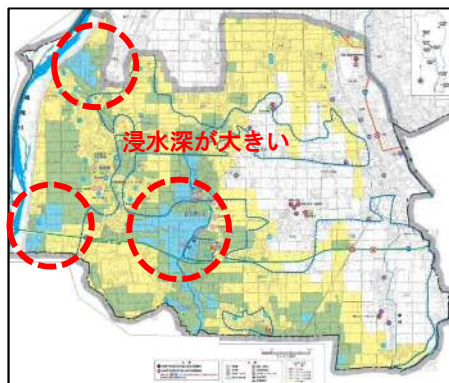
《参考》

15.0 < PL	液状化の危険性が高い
5.0 < PL ≤ 15.0	液状化の可能性があり
0.0 < PL ≤ 5.0	液状化発生の可能性が低い
PL = 0.0	液状化発生の危険性がない、あるいは極めて少ない

資料：岐阜県南海トラフの巨大地震等想定調査（岐阜県防災課、平成 25 年 2 月公表）

■浸水想定

【真正地域】



【糸貫地域】



浸水深の目安

凡 例

5.0m 以上
2.0m ～ 5.0m 未満
1.0m ～ 2.0m 未満
0.5m ～ 1.0m 未満
0.5m 未満

資料：本巣市洪水ハザードマップ（平成 24 年 3 月）

⑦景観資源

本市には、ホタルの生息する河川・公園や淡墨桜、真桑人形浄瑠璃、宗慶大塚古墳といった文化財や保全すべき地域資源が複数点在しています。

景観計画においては、ほたる公園、船来山、文殊の森公園を視点場とした自然や地域の暮らしへの眺望景観の保全が位置づけられています。

■地域資源の分布



資料:本巢市景観計画

第3章 まちづくりの課題

前章で分析した社会情勢を把握し、本市におけるまちづくりの課題を整理します。

まちづくりの課題① インターチェンジを活かした産業振興 が必要です

わが国では、本格的な人口減少社会を迎え、内閣府によると平成 72 年には平成 23 年時の人口の約 3 分の 2 に減少すると推計されています。特に大都市への人口流出が進む地方都市では、「人口減少と地域経済縮小の克服」と「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」を目指した地方創生の取り組みが求められており、本市においても「本巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 27 年 10 月）において、地域の人口維持のためには、産業づくりと安定した雇用の創出が最も重要であると位置づけています。

本市の人口は、平成 22 年をピークに減少に転じており、岐阜県の人口動態統計調査によると、職業上の理由で転出超過が続いています。また、本市内に住んでいる人のうち、半数以上は市外で働いている状況です。

一方、現在、国によって東海環状自動車道の整備が進められており、本市においても（仮称）糸貫 IC の開通が予定されています。これにより、企業活動の向上、物流の効率化、観光の活性化等の様々なストック効果が期待できることから、IC 開通の効果を活かし、積極的な企業誘致、移住・定住促進や交流人口の増加を図る必要があります。

●新たな産業振興に向けたインターチェンジ周辺の環境整備

移住・定住促進による人口維持に向けて、企業誘致や交流による産業創出などによって自立する産業構造の構築と新たな雇用を確保する必要があります。

特に、（仮称）糸貫 IC 周辺においては、IC 開通の効果を十分に発揮するためにも、複合的な用途に利用できる土地利用方針の位置づけや、優良企業を誘致するために必要な都市基盤等の整備を進める必要があります。

●インターチェンジの開通に伴う広域ネットワークの形成

本市の産業構造は製造業が 25～30% を占めており、周辺市町と比較しても総生産額に占める製造業の割合が高く、主要産業として地域活力を支えてきました。さらに、平成 28 年に屋井工業団地の売却が完了するなど、本市におけるさらなる工業用地のニーズが高まっています。

以上のことから、（仮称）糸貫 IC の開通による効果を、既存工場や新たな企業誘致に波及させ

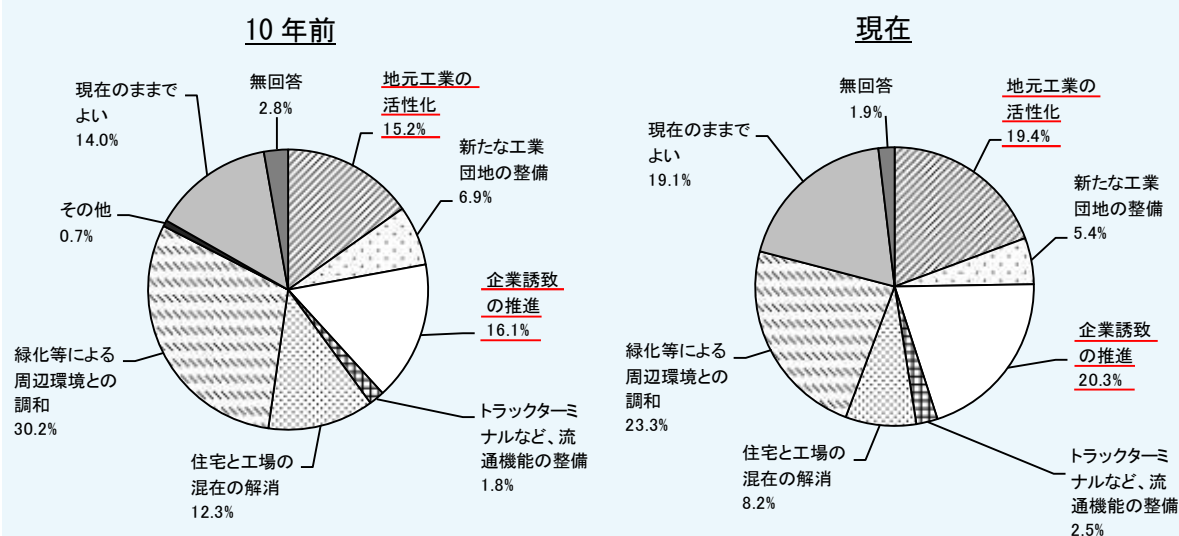
るためにも、(仮称)糸貫 IC につながる機能的な道路網の整備を推進し、広域ネットワークを形成する必要があります。

＜市民の意見（市民アンケート調査結果：平成 28 年 8 月実施）＞

【土地利用で重視すること】

- ・工業地については、10 年前に比べて「企業誘致の推進」や「地元工業の活性化」を重視する回答が多くなっています。

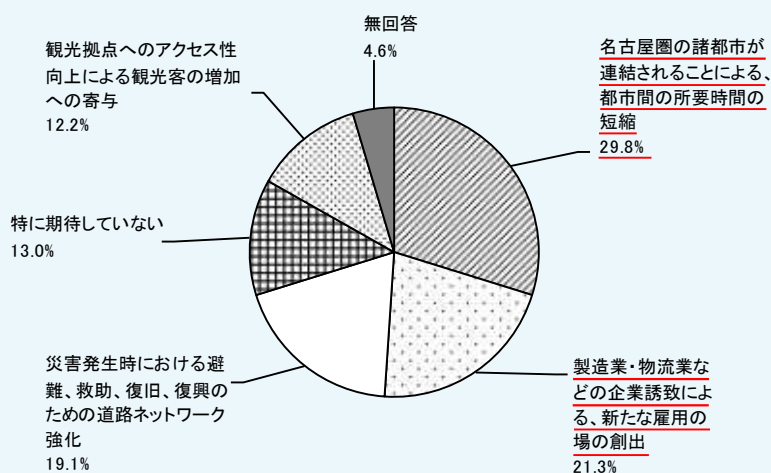
問 工業地について、最も重視することは何ですか？



【(仮称)糸貫 IC への期待】

- ・(仮称)糸貫 IC への期待については、「名古屋圏の諸都市が連結されることによる、都市間の所要時間の短縮」、「製造業・物流業などの企業誘致による、新たな雇用の場の創出」という回答が多くなっています。

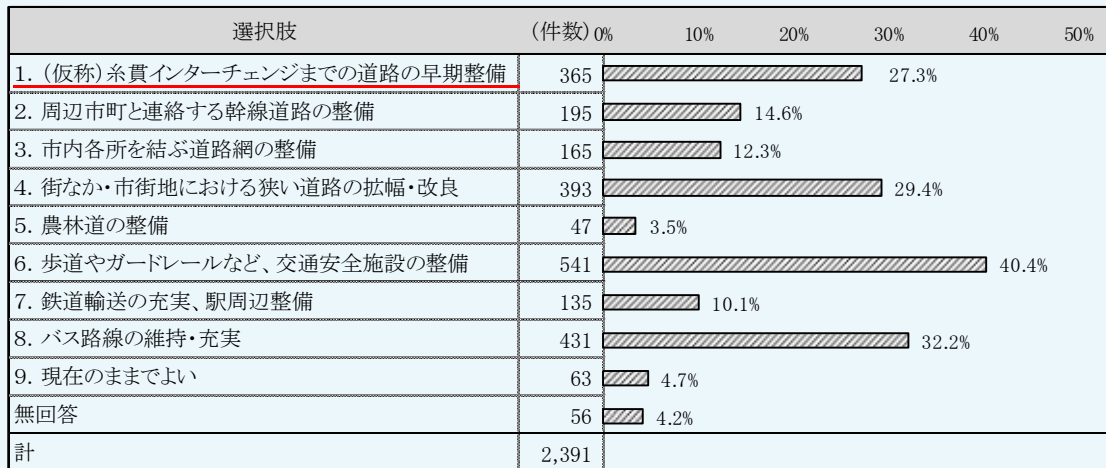
問 (仮称)糸貫 IC のまちづくりへの効果について、どのようなことに期待しますか？



【道路の整備で重要なこと】

- ・道路・交通の整備のなかで重要なこととしては、交通安全施設の整備や狭い道路の拡幅改良、バス路線の維持・充実とともに、「(仮称)糸貫インターチェンジまでの道路の早期整備」という回答も全体の27.3%あり、インターチェンジに対する期待が現れています。

問 道路・交通の整備について、何が重要だと思いますか？(2つまで選択)



3つ以上を回答した 1人 を含む

まちづくりの課題② 快適に暮らせる生活環境の確保 が必要です

人口減少による税収の減少、老朽化した社会インフラの更新費の増加などによって市町村の財政が圧迫され、今のままでは都市機能を維持することが困難になることが予測されています。そのため、市町村におけるまちづくりの方向として、集約型の都市構造への転換が求められています。

本市においては平成 22 年以降人口が減少し、65 歳以上の老年人口が平成 27 年時点で 27.8% を占めるなど高齢化が進んでいます。一方で、都市の状況を見ると、国道 157 号沿いに市街地が形成され、用途地域内での都市的土地利用の割合は 86.5% を占めるなど、幹線道路沿道に集約されています。

以上のことから、本市においては人口減少が進むなかでも比較的集約された市街地が形成されています。これからも集約型の都市構造を維持するとともに、市民がより快適に生活できるような環境を確保することが必要です。

●適切な土地利用規制と計画的な土地利用誘導

用途地域内では、都市的土地利用が進んだ結果、大規模な低未利用地がなく、小規模に点在しているのみとなっています。今後さらなる開発に向けて、十分な面積が確保できないため、新たな大規模開発は難しい状況となっています。

また、用途地域外では、公共的な用地を除く都市的土地利用の割合は 18.3% と低く、特定用途制限地域の指定による開発のコントロールが効果的に行われた結果、スプロール的な開発は行われていない状況です。しかし、今後(仮称)糸貫 IC の開通に伴い新たな土地需要が高まることで、用途地域外での開発圧力が高まることが予想されます。宅地化が無秩序に進むことは、それに伴う公共投資の増大につながり非効率となるだけでなく、農地と宅地等が混在することで、営農環境、周辺環境に様々な問題が生じることが懸念されます。

そのため、さらなる適正な土地利用規制と計画的な土地利用誘導によって、無秩序な開発を抑制していく必要があります。また、特定用途制限地域の田園居住地区では、原動機を使用する農業関連施設が建てられないといった状況もあり、その規制・誘導の内容について見直しが必要です。

●快適に暮らすことができる生活基盤の構築

市民の快適な生活環境の確保に向けては、公共交通の充実やまちの安全性を高めることが求められています。また、市外からの移住・定住を促進するためには、快適に暮らすことができる都市環境を確保することが必要となることから、国道 157 号や都市計画道路長良糸貫線を含めた都市内道路ネットワークの形成、生活道路の整備や公園・下水道等の充実など、より快適な生活基盤の構築が求められています。

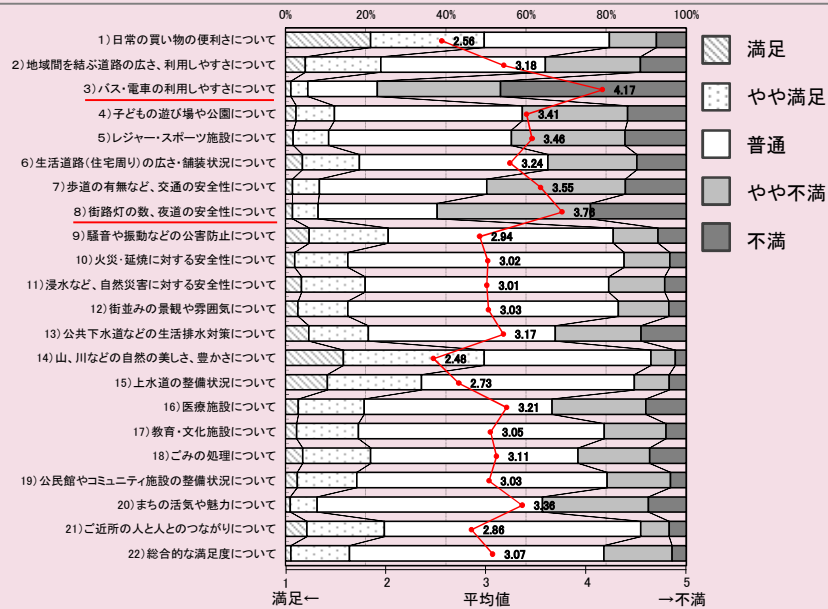
＜市民の意見（市民アンケート調査結果：平成 28 年 8 月実施）＞

【生活環境の満足度】

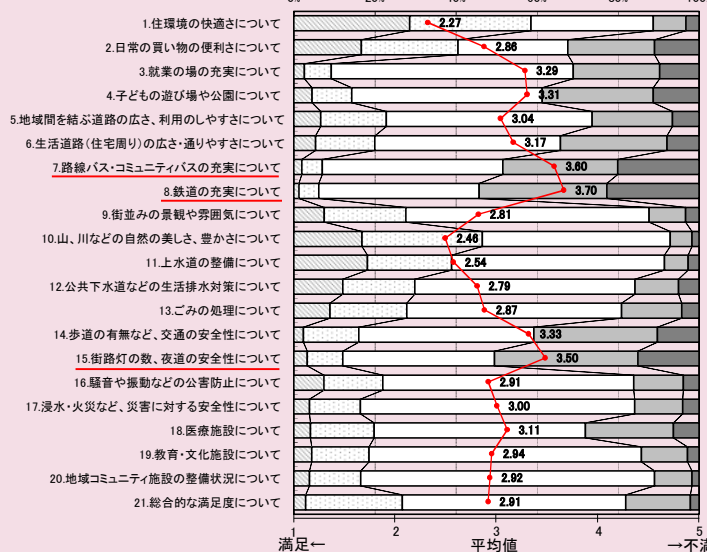
- ・生活環境のうち、不満に感じる割合が多い項目として、「鉄道の充実」「路線バス・コミュニティバスの充実」「街路灯の数、夜道の安全性」等が挙げられ、10 年前に引き続き、交通に対する利便性や安全性の向上が求められています。

問 生活環境についてどの程度満足していますか？

10 年前



現在

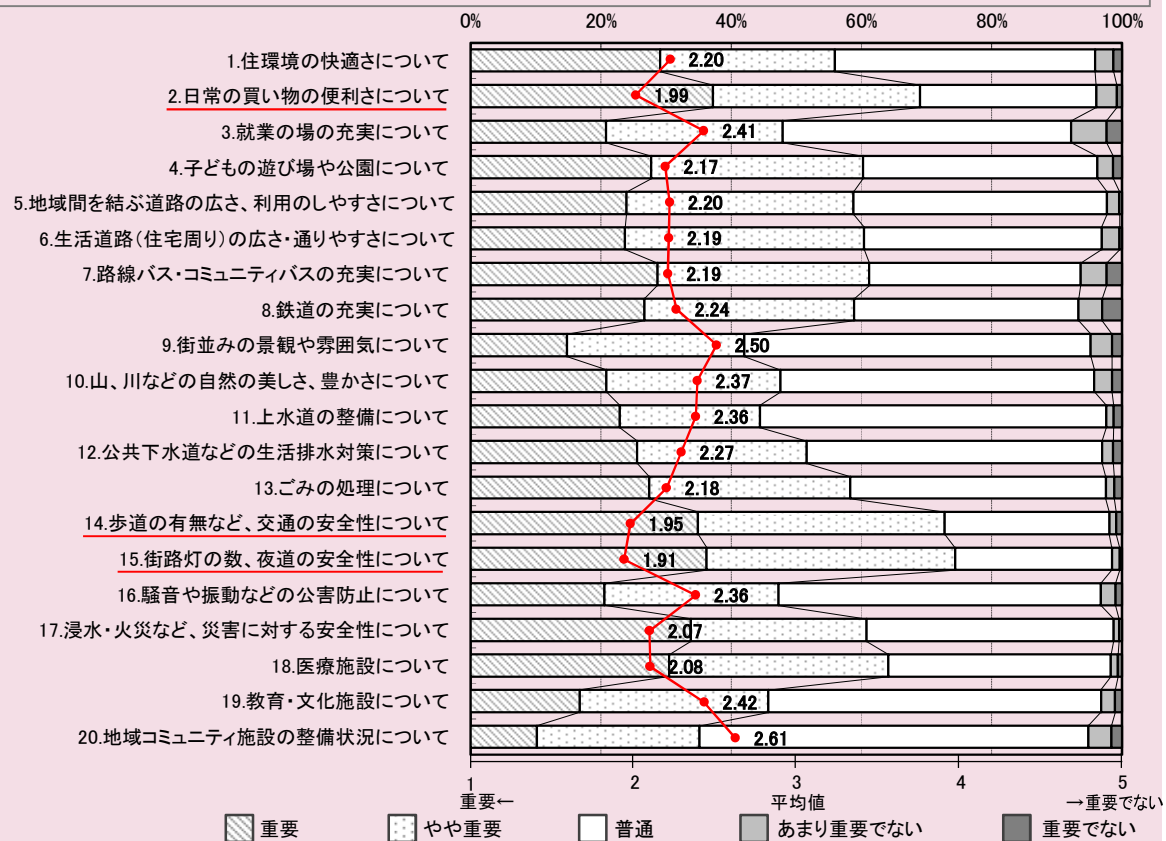


※平均値（満足…1、やや満足…2、普通…3、やや不満…4、不満…5）

【生活環境の重要度】

- ・ 今後重要だと思う生活環境としては、「街路灯の数、夜道の安全性」「歩道の有無など、交通の安全性」や「日常の買い物の便利さ」などと考える市民が多くなっています。

問 生活環境について今後どの程度重要と考えますか？

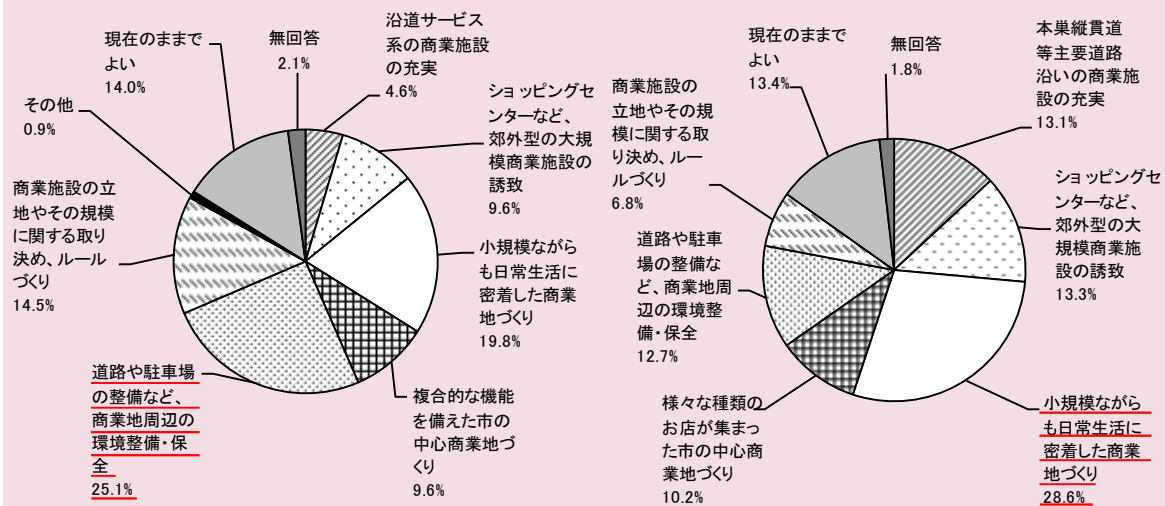


※平均値（重要…1、やや重要…2、普通…3、あまり重要でない…4、重要でない…5）

【土地利用で重視すること】

- ・商業地については、10年前は「道路や駐車場の整備など、商業地周辺の環境整備・保全」という回答が最も多かったのに対し、現在では「小規模ながらも日常生活に密着した商業地づくり」という回答が最も多くなっています。

問 商業地について、最も重視することは何ですか？



【道路の整備で重要なこと】

- ・道路・交通の整備については、「歩道やガードレールなど、交通安全施設の整備」という回答が最も多く、次いで「バス路線の維持・充実」「街なか・市街地における狭い道路の拡幅・改良」が挙げられます。

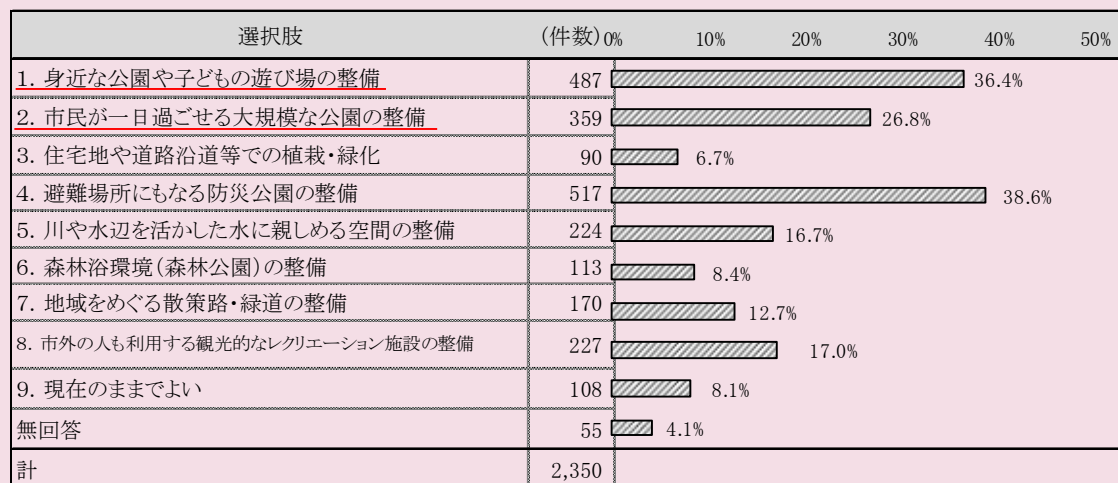
選択肢	(件数)	0%	10%	20%	30%	40%	50%
1. (仮称)糸貫インターチェンジまでの道路の早期整備	365					27.3%	
2. 周辺市町と連絡する幹線道路の整備	195				14.6%		
3. 市内各所を結ぶ道路網の整備	165			12.3%			
4. <u>街なか・市街地における狭い道路の拡幅・改良</u>	393				29.4%		
5. 農林道の整備	47		3.5%				
6. <u>歩道やガードレールなど、交通安全施設の整備</u>	541					40.4%	
7. 鉄道輸送の充実、駅周辺整備	135		10.1%				
8. <u>バス路線の維持・充実</u>	431				32.2%		
9. 現在のままでよい	63		4.7%				
無回答	56		4.2%				
計	2,391						

3つ以上を回答した 1人 を含む

【公園の整備で重要なこと】

- ・「身近な公園や子どもの遊び場の整備」や「市民が一日過ごせる大規模な公園の整備」と回答する割合が高く、生活のなかでの豊かな環境づくりとしての公園整備を求める市民が多くなっています。

問 緑や花・公園の整備について、何が重要だと思いますか？（2 つまで選択）



3つ以上を回答した 2人 を含む

まちづくりの課題③ 豊かな自然環境の保全と防災力の強化 が必要です

本市北部の都市計画区域外では森林や根尾川など雄大な自然環境を有し、南部の都市計画区域内では田園風景が広がり、市街地に潤いと安らぎを与えていることから、これらの自然環境を保全する必要があります。

その一方で、豊かな自然は時に大きな災害を引き起こす可能性があり、近年では、東日本大震災（平成 23 年 3 月）、関東・東北豪雨（平成 27 年 9 月）、熊本地震（平成 28 年 4 月）等の大規模な自然災害が多発し、河川の氾濫や土砂崩れなど、いずれも多大な被害をもたらしています。本市では、南海トラフ地震で最大震度 6 弱、養老-桑名-四日市断層帯地震で最大震度 6 強の大規模地震の発生が予測されていることから、自然災害に対する安全・安心の確保に向けた取り組みが必要となっています。

●魅力ある自然環境や歴史文化資源の保全・活用

市北部には、国有林及び地域森林計画対象民有林に指定されている多様で貴重な森林があります。また、能郷白山や根尾川といった優れた景観やホタルの生息地となっている河川等の自然環境や、淡墨桜、根尾谷断層、根尾谷の菊花石、真桑人形浄瑠璃、能郷の能・狂言、船来山古墳群などの歴史文化資源も数多く点在しています。

しかし、今後人口減少が進行していくなかで、自然環境や歴史文化資源の保全・継承が困難になり、地域の特色や伝統が消失してしまう恐れがあります。自然環境や歴史文化資源の荒廃は、観光や交流機会の減少、地域活力の低下につながることを懸念されます。

以上のことから、市民や行政が協力しながら豊かな自然や魅力ある歴史文化資源を保全・活用する必要があります。

●安全・安心なまちに向けた防災・減災対策の推進

本市には、地震やそれに伴う液状化、台風や短期的・局地的集中豪雨等による浸水被害・土砂災害や道路の冠水など、自然災害による被害発生が懸念されます。また、森林・農地の減少、管理放棄が見られ、保水能力の低下、土地の荒廃等の様々な影響も危惧されます。

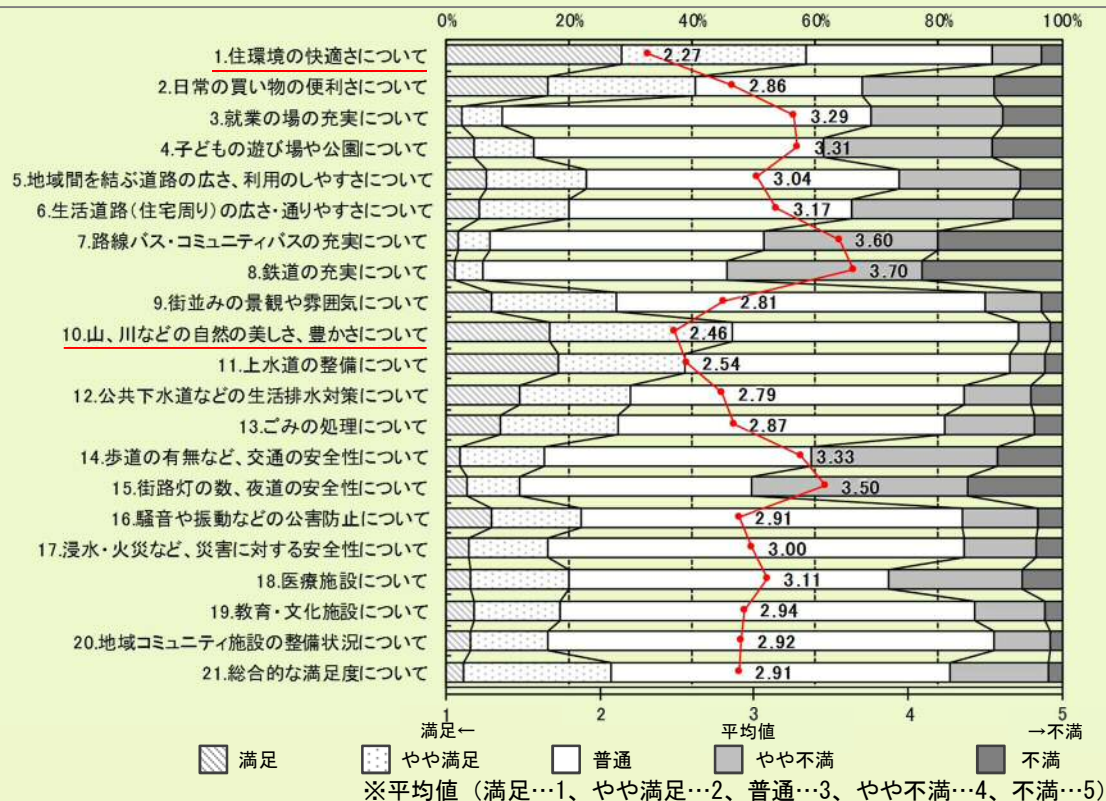
安全・安心な環境の確保に向けては、治山・治水・砂防事業等の促進や公共公益施設の耐震化、避難路の整備など、ハード面での防災・減災対策の強化が必要となります。その一方で、防災訓練の実施や災害ボランティア活動の普及・啓発などソフト面での防災・減災対策を総合的に行う必要があります。特に、有事の際の応急復旧活動が行えるようなスペースや広域的な物資支援の拠点機能の強化・充実が必要となっています。

<市民の意見（市民アンケート調査結果：平成28年8月実施）>

【生活環境の満足度】

- 生活環境の満足度の高い項目としては、「住環境の快適さ」に次いで「山、川などの自然の美しさ、豊かさ」という回答が多くなっています。

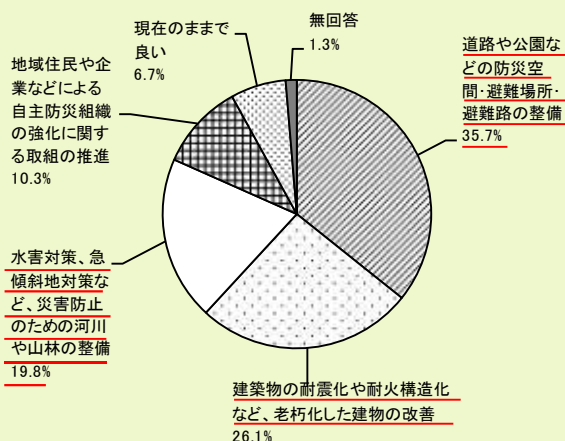
問 生活環境についてどの程度満足していますか？



【防災まちづくり】

- 防災まちづくりについては、「道路や公園などの防災空間・避難場所・避難路の整備」という回答が最も多く、次に「建築物の耐震化や耐火構造化など、老朽化した建物の改善」「水害対策、急傾斜地対策など、災害防止のための河川や山林の整備」となっています。

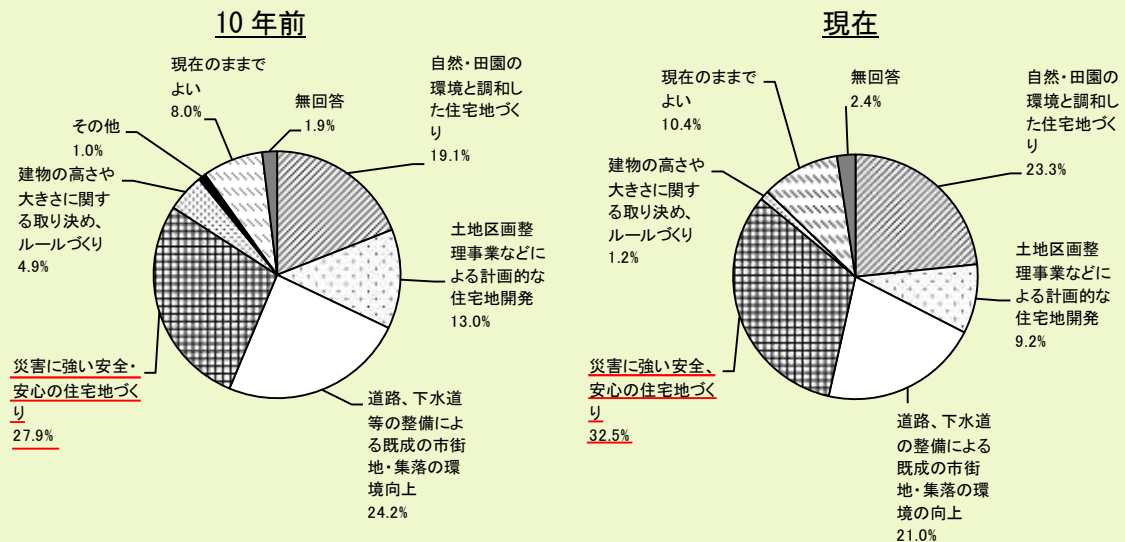
問 防災まちづくりについて、何が重要だと思いますか？



【土地利用で重視すること】

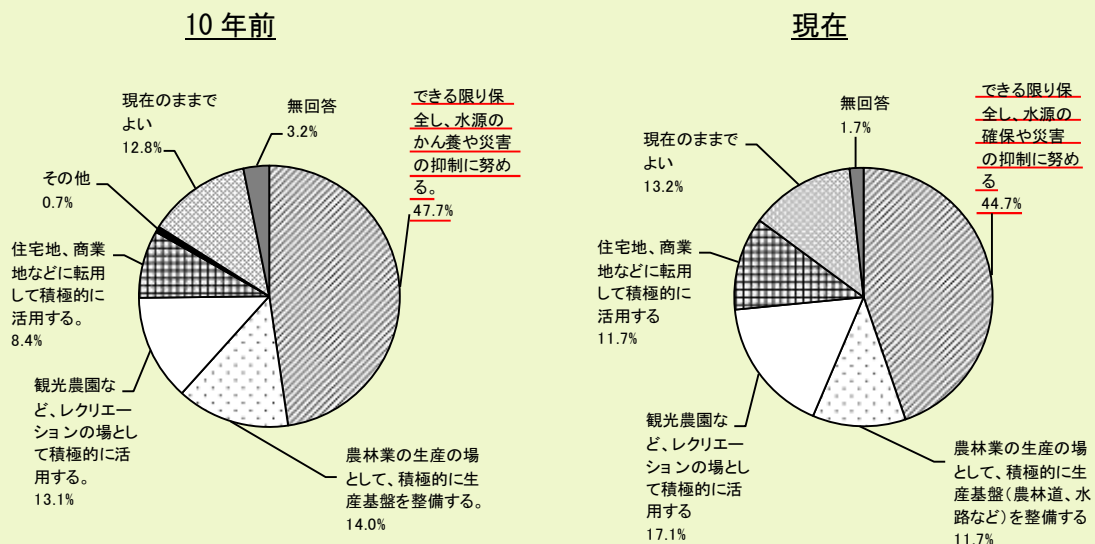
- ・住宅地については、「災害に強い安全、安心の住宅地づくり」という回答が最も多く、10年前と比べてもその割合は高くなっています。

問 住宅地について、最も重視することは何ですか？



- ・農地・森林については、10年前に引き続き「できる限り保全し、水源の確保や災害の抑制に努める」という回答が最も多くなっています。

問 農地・森林について、何が重要だと思いますか？



【緑や花・公園の整備で重要なこと】

- ・緑や花・公園の整備で重要なこととしては、「避難場所にもなる防災公園の整備」という回答が最も多く、有事の際の防災拠点としての機能を併せ持つ公園の整備が求められています。

問 緑や花・公園の整備について、何が重要だと思いますか？

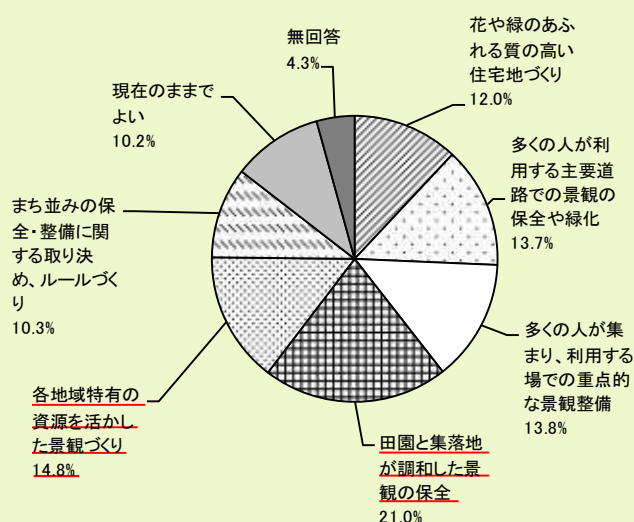
選択肢	(件数)	0%	10%	20%	30%	40%	50%
1. 身近な公園や子どもの遊び場の整備	487					36.4%	
2. 市民が一日過ごせる大規模な公園の整備	359					26.8%	
3. 住宅地や道路沿道等での植栽・緑化	90					6.7%	
4. <u>避難場所にもなる防災公園の整備</u>	517					38.6%	
5. 川や水辺を活かした水に親しめる空間の整備	224					16.7%	
6. 森林浴環境(森林公園)の整備	113					8.4%	
7. 地域をめぐる散策路・緑道の整備	170					12.7%	
8. 市外の人も利用する観光的なレクリエーション施設の整備	227					17.0%	
9. 現在のままでよい	108					8.1%	
無回答	55					4.1%	
計	2,350						

3つ以上を回答した 2人 を含む

【景観づくり】

- ・景観づくりにおける重要なこととしては、「田園と集落地が調和した景観の保全」という回答が最も多く、次いで「各地域特有の資源を活かした景観づくり」が挙げられます。

問 まち並みや景観づくりについて、何が重要だと思いますか？



全体構想編

第1章 都市づくりのビジョン

第2章 将来都市構造

第3章 分野別都市づくり計画

第1章 都市づくりのビジョン

導入編第3章で挙げた課題と上位計画である総合計画及び区域マスを踏まえ、基本的なまちづくりの考え方を整理します。

1-1 本巢市の将来像

本市は、近隣都市との交流の場となる商業地域、住宅地域、稲作・果樹を中心とした田園地域、清流根尾川の源流域である森林地域など、地理的・自然的にさらなる発展の可能性を有しています。

また現在、東海環状自動車道の整備が進められており、屋井工業団地への企業進出が完了するなど今後の産業振興も期待されます。

まちづくりにおいては、市民が主体となって地域毎の特徴を活かした取り組みが重要であるため、市民活動を支援し、市民と行政が協働しながら進めていく必要があります。

そこで、豊かな自然と都市が調和するまちなかで、市民同士がともしつながり、支え合い、次世代へ住みよい環境を受け継いでいく活力あるまちを目指します。

自然と都市の調和の中で 人がつながる 活力あるまち・本巢

1-2 上位計画の方向性

本市の将来像を実現する上で、総合計画及び区域マスでは以下の基本方針を定めています。

本巢市第2次総合計画

—まちづくりの基本方向—

- 自然環境・防災 ～自然と共生する安全なまち～
- 生活環境・安全 ～住みやすく安心して暮らせるまち～
- 健康・福祉・医療 ～人にやさしく生きがいのあるまち～
- 子育て ～地域の子どもをみんなで育てるまち～
- 産業・雇用 ～資源を活かして活力を創造するまち～
- 教育・文化 ～学び合い、育ち合い、文化を伝えるまち～
- 行政運営・市民協働 ～市民と行政がともしつくる自律したまち～

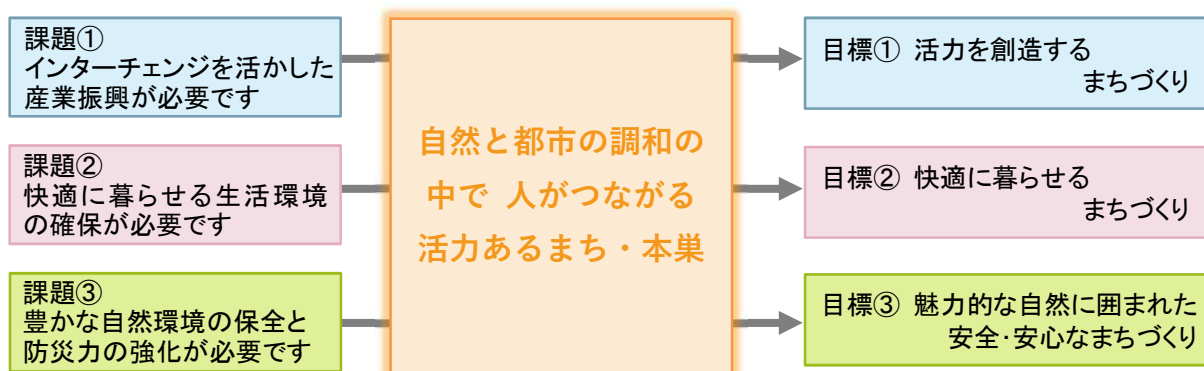
本巢都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

—まちづくりの方針—

- 豊かな自然を守り、活かすまちづくり
- 安全・安心で快適に過ごせるまちづくり
- 活気に満ち、こころがふれあうまちづくり

1-3 まちづくりの目標

総合計画のまちづくりの基本方向と、区域マスの空間形成に係るまちづくりの方針を踏まえ、本市における課題に対応する形で、まちづくりの目標を設定します。



まちづくりの
目標①

活力を創造するまちづくり

本市への移住・定住の促進と交流人口の拡大のためには、東海環状自動車道を活用したまちづくりが必要です。既存の工業団地周辺を中心に新たな工業用地を確保し、企業誘致を図るため、(仮称)糸貫 IC 周辺の道路整備を進め、新たな産業を創出していくことを目指します。また、(仮称)糸貫 IC につながる道路交通網を整備し、広域ネットワークを形成することで、既存企業と連携した工業集積による産業振興など、本市の活力の向上を目指します。

- インターチェンジを活用した企業誘致による新たな産業の創出
- 広域ネットワーク形成による既存企業と連携した活力の向上

まちづくりの
目標②

快適に暮らせるまちづくり

本市は、人口減少・少子高齢化が進むなかで、国道 157 号に沿って市街化が進むなど比較的集約された市街地が形成されています。今後も適切な土地利用の規制・誘導を行い、集約型の都市構造を維持していくことを目指します。また、生活道路の整備による道路ネットワークの形成や市街地内における公園の確保など、生活基盤を充実させることで快適性を向上させます。

- 適正な土地利用の規制・誘導による集約型都市構造の維持
- 道路ネットワークの形成と生活基盤の充実による快適性の向上

まちづくりの
目標③

魅力的な自然に囲まれた安全・安心なまちづくり

清流根尾川の源流域である北部の森林地域や稲作・果樹を中心とした田園地域など、市内には誇るべき自然環境が豊富にあります。また、淡墨桜をはじめとする四季折々の魅力ある観光資源や、真桑人形浄瑠璃や能郷の能・狂言をはじめとした伝統的な祭礼など、多様な歴史文化資源も点在しています。こうした豊かな自然や歴史文化資源の保全・活用を進め、まちの魅力向上を目指します。

一方で、本市は地形的・自然的条件から自然災害による被害が発生する可能性があります。全ての市民が安全に暮らせるよう治山・治水・砂防事業等のハード面の計画的な取り組みや、市民自らの力による防災力の強化などソフト面からの取り組みを進め、防災・減災まちづくりを推進します。

- 豊かな自然や歴史文化資源の保全・活用による魅力の向上
- 自然災害に強い防災・減災まちづくりの推進

1-4 将来フレーム

本計画では、将来の目標人口を総合計画との整合を図り、33,666 人とします。

平成 37 年の将来人口 **33,666 人**

出典：本巢市第 2 次総合計画

まちづくりの課題からまちづくりの目標への展開

背景

【国・県の動向】

- ・地域への移住・定住、活性化（地方創生）
- ・東海環状自動車道西回りの整備
- ・人口減少・少子高齢化社会の到来、財政状況の低迷に伴う集約型の都市構造の構築
- ・東日本大震災などを教訓とした防災・減災対策の推進

【本巢市の現況】

- ・半数以上が他市町村で従業（自市町内従業率42.3%）
- ・（仮称）糸貫IC・（仮称）本巢PAの供用による利便性の向上
- ・屋井工業団地が売却、工業用地が不足
- ・少子高齢化の進行（平成27年時点で65歳以上が27.8%）
- ・国道157号沿いに市街地が形成（用途地域248.5haでの都市的土地利用は86.5%）
- ・用途地域外での開発は平成28年で9件
- ・都市計画道路（糸貫インター線、長良糸貫線）で用地買収中
- ・都市計画公園が2箇所、その他の都市公園が4箇所
- ・下水道の整備促進（汚水処理人口全体で83.5%）
- ・能郷白山や根尾川など豊かな自然環境が存在
- ・淡墨桜や真桑人形浄瑠璃、船来山古墳群など、多様な地域資源が点在
- ・根尾川、犀川での水害や土砂災害、南海トラフ、養老-桑名-四日市断層帯での大規模地震といった自然災害の可能性

まちづくりの課題

■ インターチェンジを活かした産業振興が必要です

- ・新たな産業振興に向けたインターチェンジ周辺の環境整備
企業誘致等に向けた（仮称）糸貫IC周辺での土地利用方針の位置づけや都市基盤等の整備
- ・インターチェンジの開通に伴う広域ネットワークの形成
（仮称）糸貫ICの整備効果を波及させるための道路交通網の整備

産業の振興

■ 快適に暮らせる生活環境の確保が必要です

- ・適切な土地利用規制と計画的な土地利用誘導
無秩序な開発の抑制と規制・誘導内容の見直しによる計画的な土地利用の誘導
- ・快適に暮らすことができる生活基盤の構築
国道157号や長良糸貫線を含めた都市内道路ネットワークの形成と、生活道路の整備や公園・下水道等の充実など、快適な生活基盤の構築

生活環境の確保

■ 豊かな自然環境の保全と防災力の強化が必要です

- ・魅力ある自然環境や歴史文化資源の保全・活用
都市化に対する豊かな自然の保全と、観光や交流の支えとしての魅力ある資源の活用
- ・安全・安心なまちに向けた防災・減災対策の推進
治山・治水・砂防事業等の促進や公共公益施設の耐震化、避難路・避難場所・応急復旧活動スペースの整備などの総合的な防災・減災対策の推進

地域資源の保全と防災力の強化

将来像

自然と都市の調和の中で人がつながる活力あるまち・本巢

上位計画

本巢市 第2次総合計画

本巢都市計画
都市計画区域の整備、
開発及び保全の方針

まちづくりの目標

● 活力を創造するまちづくり

- ・インターチェンジを活用した企業誘致による新たな産業の創出
- ・広域ネットワーク形成による既存企業と連携した活力の向上

【分野：土地利用、市街地整備、道路・交通】

● 快適に暮らせるまちづくり

- ・適正な土地利用の規制・誘導による集約型都市構造の維持
- ・道路ネットワークの形成と生活基盤の充実による快適性の向上

【分野：土地利用、市街地整備、道路・交通、水と緑】

● 魅力的な自然に囲まれた安全・安心なまちづくり

- ・豊かな自然や歴史文化資源の保全・活用による魅力の向上
- ・自然災害に強い防災・減災まちづくりの推進

【分野：土地利用、水と緑、街並み・景観、安全・安心】

第2章 将来都市構造

本市の新しい都市空間づくりに向け、どのような都市機能を配置・誘導し、どのような都市施設の配置や土地の使い方を目指すかという、基本的な方向性を「都市構造」として整理します。

2-1 都市構造の考え方

本市の都市構造は、「都市軸」「都市拠点」「ゾーニング」の3つの要素から構成します。

また、これらの要素は、さらにいくつかの「軸」「拠点」「ゾーン」に分かれ、都市を構成します。

都市構造を構成する要素

●都市軸

交流やネットワークを担う動線及び線形

●都市拠点

各種都市活動の中心的な場

●ゾーニング

概ねの機能毎に区分した土地のまとまり

2-2 都市構造の構成要素

一体的な都市空間づくりの視点や、各地域の成り立ち等を考慮しながら、都市構造の構成要素を次のように設定します。

●都市軸

都市軸は、都市活動や交流を支える主要な幹線道路及びレクリエーションや都市環境の向上に資する主要な河川を中心に、5つの軸を設定します。

①広域連携軸	本市と広域都市圏を結び、人や物の広域的な移動・交流を担う動線として、「東海環状自動車道」を位置づけます。
②都市間連携軸	隣接・近接する都市との連絡を担う動線であり、「国道157号」、「国道418号」、「主要地方道北方多度線」、「主要地方道岐阜関ヶ原線」、「主要地方道岐阜大野線」、「都市計画道路長良糸貫線」、「一般県道北方真正大野線」、「一般県道藤橋根尾線」及び「根尾川左岸堤防道路」を位置づけます。
③都市内環状連携軸	買い物、産業、行政サービス、レクリエーション等の様々な都市活動の場を結びつけ、生活利便性や賑わいの向上に資する動線であり、都市間連携軸を構成する路線の一部に加えて、「西部連絡道路線」等を位置づけます。
④環境軸	身近な自然を活かした憩いや、市の個性を表現する場としての動線であり、「根尾川」、「糸貫川」、「犀川」及び「東海自然歩道」を位置づけます。
⑤公共交通軸	本市の南北を結ぶ軸として、「樽見鉄道」を位置づけます。

●都市拠点

都市拠点は、日常生活において多くの市民が集い利用する場や、主要な憩いの場などを中心に、6つの拠点を位置づけます。

①コミュニティ拠点 	主として行政サービスの機能を担い、市民の日常生活を支援していく拠点として、「本庁舎周辺」及び各地域の「分庁舎周辺」を位置づけます。
②商業拠点 	広域的な商業を中心とした賑わいの場として、「国道 157 号沿道」及び「主要地方道岐阜関ヶ原線沿道の商業集積地周辺」を位置づけます。
③緑の交流拠点 	本市が誇る豊かな緑を活用した憩いともてなしの拠点であり、「船来山周辺」、「文殊の森周辺」及び「淡墨公園周辺」を位置づけます。
④交通拠点 	広域的な道路ネットワークの拠点として「(仮称)糸貫 IC 周辺」、市内及び近隣市町との公共交通によるネットワーク化の核となる拠点として「樽見鉄道モレラ岐阜駅周辺」、市内の公共交通ネットワークの主要な拠点として「樽見鉄道樽見駅周辺」及び「樽見鉄道本巣駅周辺」を位置づけます。
⑤産業拠点 	地域経済を支える主要なもののづくりの場であり、「大規模工業施設集積地」や「東海環状自動車道インターチェンジ周辺」、「パーキングエリア周辺の都市計画道路長良糸貫線の沿道地域」を位置づけます。
⑥文教拠点 	未来を担う主要な人づくりの場であり、「国道 157 号周辺の高等学校・機関集積地」を位置づけます。

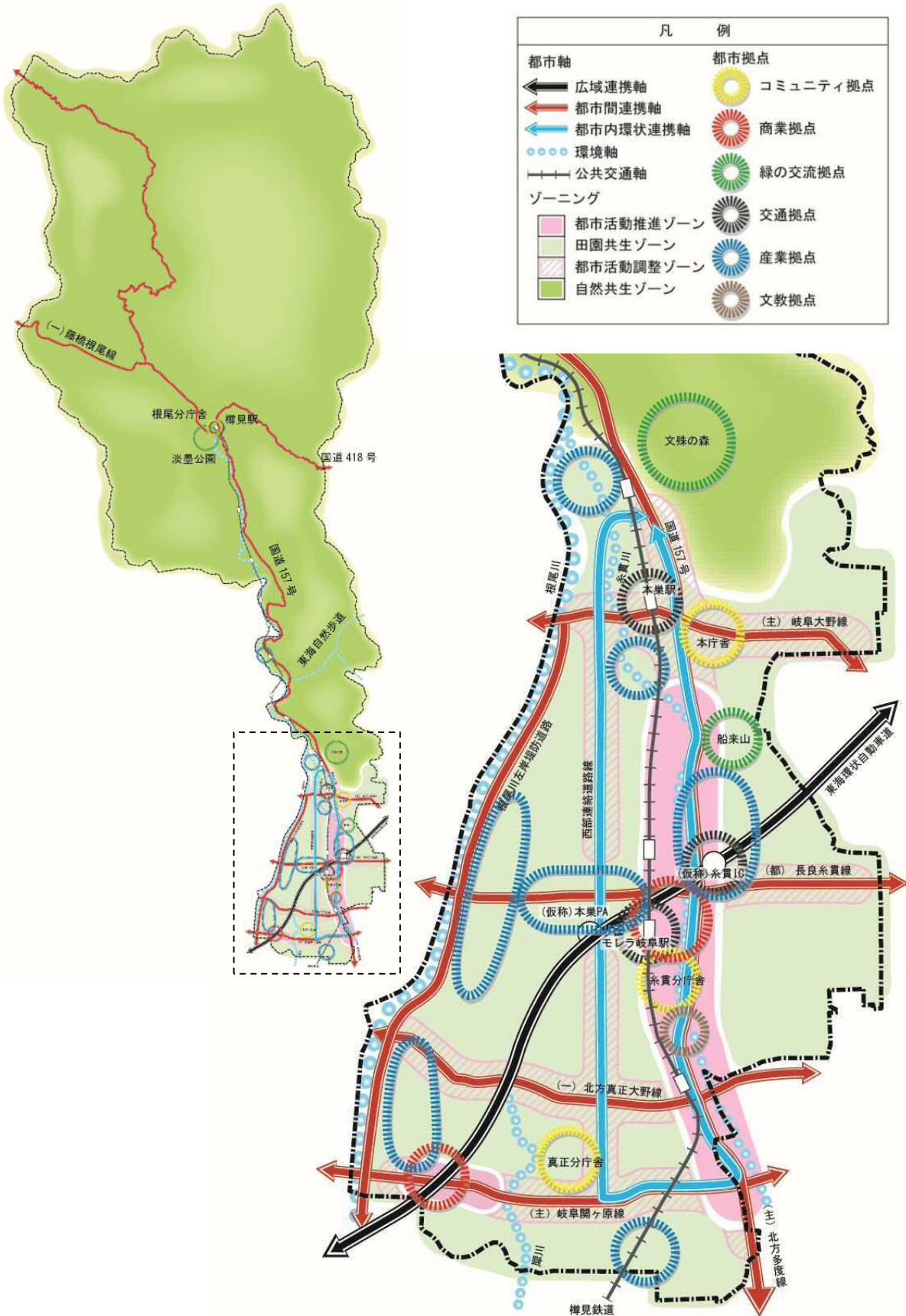
※将来都市構図(P31)において、拠点が重複している場所は担う機能も重複することを表現しています。

●ゾーニング

ゾーニングは、居住や産業等の都市活動の場として活用・整備を図る区域や、自然を保全し、あるいはこれとの調和を図る区域を中心に、4つのゾーンを設定します。

①都市活動推進ゾーン	市街地としてふさわしい都市基盤や土地利用規制を備え、居住や産業等の活動を優先していく区域であり、「市南部の国道 157 号沿道地域」及び「主要地方道岐阜関ヶ原線沿道の商業集積地周辺」を位置づけます。
②田園共生ゾーン	田園風景や営農基盤の保全及び有効活用を図るとともに、これらと調和した良好な住環境を備えていく区域であり、「市南部の都市活動推進ゾーン以外の地域」を位置づけます。
③都市活動調整ゾーン	営農環境との調和に留意しながら、生活利便性やまちの賑わいの向上に資する取り組みを計画的に進める区域であり、都市間連携軸として「主要地方道岐阜大野線」、「主要地方道岐阜関ヶ原線」、「都市計画道路長良糸貫線」、「一般県道北方真正大野線」、「西部連絡道路線」の沿道周辺地域を位置づけます。 なお、このゾーンは、基本的に「田園共生ゾーン」に類する性格ですが、長期的あるいは部分的には「都市活動推進ゾーン」として、居住や産業等の都市活動を優先させるゾーンとしての取り扱いを検討していきます。
④自然共生ゾーン	市民にやすらぎや潤いを与えるまちの背景として、また、優れた生態系が維持された自然として保全・活用を進める区域であり、「市北中部に広がる森林地域」を位置づけます。

将来都市構造図



第3章 分野別都市づくり計画

将来像やまちづくりの目標を達成するために、6つの分野毎にまちづくりの方針を整理します。

- 土地利用に関する方針
- 市街地整備や規制・誘導に関する方針
- 道路・交通に関する方針
- 水と緑に関する方針
- 街並み・景観に関する方針
- 安全・安心に関する方針

都市づくりのビジョン

本巢市の将来像

自然と都市の調和の中で 人がつながる 活力あるまち・本巢

まちづくりの目標

- 目標① 活力を創造するまちづくり
- 目標② 快適に暮らせるまちづくり
- 目標③ 魅力的な自然に囲まれた安全・安心なまちづくり

将来フレーム

- 人口 33,666 人

将来都市構造

- 都市軸(交流やネットワークを担う「5種類の軸」)
- 都市拠点(都市活動の中心となる場としての「6種類の拠点」)
- ゾーニング(概ねの機能毎に区分した「4種類のゾーン」)

分野別都市づくり計画

3-1 土地利用に関する方針

- (仮称)糸貫ICの活力を活かす適正な土地利用の推進
- 公共的な観点に基づいた効果的・効率的な土地利用
- まちが誇る自然環境の保全と共生を前提とした土地利用

3-2 市街地整備や規制・誘導に関する方針

- 暮らしや賑わいを育む「都市基盤づくり」「制度の適切な運用」

3-3 道路・交通に関する方針

- 地域を結び、安全・快適に利用できる交通環境づくり

3-5 街並み・景観に関する方針

- 美しく、地域の特色が活かされた風景づくり

3-4 水と緑に関する方針

- 美しく豊かで、身近に感じる水と緑の環境づくり

3-6 安全・安心に関する方針

- 安全・安心な生活環境づくり

3-1 土地利用に関する方針

1. 基本方針

土地利用の 基本方針①

(仮称)糸貫 IC の活力を活かす適正な土地利用の推進

(仮称)糸貫 IC の開通により工業、商業、観光業を中心とした産業に対し大きな影響をもたらすことが期待され、その効果を十分に活かすことができるように IC・PA 周辺地区のまちづくりの方向性を検討し、適正な土地利用を推進します。

それにより、新規の企業誘致や既存企業の拡充等を支援し、産業の活性化につなげます。ただし、大型車両の排除など周辺環境へ配慮した施策をあわせて検討します。

土地利用の 基本方針②

公共的な観点に基づいた効果的・効率的な土地利用

土地は限られた資源であるため、有効に利用することが必要です。そのため、公共的な観点に立った秩序ある利用が求められます。

本市の場合、市南部では優良な農地が広がっています。一方、地理的・地形的な特性から開発選好度が高く、土地利用制限により開発が可能な地域で宅地開発が進んでいる状況にあります。

このため、宅地開発や行政による都市基盤整備等が無秩序に進むことがないよう、公共的な観点で利用するところと抑制するところを明確にし、秩序のある効果的・効率的な土地利用を進めます。また、現在の土地利用や将来に向けた開発需要等を考慮しながら、住宅、商業、工業等としてそれぞれ利用する土地を明確化するとともに、土地利用規制を見直します。

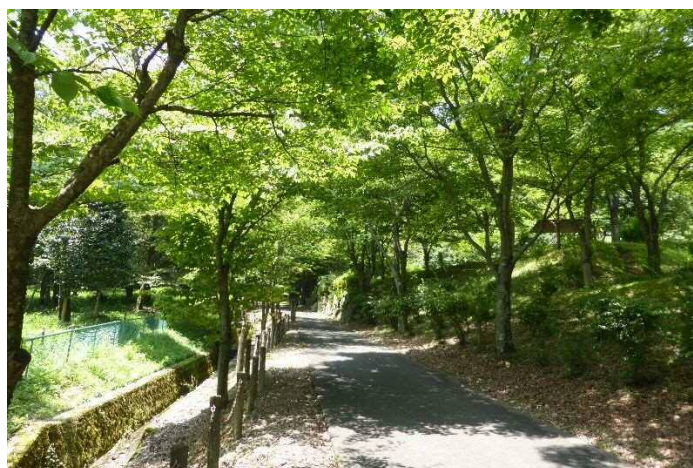
土地利用の
基本方針③

まちが誇る自然環境の保全と共生を前提とした土地利用

本市の土地利用において特筆すべきは、市域の8割以上を占める森林に見られるように、自然環境に恵まれていることです。

しかしながら、第一次産業の衰退により森林や農地は生産の場としての経済的価値が相対的に低下しています。本市においても、全国的な例に漏れず、宅地への利用転換や、耕作放棄地・放置林の増加が見受けられます。

一方で、このような自然は、土地の環境保全や、優れた生態系、美しい風景を支える重要な要素となっており、市民意向から見ても保全することが重要です。このため、自然に囲まれた集落地域の生活環境整備や、(仮称)糸貫 IC 等の都市基盤整備に伴う新たな土地利用の検討に際しても、「自然環境の保全と共生」を念頭に考えていくことを原則とします。



2. エリア別土地利用の方針

基本方針を踏まえて、市域を7つのエリアに区分し、エリア毎に目指すべき土地利用方針と配置のイメージを整理します。

各エリアの土地利用方針と配置のイメージ

①住居系市街地エリア

土地利用の内容	◆低層、低中層の住宅を基本とした居住環境の保全を図るとともに、日常生活に必要な施設（一定規模以下の商業施設、教育施設、福祉施設等）の立地による生活利便性の向上に努めます。 ◆空家等既存ストックを活用し、定住・移住者の住宅確保に努めます。
配置のイメージ	◆現在の住居系用途地域及びこれに連続する住宅地

②商業系市街地エリア

土地利用の内容	◆商業施設をはじめとする各種サービス施設の立地の集積を誘導するとともに、市民や周辺都市からの利用に配慮した賑わいのある、利便性の高い空間形成を図ります。
配置のイメージ	◆大規模商業施設を中心とした国道157号と都市計画道路長良糸貫線の交差部周辺や主要地方道岐阜関ヶ原線と一般県道田之上屋井線との交差部周辺

③産業系市街地エリア

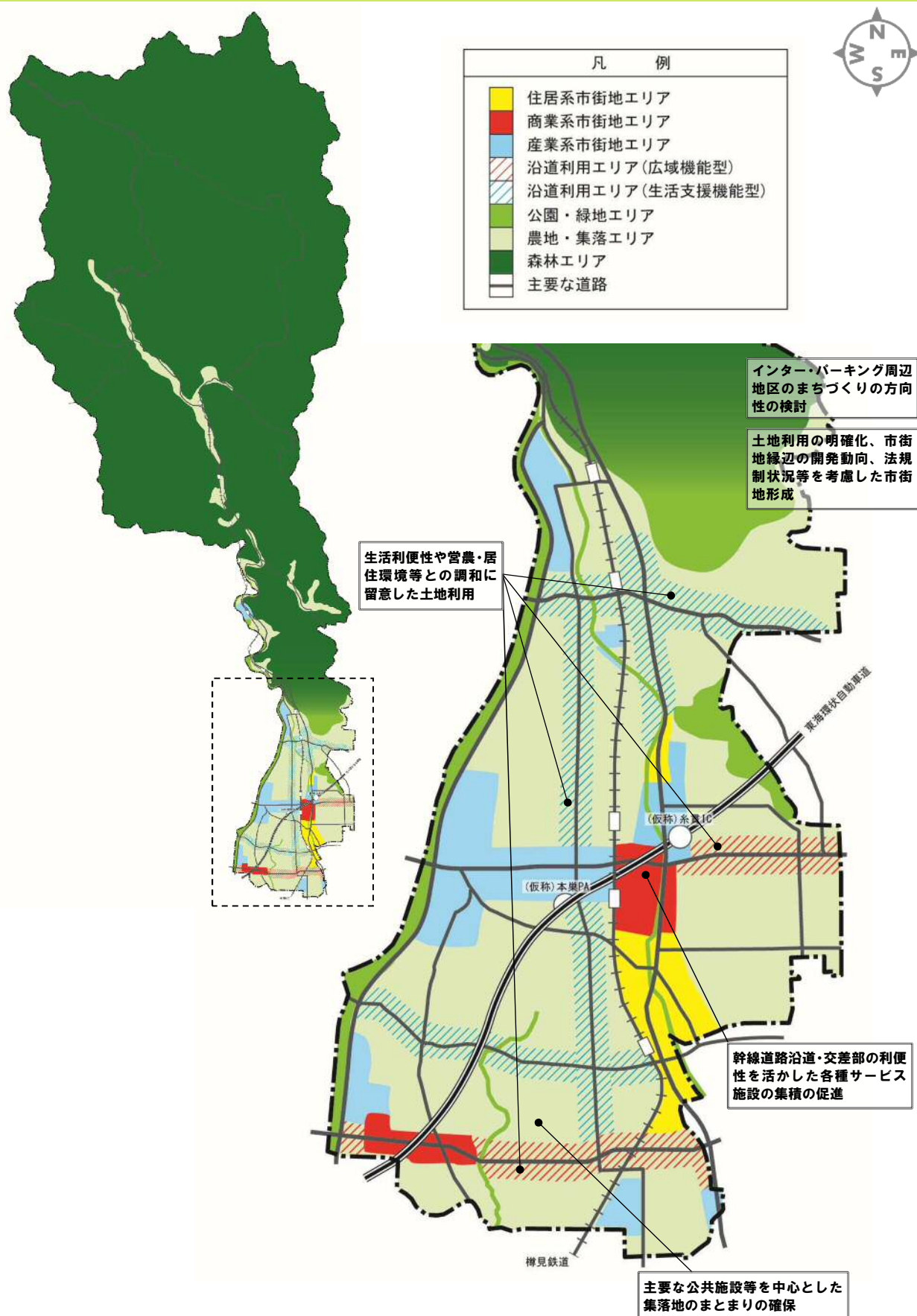
土地利用の内容	◆大規模工業施設、地域産業を支える工場等の立地の集積や機能維持を図るとともに、周辺の居住環境、営農環境への影響に配慮するよう誘導します。 ◆既存施設に隣接するエリアの拡大に努めます。
配置のイメージ	◆現在の大規模工業施設が集積する地域及びその周辺 ◆都市計画道路長良糸貫線沿道及び(仮称)糸貫IC・(仮称)本巣PA周辺 ◆根尾川、糸貫川沿いで形成されている工業団地等とその周辺 ◆市南部の主要地方道北方多度線沿道

「市街地」とは

本巣市都市計画マスタープランにおける「市街地」は、国道157号沿いの用途地域が指定してあるエリアと本ページで整理している住居系、商業系、産業系のエリアを指します。

④沿道利用エリア（広域機能型、生活支援機能型）	
土地利用の内容	◆市街地エリア以外の主要な幹線道路沿道では、営農環境や居住環境の保全を基本としながら、生活利便性の向上や地域振興に資する効率的な土地利用を検討します。 ◆沿道利用エリアは、各路線の規格に応じ、広域商業や物流等を含んだ高度で複合的な機能付加を想定した「広域機能型」と、周辺環境と共存できる商業等の機能付加を想定した「生活支援機能型」に区分します。
配置のイメージ	◆国道 157 号、都市計画道路長良糸貫線、主要地方道岐阜関ヶ原線、主要地方道岐阜大野線、主要地方道北方多度線、西部連絡道路線、一般県道北方真正大野線の沿道地域及びインターチェンジ周辺地域
⑤公園・緑地エリア	
土地利用の内容	◆市民の日常的な憩いの場として、都市公園化を推進します。 ◆まちに潤いをもたらす水と緑の豊かな風景の場や、教育の場等として活用を図ります。
配置のイメージ	◆根尾川・糸貫川・犀川 ◆市街地近郊のまとまりある森林 ◆主要な公園
⑥農地・集落エリア	
土地利用の内容	◆農地のまとまりを保全・確保し、営農環境や、多様な生物の生息地としての機能、遊水機能の維持に努めます。 ◆営農環境の維持については、必要に応じて規制・誘導の内容を見直します。 ◆集落地については、周辺の田園・里山環境との調和を図りつつ、居住環境の改善・向上、主要公共施設等を中心とした土地利用のまとまりの確保に努めます。 ◆市街地縁辺部では、開発動向等に応じて、市街地としての設定を図り、良好な居住環境の整備・誘導を図ります。
配置のイメージ	◆市街地エリア以外の集落地及び農地
⑦森林エリア	
土地利用の内容	◆森林の保全を基本として、木材生産、観光や交流、心身の健康維持・増進、疾病の予防を図る森林セラピーの視点から自然と触れあえる場としての活用を図ります。 ◆法に基づく国定公園や自然環境保全地域、主要な保安林・国有林では、水源のかん養、優れた生態系の維持、美しいまちの背景等を支える重要な森林として、積極的な保全・管理を図ります。
配置のイメージ	◆市北部に広がる森林

土地利用に関する方針図



3-2 市街地整備や規制・誘導に関する方針

1. 基本方針

暮らしや賑わいを育む「都市基盤づくり」「制度の適切な運用」

居住環境、営農環境及び商工業の産業活動が調和した土地利用を進めるため、平成22年に施行した本県都市計画の制度について適切な運用を進めます。さらに、(仮称)糸貫ICの開通に併せて産業の振興を推進するため、必要に応じて用途地域、特定用途制限地域等の土地利用に係る規制を見直します。

また、定住を促し、来訪者で賑わう都市空間を形成するため、それぞれの地域の特性に応じた取り組みを進めるとともに、快適な暮らしの場としての住居系市街地や、ものづくりの場としての工業系市街地において、計画的な市街地整備を進めます。

集落地においては、周辺の営農環境、里山環境との調和に留意しながら、地域の状況に応じた地区計画の策定など、様々なまちづくりの手法を活用して快適性の向上に努めます。

市街地整備や規制・誘導に関する方針

暮らしや賑わいを育む
「都市基盤づくり」「制度の適切な運用」

- ①都市計画の制度の適切な運用
- ②拠点地域のまちづくり
- ③市街地・集落地の生活基盤の充実

2. 整備・誘導の方針

① 都市計画の制度の適切な運用

- ・平成22年から施行している本県都市計画の制度を適切に運用することにより、計画的な市街地整備を進めます。
- ・国道157号や主要地方道岐阜関ヶ原線の沿道の住居系、商業系市街地エリアでは、居住環境の保全や商業集積度の向上等、土地利用方針に即した建築活動が行われるように規制・誘導します。
- ・工業系市街地エリアでは、(仮称)糸貫ICの開通に伴い、開発需要の高まりが予想されるなかで、計画的な開発が行われるように用途地域や特定用途制限地域を見直します。
- ・各市街地エリア以外の地域では、規制や誘導の内容を見直し、営農環境、居住環境の保全を図ります。

② 拠点地域のまちづくり

- ・「コミュニティ拠点」として位置づけた地域では、市民の生活の拠点として、商業、医療・福祉等の機能の導入を検討します。また、各コミュニティ拠点間や樽見鉄道モレラ岐阜駅周辺とは、バス等を中心とした公共交通によるネットワーク化を推進します。
- ・市街地内の「商業拠点」として位置づけた地域では、大規模商業施設の周辺において、市内外の多くの人々が利用する利便性の高い空間を形成するため、空地の有効活用を図り、商業施設をはじめとする各種サービス施設の立地の集積を誘導します。
- ・「産業拠点」として位置づけた(仮称)糸貫 IC 周辺では、開発需要の高まりに応じ、工業、物流、交流等の施設立地を適正かつ効率的に進めるための都市基盤整備や土地利用規制を見直します。
- ・将来都市構造で位置づけた各都市拠点の周辺では、市民との連携を図り、地域が主体となったまちづくりを進めます。

③ 市街地・集落地の生活基盤の充実

- ・市街地縁辺部や大規模集落周辺といった地域では、宅地化を図る範囲をできる限り明確化しながら、地区計画による道路・公園等の都市基盤の確保、一体的に都市基盤を確保できる民間開発の指導・誘導等、各地域の状況に応じた様々な手法により、良好な居住環境の形成に努めます。
- ・市街地内の土地区画整理事業が施行された地区や、市街地外の基盤整備済みの地区については、地区計画制度等、現在の良好な居住環境を保全するための方策について検討します。
- ・老朽化した市営住宅は修繕などによる長寿命化を推進し、市民の暮らしを守ります。
- ・小学校、中学校等の公共施設においては、必要に応じて施設改修等を行います。
- ・適切な管理が行われていない空家の実態を把握し、景観や衛生、防犯、防災など市民の生活環境を考慮しながらハード面、ソフト面の両面から移住・定住を促す施策の実施を進めます。

3-3 道路・交通に関する方針

1. 基本方針

地域を結び、安全・快適に利用できる交通環境づくり

道路・交通は、市民の日常生活や商工業等の産業活動を支える重要な要素となっています。このため、本市では、東海環状自動車道の整備に伴い、その整備効果を市内へ取り込むことができるように、IC との連絡性の向上や渋滞緩和、都市内交通を円滑に処理する幹線道路網の整備等、市民や来訪者が使いやすい道路整備を進めます。それにより、市内のネットワーク、広域的なネットワーク双方の整備を進めます。

また、このような道路整備と合せて、歩道の設置をはじめとした交通弱者の視点にも立った安全で快適な環境を整備します。

一方、交通に関しては、高齢化が著しいなかで重要性が増しており、樽見鉄道やバスの利便性を高め、利用しやすい公共交通のネットワーク化を推進します。

道路・交通に関する方針

地域を結び、安全・快適に
利用できる交通環境づくり

- ①広域道路等の整備・改良
- ②主要な幹線道路の整備・改良
- ③利用しやすい快適な道路の整備
- ④鉄道・バス等の公共交通網の充実

2. 整備・誘導の方針

① 広域道路等の整備・改良

- ・東海環状自動車道及び(仮称)糸貫 IC の早期開通を関係機関に要請します。
- ・福井県と岐阜地域を結ぶ国道 157 号は、北部地域においては重要な交通の軸であり、改良等を進め利便性の向上に努めます。また、南部地域においては、市の玄関口となる(仮称)糸貫 IC との重要なアクセス道路となります。交通量の増加が見込まれるため、4車線化に向け、将来的には都市施設としての位置づけも視野に入れて、地元住民との合意形成や管理者である県との協議等、調整を進めます。
- ・国道 157 号の都市計画道路運動場加茂線(北方町)へ接続する箇所については、都市施設としての位置づけも視野に入れて検討します。
- ・都市計画道路長良糸貫線や都市計画道路糸貫インター線の整備、主要地方道岐阜関ヶ原線の4車線化の早期完成等を促進します。
- ・市北部についても県道や林道について、整備を進めます。

② 主要な幹線道路の整備・改良

- ・市街地内の渋滞緩和や(仮称)糸貫 IC へのアクセス性の強化のため、国道 157 号と都市計画道路長良糸貫線を結ぶ環状型の市道の改良を推進します。
- ・主要地方道岐阜関ヶ原線などの近隣市町とを結ぶ幹線道路の整備を促進し、地域間の交流や緊急時・災害時用として重要な道路の確保を推進します。
- ・山間部では、地形的・自然的特性を考慮し、林道も含めた道路網の構築や復旧体制等のソフト面の充実により、災害に強い交通環境の実現を目指します。
- ・橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理を実施し、安全で円滑な交通の確保を図ります。

③ 利用しやすい快適な道路の整備

- ・市民との協働による道路除草を推進し、適正な維持管理を行います。
- ・主要な道路では、歩道の設置、道路照明灯、その他交通安全施設を設置します。
- ・一定規模以上の開発区域周辺において積極的に防犯灯の新設を促すほか、防犯灯の LED 化を進めるなど、安心して通行できる生活道路の環境整備を進めます。
- ・様々な都市拠点の周辺や主要な公共施設周辺等では、多くの人が利用するため、安全な歩行空間の確保を伴う道路の整備・改良を進めます。
- ・広域道路や主要な幹線道路では、景観計画に基づき、屋外広告物の規制・誘導、市民主体の取り組みによる管理等、美しく快適な道路空間を保全・創出するための取り組みを進めます。
- ・国道 157 号沿道に位置する道の駅を活用して、来訪者にわかりやすい道路交通情報の提供を図り、利用を促進します。

④ 鉄道・バス等の公共交通網の充実

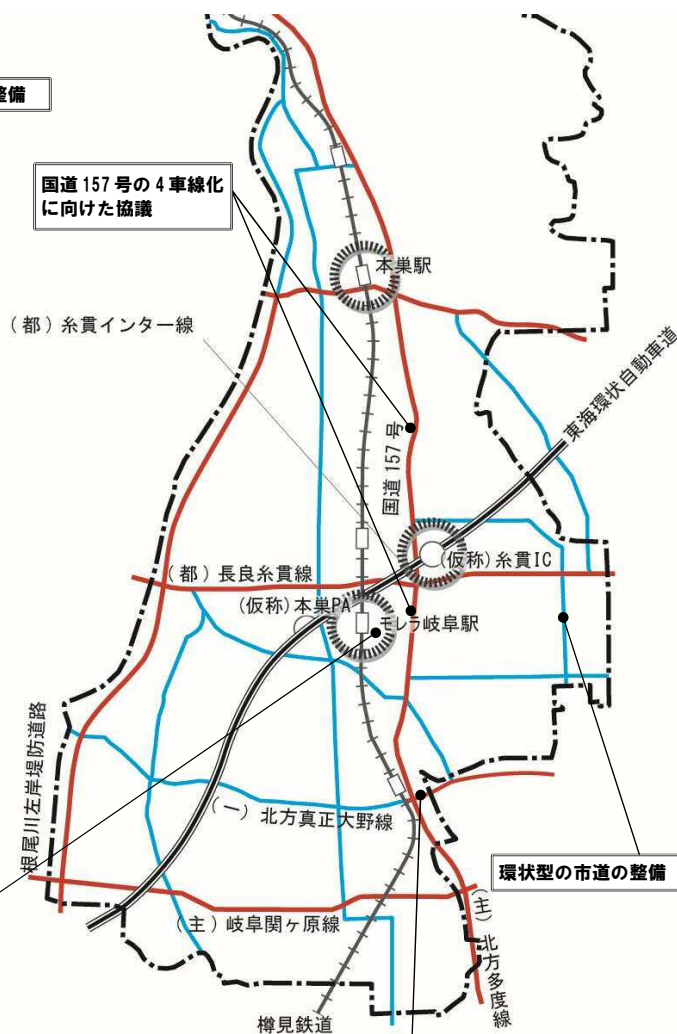
- ・樽見鉄道モレラ岐阜駅周辺を拠点として、利便性向上のための周辺基盤整備や広域的な連携も含め、公共交通のネットワーク化を推進します。
- ・交通拠点の樽見鉄道樽見駅、樽見鉄道本巣駅については、利便性向上のための周辺基盤整備や市内のコミュニティ拠点を結ぶ公共交通のネットワーク化を推進します。
- ・交通弱者等の移動を支え、渋滞緩和にも資する交通手段として樽見鉄道の利用を促進するため、沿線市町における認識の共有を図り、利用促進に向けた取り組みを検討します。
- ・市内の樽見鉄道の駅については、自然や歴史・文化を活かした集客展開を図るため、市民主体の取り組みとあわせて、駅周辺の観光資源等の情報発信や環境美化等の取り組みを進めます。また、鉄道と沿線の観光資源との連携により、鉄道利用者の増加を目指します。
- ・市営バスの運行ルートや便数を見直し、市民の利便性を高めます。また、利用しやすいバスのあり方として、他市町と連携して路線の再編を検討します。

道路・交通に関する方針図



凡 例	
	広域道路
	主要な幹線道路
	樽見鉄道
	交通拠点

- ・東海環状自動車道の整備
- ・都市計画道路長良系貫線の整備（4車線化）
- ・都市計画道路系貫インター線の整備
- ・主要地方道岐阜関ヶ原線の整備（4車線化）
- ・主要地方道北方多度線の整備



大型商業施設を拠点とした、
利用しやすい公共交通ネット
ワークの形成

<その他の主要施策>

- ・都市拠点、公共施設周辺の安全な歩行空間の確保
- ・主要な道路における交通安全施設の設置
- ・市営バスの運行ルートや便数の見直し
- ・他市町との連携による路線の再編
- ・樽見鉄道の利用促進

都市計画道路運動場加茂線へ
接続する道路の整備

3-4 水と緑に関する方針

1. 基本方針

美しく豊かで、身近に感じる水と緑の環境づくり

市域の8割以上を森林が占め、地域によって異なる自然の豊かさ、美しさを有する本市では、自然を守り、活かすことがまちづくりにおいて重要な役割を果たしています。

このため、市全体及び地域の視点から、積極的に守り、継承すべき自然を明確化して、保全と共生を原則とした都市活動を促すとともに、親水空間等の自然と身近に接することができる空間づくりを進めます。

また、快適で潤いのある生活環境を形成するため、各地域のまちづくりにあわせて、市民が利用しやすい都市公園等の整備・確保を図るとともに、市民の取り組みと連携した公共空間・民有地での緑化を進めます。

水と緑に関する方針

美しく豊かで、身近に感じる
水と緑の環境づくり

- ①自然・生態系の保全
- ②市民が親しめる川・山・里づくり
- ③公園・緑地の整備

2. 整備・誘導の方針

① 自然・生態系の保全

- ・ 河川の水質保全を図るため、公共下水道事業や農業集落排水事業、合併処理浄化槽の整備など、地域の特性に応じた手法により、生活排水の適正処理を進めます。
- ・ 市域の8割以上を占める森林は、保水能力の確保、土壌の保全といった面から、本市の自然保全の根幹と言えるものです。そのため、保安林指定の維持やボランティアの活用等により適正な保全・管理を促進します。
- ・ 能郷白山山頂付近や根尾川の一部流域では、それぞれ自然環境保全地域（特別地区と普通地区）、国定公園としての指定を維持し、積極的な保全を図ります。
- ・ 市南部では、主要な幹線道路沿道の土地利用方針との整合性等に留意しながら、田園風景の骨格や、優良農地、多様な生物の生息地として積極的に保全を図る区域を明確化し、農業振興地域等の他法令とも連携させた計画的な保全に努めます。

- ・ホタルが生息する席田用水（糸貫川）や、ササユリが群生する文殊の森等、市民に身近で優れた生態系が維持されている自然は、市民の取り組みとあわせて、積極的な保全を図ります。
- ・豊かな自然や歴史的資産について、市民や団体等と一体となった保護・活用を推進するため、日本ジオパークへの加盟を検討し、教育や地域の持続可能な発展を目指します。

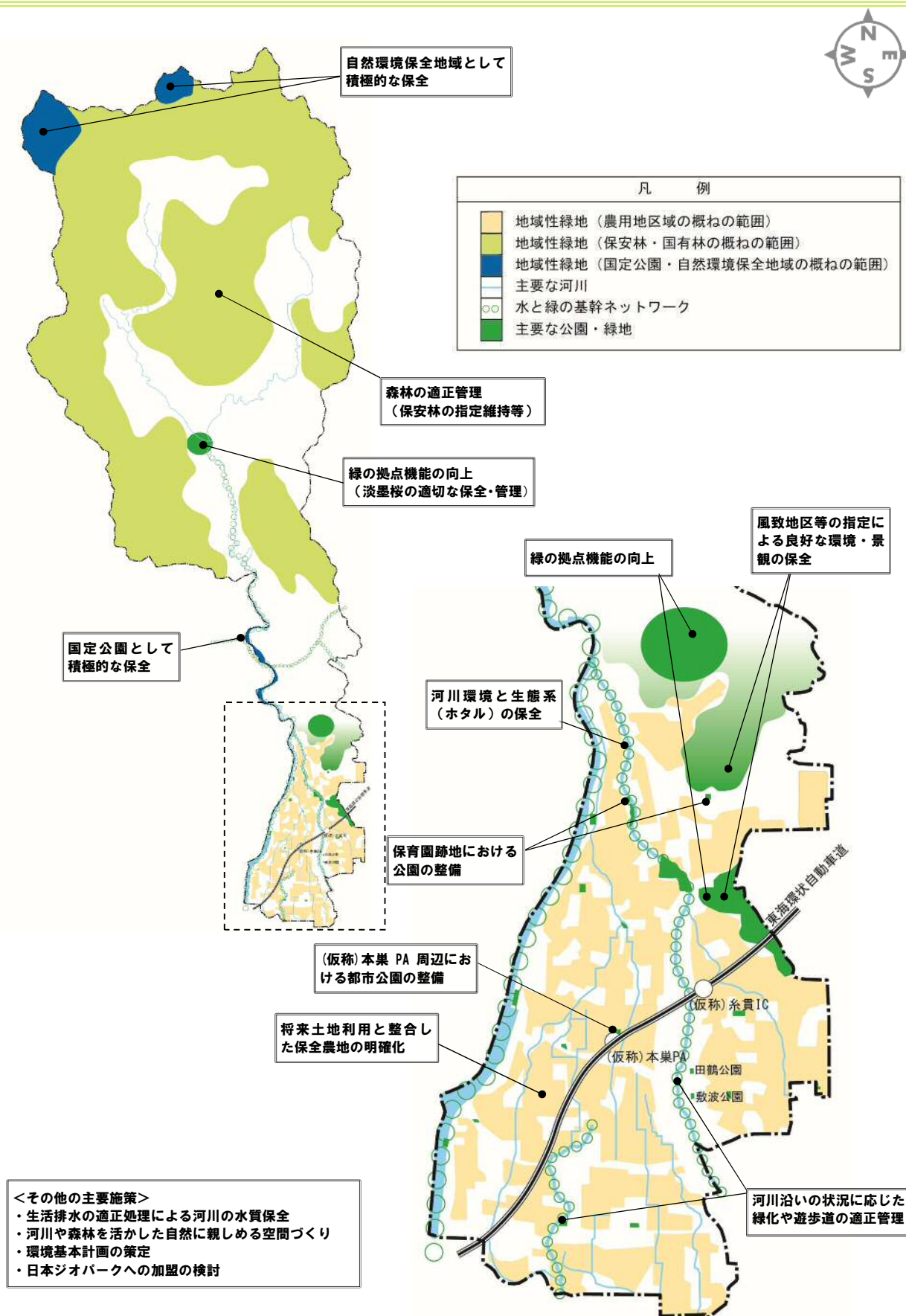
② 市民が親しめる川・山・里づくり

- ・船来山など市街地近郊に位置する森林・丘陵地は、風致地区等の指定を検討し、良好な環境・景観の保全に努めます。
- ・市北中部の豊かな自然を活かした森林セラピーの実施等、人々が自然に親しめる空間づくりを進めます。
- ・淡墨公園、文殊の森等の既存の憩いの場については、周辺のまちづくりとの連携や、それぞれの特性を踏まえた適切な保全・管理により、緑の拠点機能の向上に努めます。
- ・糸貫川等の主要な河川では、河川沿いの状況に応じて緑化や遊歩道の適正な管理により、美しい河川風景を眺めながら歩ける空間を確保します。

③ 公園・緑地の整備

- ・都市計画公園である田鶴公園、敷波公園やその他の公園については、誰もが親しみやすい安全な公園を目指し、適切な維持管理を行います。
- ・2箇所の保育園跡地において、バリアフリー化を念頭に置いた公園整備を検討します。
- ・公園整備にあたっては計画の段階から市民参加を促すとともに、市民協働による維持管理の仕組みづくりを進めます。
- ・一定規模以上の開発行為における植栽の義務化や緑地協定等、市民が主体となっていく緑のまちづくりを促し、民有地での緑化を進めます。
- ・計画的な公園整備や緑化を進めるための指針を検討します。
- ・(仮称)本巢PA周辺において、市民の憩いのスペースとなり、来訪者が立ち寄ることができる都市公園の整備を検討します。避難場所や支援物資の集積所、応急復旧活動の拠点となるなど防災機能も兼ね備えた公園を目指します。

水と緑に関する方針図



3-5 街並み・景観に関する方針

1. 基本方針

美しく、地域の特色が活かされた風景づくり

都市の快適性や都市の魅力といった視点から、見える環境として街並み・景観に対するニーズは高まっています。また、それらは、地域に根ざした多様な文化や産業と併せて、観光資源として活用することで魅力的で賑わいのあるまちの形成に寄与します。

こうしたなか、本市では、平成24年に景観法に基づく景観行政団体となり、平成27年には積極的に街並みや景観を保全・創出していくために景観計画を策定しました。

本市の自然環境や暮らしのなかにある景観を重要な資源として捉え、まちづくりへの活用を推進するために景観計画に基づく街並み・景観の保全・創出を図ります。

街並み・景観に関する方針

美しく、地域の特色が活かされた
風景づくり

- ①特徴的なまちの顔・軸づくり
- ②美しい郷土景観の保全
- ③地域毎の景観づくり

2. 整備・誘導の方針

① 特徴的なまちの顔・軸づくり

- ・(仮称)糸貫 IC 周辺は、景観形成重点地区としての指定を検討し、来訪者を迎えるまちの玄関口として、本市をイメージできるような修景整備や、周辺地域のまちづくりと結びつけた景観誘導を進めます。
- ・各都市拠点については、緑化による周辺環境との調和や、案内看板の充実等による利用者にわかりやすい景観誘導を進めます。
- ・幹線道路では、屋外広告物の規制・誘導、景観に配慮した空間づくりを進めます。
- ・「都市間連携軸」としての国道157号や、「都市内環状連携軸」としての西部連絡道路線等は、様々な都市拠点を結ぶ位置づけから、各拠点へ誘導する案内看板の統一化等に取り組みます。

② 美しい郷土景観の保全

- ・ 農業や林業を中心に発展してきた本市では、市南部で優良農地が、市北中部で森林が広がり、美しい景観を形成しています。都市計画・景観計画・条例の適切な運用により、良好な田園風景や、まちの背景を損なうような建物の形態及び立地を抑制します。
- ・ 根尾川、糸貫川、犀川等の主要な河川については、親水空間の維持に努めます。

③ 地域毎の景観づくり

- ・ 市街地整備や各地域のまちづくりにあわせて、良好な景観を創出するため、市民の意向を踏まえながら、地区計画制度や景観計画等による建物の形態制限等を検討します。
- ・ 企業誘致の際には、周辺環境への配慮とともに、景観・緑化にも配慮した統一感のあるまちづくりに向けて検討します。
- ・ 優れた渓谷美を有する金山峡谷、船来山の里山景観、鶉ヶ池の潤いある景観、根尾谷断層等、それぞれの地域特有の優れた景観資源があります。これらについては、市民の意向に応じ、景観の保全・創出方策の検討を行いながら、まちづくりへの活用を進めます。
- ・ 船来山古墳群については、国の史跡指定に向けて、「船来山古墳群保存活用基本構想」に基づき、保存・活用を推進します。また、風致地区の指定についても検討します。
- ・ 市民が主体となった緑化活動を促すとともに、地域の状況に応じて市民が日常的に景観づくりに関わっていけるような仕組みについて検討します。



3-6 安全・安心に関する方針

1. 基本方針

安全・安心な生活環境づくり

本市は、豊かな自然環境に恵まれています。一方で、土砂崩れや浸水被害等の大きな災害が発生する危険性もはらんでいます。また、平成24年には「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されています。自然災害から市民の生命と財産を守るため、地域防災計画に基づく山地や河川での災害対策をはじめ、治水対策、防災機能の強化、まちなかでの耐震化対策、自主防災組織の活性化等、ハード・ソフト両面から災害に強いまちづくりを進めます。

さらに、本市では高齢化の進行、山間部での過疎化が顕著です。若い世代の移住・定住に対する施策を進めるとともに、農林業を中心に発展してきたまちとしての特性等を考慮しながら、若者や高齢者が快適に暮らし続けることができる安全・安心な居住環境づくりを進めます。

安全・安心に関する方針

安全・安心な生活環境づくり

- ①災害に強い生活環境の整備
- ②居住環境の保全・整備



2. 整備・誘導の方針

① 災害に強い生活環境の整備

- ・河川については、犀川等の改修や重要水防箇所における水防活動を関係機関に働きかけます。
- ・流域での総合的な対策の必要性から、民間開発等の宅地化に伴う雨水調整機能の確保、雨水排出抑制について指導します。また、浸水が危惧される地域では、開発時の防災措置の指導に努めます。
- ・山間部では、土砂災害が危惧される地域について、治山・砂防事業等のハード対策事業を促進するとともに、危険箇所の増加抑制に向けた森林の保全・育成や土砂災害警戒区域等の指定・周知をするとともに、土砂災害特別警戒区域については住宅等の新規立地の抑制等ソフト対策の強化に努めます。
- ・公共施設、小・中学校等において、防災資機材の充実、飲料水・食料の備蓄とともに、企業・事業所との災害応援協定の締結を進めるなど、防災機能の拡充に努めます。
- ・(仮称)本巢 PA 周辺は、市南部の人口が集積する地域の中心に位置していることから、避難場所や支援物資の集積所、応急復旧活動の拠点となるなど防災機能を確保できるよう検討します。
- ・建物が密集する地域では、市民の協力を得ながら、延焼防止空間や避難場所としての道路、公園・緑地の確保を進めます。また、建築物等耐震化促進事業により、耐震診断、耐震補強工事に対する支援を推進します。
- ・近年の短期的局地的集中豪雨による排水量の増加に対応するため、河川や排水路整備を推進し、安全な生活環境の確保に努めます。
- ・ハザードマップを活用し、災害の危険箇所や危険回避の方法等に関する情報を市民に積極的に提供します。
- ・「自分たちのまちは自分たちで守る」という市民意識の高揚を促し、地域毎の防災会議の開催や危険箇所の把握等、自主防災組織の育成や活性化を図るとともに、自主防犯意識の高揚にも努めます。

② 居住環境の保全・整備

- ・高齢化の進行を勘案し、「岐阜県福祉のまちづくり条例」等に基づいて、高齢者の生活に配慮した住宅改善支援と市営住宅の改修を行います。また、多くの人が利用する公共施設等において、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めます。
- ・農林業で発展してきた特性から、農地や森林等の生産基盤を整備するとともに健全な維持を図り、持続可能な農林業経営の促進に努めます。特に、営農基盤については、長期的な土地利用方針との整合性等に留意しながら、主に認定農業者の増加を図り、農地の集約化を進め、生産性の維持・向上に努めます。
- ・農林業振興方策との連携のもとで、ゆとりある田園居住環境の保全・整備や、過疎化、雪害、鳥獣被害等の特有の問題に対応した山村集落の居住環境の保全・整備を進めます。
- ・効率的・効果的な行政サービス提供を行うために施設の統廃合を進めます。

まちづくりの目標に基づく分野別まちづくりの方針

将来像

自然と都市の調和の中で人がつながる活力あるまち・本巢

まちづくりの目標

● 活力を創造するまちづくり

- ・インターチェンジを活用した企業誘致による新たな産業の創出
- ・広域ネットワーク形成による既存企業と連携した活力の向上

【分野：土地利用、市街地整備、道路・交通】

● 快適に暮らせるまちづくり

- ・適正な土地利用の規制・誘導による集約型都市構造の維持
- ・道路ネットワークの形成と生活基盤の充実による快適性の向上

【分野：土地利用、市街地整備、道路・交通、水と緑】

● 魅力的な自然に囲まれた安全・安心なまちづくり

- ・豊かな自然や歴史文化資源の保全・活用による魅力の向上
- ・自然災害に強い防災・減災まちづくりの推進

【分野：土地利用、水と緑、街並み・景観、安全・安心】

分野別まちづくりの方針

土地利用に関する方針	<基本方針> ● (仮称)糸貫 IC の活力を活かす適正な土地利用の推進 ● 公共的な観点に基づいた効果的・効率的な土地利用 ● まちが誇る自然環境の保全と共生を前提とした土地利用
市街地整備や規制・誘導に関する方針	<基本方針> ● 暮らしや賑わいを育む「都市基盤づくり」「制度の適切な運用」 <整備・誘導の方針> ① 都市計画の制度の適切な運用 ② 拠点地域のまちづくり ③ 市街地・集落地の生活基盤の充実
道路・交通に関する方針	<基本方針> ● 地域を結び、安全・快適に利用できる交通環境づくり <整備・誘導の方針> ① 広域道路等の整備・改良 ② 主要な幹線道路の整備・改良 ③ 利用しやすい快適な道路の整備 ④ 鉄道・バス等の公共交通網の充実
水と緑に関する方針	<基本方針> ● 美しく豊かで、身近に感じる水と緑の環境づくり <整備・誘導の方針> ① 自然・生態系の保全 ② 市民が親しめる川・山・里づくり ③ 公園・緑地の整備
街並み・景観に関する方針	<基本方針> ● 美しく、地域の特色が活かされた風景づくり <整備・誘導の方針> ① 特徴的なまちの顔・軸づくり ② 美しい郷土景観の保全 ③ 地域毎の景観づくり
安全・安心に関する方針	<基本方針> ● 安全・安心な生活環境づくり <整備・誘導の方針> ① 災害に強い生活環境の整備 ② 居住環境の保全・整備

地域別構想編

第1章 地域区分

第2章 北部地域のまちづくり構想

第3章 南部①地域のまちづくり構想

第4章 南部②地域のまちづくり構想

第5章 南部③地域のまちづくり構想

第1章 地域区分

地域別構想編では、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を勘案する必要があります。

本市は、平成16年に根尾村、本巢町、糸貫町、真正町の合併により誕生しましたが、現在でも旧町村単位で庁舎が置かれ、その周辺を基本として日常生活の場があります。

また、平成22年には、本巢トンネル以南の都市化が見込まれる概ね平坦な地域を、一つの“まち”として総合的に整備・開発及び保全を行うことが望ましい区域として、都市計画区域の再編を行いました。

以上のことから、旧町村や都市計画区域を勘案し、次のように市を4つの地域に区分し、住民にとって、より身近なまちづくりの方針を定めます。

■地域区分

地 域 区 分	大 字
北部地域 (都市計画区域外)	宇津志、平野、高尾、水鳥、板所、樽見、市場、神所、中、越卒、門脇、大井、長嶺、天神堂、長島、能郷、黒津、越波、大河原、東板屋、西板屋、小鹿、松田、下大須、上大須、口谷、奥谷、日当、金原、佐原、神海、木知原、外山、文殊の一部
南部①地域 (旧本巢町の南部)	山口、曾井中島、法林寺、文殊の一部
南部②地域 (旧糸貫町)	石神、上高屋、長屋、見延、数屋、有里、随原、屋井、七五三、早野、上保、郡府、北野、春近、石原、三橋、仏生寺
南部③地域 (旧真正町)	上真桑、下真桑、軽海、十四条、宗慶、小柿、政田、下福島、温井、浅木、海老、国領

※北部地域については、大字名の一部を省略しています。



第2章 北部地域のまちづくり構想

2-1 地域づくりの前提条件

①地域の位置

北部地域は、北は福井県、東は山県市と関市、西は揖斐川町に隣接し、ほぼ全域で険しい山々が広がり、自然環境が豊かな地域です。

②上位計画などによる地域の位置づけ

既存の観光施設、豊かな自然環境、文化資源にも恵まれているため、これらを活用した観光振興策が求められます。

③3つの都市課題に基づく地域課題

1) 産業振興の視点

淡墨桜、根尾谷断層、文殊の森などの恵まれた自然や景観資源を有しており、行楽シーズンには多くの観光客が訪れています。こうした観光による交流人口の増加は、自立できる産業を育成し、活力を生む重要な要素であり、IC整備による効果を活かすための道路・交通の整備と、定住対策を合わせて重点的に取り組むことが求められます。

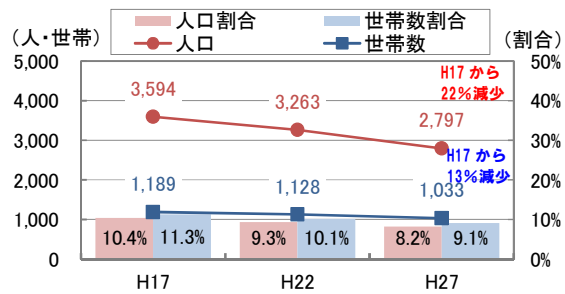
2) 生活環境の確保の視点

地域住民の暮らしの場に関しては、河川沿いの限られた平坦地に分布しており、国道・県道が集中する樽見地区では、分庁舎など暮らしを支える公共施設が集積しており、下水道などの都市基盤整備も各地で進んでいます。しかしながら、地形的な制約による道路・交通ネットワークの問題や就業の場の不足、日常の買い物の不便さなど、山間部特有の生活環境上の問題があり、より便利で安全な暮らしを求めて人口流出が進んでいます。

3) 地域資源の保全と防災力の強化の視点

能郷白山をはじめとした険しい山々が広がり、山あい根尾川、根尾東谷川が南北に流れています。こうしたなかで、一部の地区では、自然環境保全地域や国定公園の地域指定を受けるなど、自然・生態系が優れており、地域に安らぎや潤いをもたらしています。反面、鳥獣による農林業への被害も発生しています。また、年々人口が減少し、それに伴い少子高齢化が急速に進んでおり、耕作放棄地が増加しています。地域には能郷の能・狂言など古くより受け継がれている郷土の伝統芸能もあり、歴史・文化が豊かな地域としての性格も有していますが、担い手の確保や人材育成が課題となっています。さらに、地震や土砂災害、豪雪被害など、自然災害による大きな被害を受ける危険性ははらんでおり、森林の保全・育成などによる国土保全にも充分留意した自然との共生も重要な課題です。

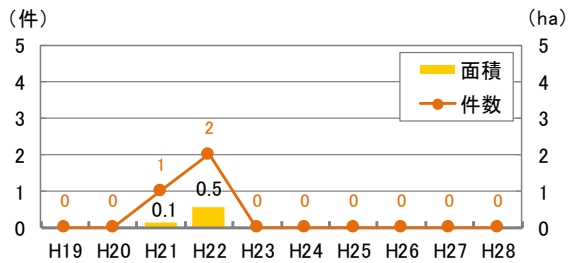
■人口・世帯数の推移



■土地利用現況図(平成20年度)



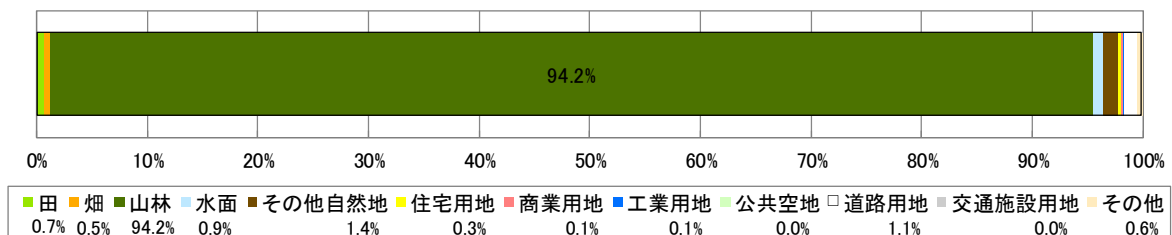
■開発許可の推移



資料: 平成26年度 都市計画基礎調査、本県市資料

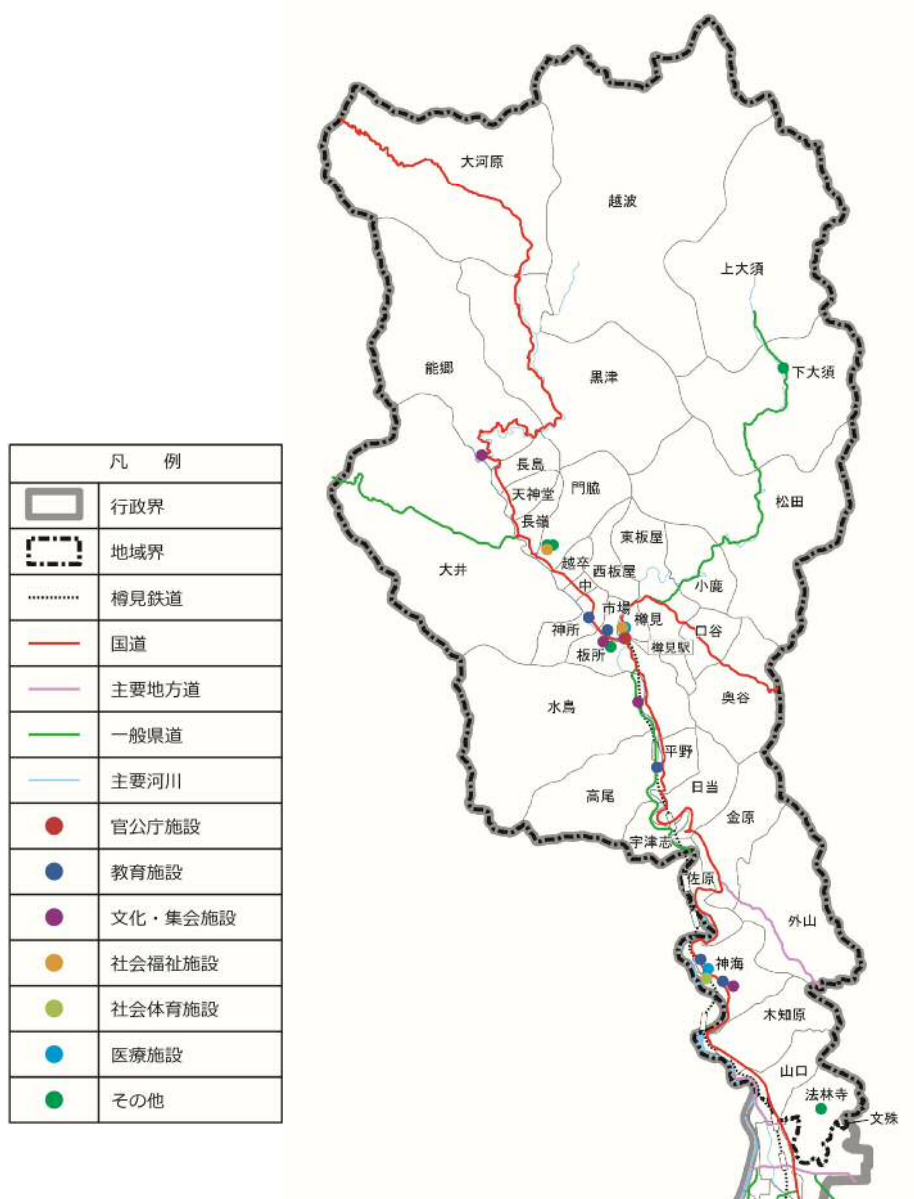
資料: 平成20年度 都市計画基礎調査

■土地利用構成



資料: 平成20年度 都市計画基礎調査のGISデータより集計

■位置の概況



■主な公共施設

区 分	名 称
官公庁施設	根尾分庁舎
教育施設	根尾幼稚園、神海幼稚園、根尾小学校、外山小学校、根尾中学校
文化・集会施設	根尾郷土文化保存伝習施設(能郷の能・狂言舞台)、根尾文化センター(根尾公民館)、さくら資料館、根尾谷地震断層観察館、外山基幹集落センター
社会福祉施設	根尾高齢者生活福祉センター(根尾デイサービスセンター)、根尾保健センター
社会体育施設	本巣神海運動場
医療施設	本巣市国民健康保険根尾診療所、本巣市国民健康保険本巣診療所
その他	道の駅「うすずみ桜の里・ねお」、淡墨公園、うすずみ温泉、NEO キャンピングパーク、文殊の森公園

④地域特有の市民の意見

＜市民の意見（市民アンケート調査(平成28年8月実施)結果から）＞

生活環境

- ・「住環境の快適さ」や「山、川などの自然の美しさ、豊かさ」の満足度が高い。
- ・「日常の買い物の便利さ」や「就業の場の充実」、「子どもの遊び場や公園」の満足度が市全体よりかなり低い。
- ・「浸水・火災など、災害に対する安全性」や「日常の買い物の便利さ」、「街路灯の数、夜道の安全性」の重要度が高い。

今後の土地利用

- ・工業地では、市全体や他の地域と比較して「地元工業の活性化」という回答が多い。
- ・農地・森林では、市全体や他の地域に比べ「観光農園など、レクリエーションの場として積極的に活用する」という回答が多い。

道路・交通の整備

- ・市全体や他の地域に比べ「市内各所を結ぶ道路網の整備」という回答が多い。

緑や花、公園の整備

- ・市全体や他の地域に比べ「川や水辺を活かした水に親しめる空間の整備」という回答が多い。

(仮称)糸貫インターチェンジの期待

- ・市全体や他の地域に比べ「観光拠点へのアクセス性向上による観光客の増加への寄与」という回答が多い。

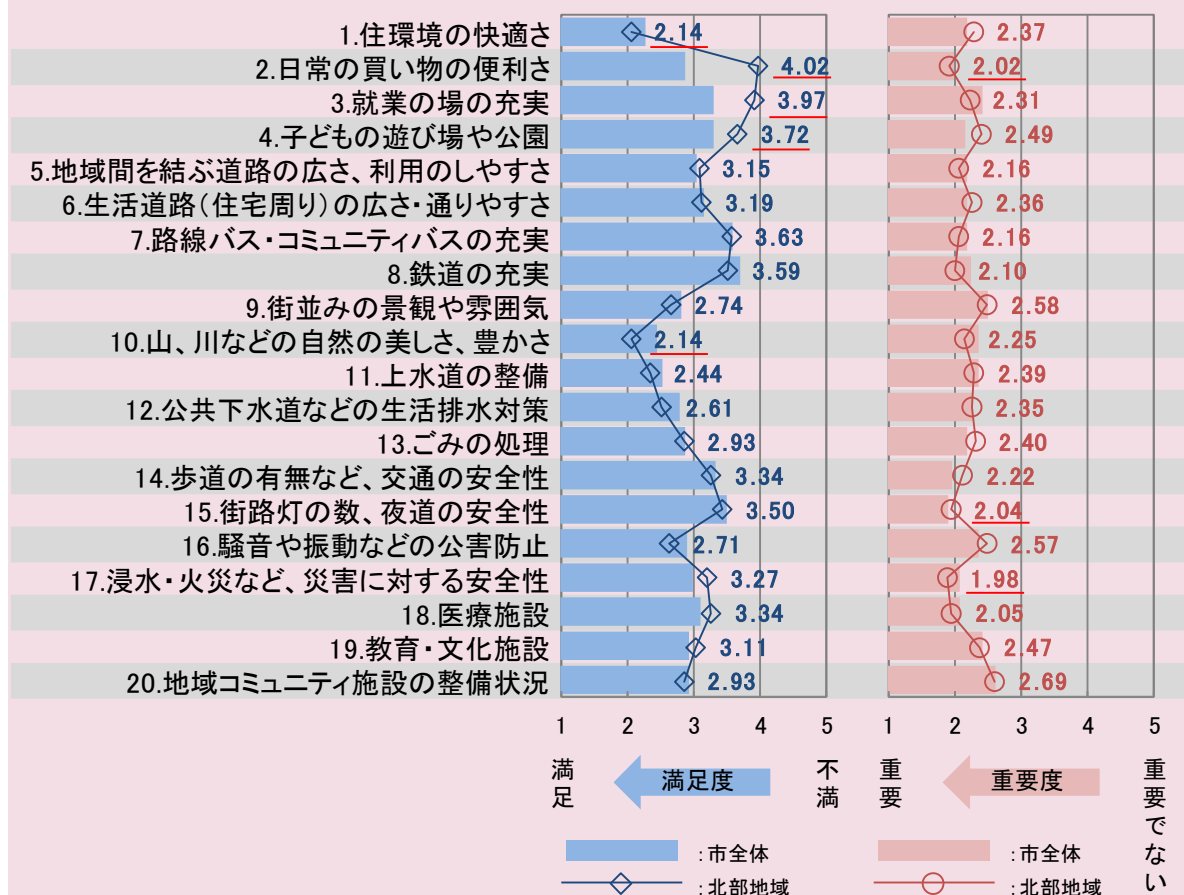
景観づくり

- ・市全体や他の地域に比べ「各地域特有の資源を活かした景観づくり」という回答が多い。

安全・安心

- ・市全体や他の地域に比べ「水害対策、急傾斜地対策など、災害防止のための河川や山林の整備」という回答が多い。

【生活環境の満足度・重要度】



2-2 地域づくりのビジョン

全国的な観光ブランドを育み、大自然との関わりを大切にするまち

北部地域は、能郷白山や根尾川に代表されるように、壮大・雄大な自然や優れた生態系が魅力の地域です。こうした自然環境は、地域住民の生活との結びつきも強く、また、本市の都市環境を支えるものでもあり、地域住民主体の活動とも連携しながら、守り育む取り組みを充実していきます。

また、淡墨桜や根尾谷断層、文殊の森などの恵まれた自然、資源を活用した独自のまちづくりが進められています。県内外から多くの観光客が訪れる淡墨公園など、既に全国的な知名度を誇るものもありますが、それ以外にも、地域には山間部ならではの優れた観光資源が豊富にあり、環境保全や道路整備の取り組みとあわせて、一年を通じて楽しめる集客・交流のまちづくりを地域全体に広げていきます。

一方、地理的・地勢的条件は、地域住民の生活に様々な支障が生じています。特に、土砂災害や豪雪による被害は大きな問題であり、その厳しい条件と向き合いながらも、安全・安心で誰もが住み続けられる生活環境整備を着実に進めます。

地域整備の柱1

対応課題 産業振興の視点

訪れやすい、訪れて楽しい観光・交流地域づくり

- ①地形的制約を克服し、新たな交流を生む道路・交通網の整備・維持・活用
- ②淡墨桜や文殊の森を核とした魅力ある拠点空間づくり
- ③地域の環境・資源と連携した観光・交流機能の強化

地域整備の柱2

対応課題 生活環境の確保の視点

山間特性に応じた、住み続けられる集落地域づくり

- ①持続可能で利便性の高い住みやすい環境づくり

地域整備の柱3

対応課題 地域資源の保全と防災力の強化の視点

山紫水明の壮大な自然を守り、育む地域づくり

- ①安全・安心に暮らせる地域環境の整備
- ②美しく活気のある自然環境の保全
- ③地域資源の保全

2-3 地域整備の方針

地域整備の 柱 1

訪れやすい、訪れて楽しい観光・交流地域づくり

① 地形的制約を克服し、新たな交流を生む道路・交通網の整備・維持・活用

- ・ 福井県と岐阜県を結び、地域を南北に縦貫する国道 157 号は、地域住民の生活や観光・交流を支える最も重要な幹線道路ですが、地形的な制約を受け、幅員の狭い箇所や見通しの悪い箇所が存在しています。このため、道路改良や橋梁の長寿命化、災害対策などを促進し、地域の中心である樽見地区や神海地区と、市南部との連絡性向上に努めます。神海駅の西側の用地は、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく位置づけにより、企業誘致の場として検討します。
- ・ 国道 418 号は淡墨桜の姉妹桜として知られる山県市のおなみ桜へ、一般県道藤橋根尾線及び根尾谷汲大野線は「西美濃夢源回廊」としてそれぞれ徳山ダム、谷汲山華厳寺へつながる道路です。また、主要地方道関本巣線は、北部地域から岐阜市方面へ至る重要な路線であり、東海環状自動車道(仮称)高富 IC へとつながります。周辺市町の地域資源と連携した新たな観光・交流を進めるためにも、こうした主要道路の整備・改善、維持管理を促進します。国道 418 号では特に奥谷地区、主要地方道関本巣線では特に金原地区での整備促進を重点的に進めます。
- ・ 国道 157 号と国道 418 号は緊急輸送道路としての指定もされているため、その整備や維持管理を促進します。
- ・ 山間部であることや豪雪地帯であることを踏まえ、国道や県道の整備・維持管理においては、除雪対策、災害対策をあわせて促進します。
- ・ 樽見鉄道は、国道 157 号とともに、地域住民の生活や観光・交流を支える交通軸です。このため、地域住民主体の活動とあわせて、路線の存続や、各駅での来訪者のおもてなしを考慮した、周辺の地域資源の情報発信や環境美化に取り組みます。また、樽見駅は北部地域に点在する観光資源へのアクセスの拠点となるため、駅周辺の整備とともに駅と観光資源とをつなぐ公共交通の確保を検討します。

② 淡墨桜や文殊の森を核とした魅力ある拠点空間づくり

- ・淡墨公園や文殊の森を中心として、より多くの人で賑わう集客・交流の拠点を形成するため、根尾谷断層や根尾谷の菊花石、うすずみ温泉、道の駅「うすずみ桜の里・ねお」といった周辺の地域資源との連携強化を図りながら、来訪者をもてなす総合的な環境整備やPRを進めます。
- ・淡墨公園では、国指定天然記念物としての「根尾谷淡墨ザクラ」について、大雪などに対応した適正な保護を進めます。また、来訪者が安全・快適に公園施設を利用できるよう、施設の改修など適切な保全・管理を図るとともに、桜の観光ガイドや公園施設の環境美化について、地域住民主体の活動を支援します。
- ・文殊の森は、ササユリが群生する優れた生態系を有し、地域の背景をなす都市緑地であるため、積極的な保全に努めます。また、身近で自然と親しみ、環境を学べ、キャンプなどのレジャーにも対応できる交流拠点として機能強化を図るため、地域住民主体の活動と連携した景観づくり、遊歩道や案内看板、アクセス道路（文殊の森連絡道路）の整備、森林セラピーの実施などの充実を図ります。
- ・うすずみ温泉については、民間企業による施設運営により、快適に利用できる環境・体制の充実を図ります。また、ホテルや広場、体験施設などの適正な維持管理に努めます。

③ 地域の環境・資源と連携した観光・交流機能の強化

- ・観光資源の集積性を活かした取り組みとして、観光協会や地域住民と連携したPRや観光イベントとの連携を進めるとともに、観光ガイドなど、地域が主体となった取り組みの支援に努めます。
- ・滞在型の観光を推進するため、NEO キャンピングパークの適正な維持管理及び運営に努めます。また、根尾川や国道157号沿いにおける案内看板や遊歩道の周遊・散策環境の整備、能郷白山の雄大な眺望を活かしたビューポイント・休憩所の整備など、様々な魅力を満喫する交流空間としての整備を進めます。



地域整備の
柱 2

山間特性に応じた、住み続けられる集落地域づくり

① 持続可能で利便性の高い住みやすい環境づくり

- ・生活道路については、市民との協働による道路除草など、適正な維持管理を行うとともに、防犯灯(LED化)や交通安全施設の設置などにより、安心して通行できる環境整備を進めます。
- ・道路や河川沿いに分布する集落では、地域住民主体の都市基盤の維持管理や周辺の自然、社寺林との景観調和により、美しく落ち着いた居住環境の維持に努めます。また、高齢化に対応し、集落の活力を維持していけるよう、各地区の実態に応じて、生活利便施設の整備・改善や交通の充実、コミュニティビジネスの支援を検討します。
- ・空家の既存ストックの活用、市営住宅の長寿命化や水鳥団地の無償譲渡により、北部地域への移住・定住を推進します。
- ・コミュニティ拠点である根尾分庁舎や根尾診療所などが位置する樽見・板所地区周辺及び本巣診療所などが位置する神海地区の集落は、地域の生活拠点として、商業、医療・福祉、公共サービス機能の維持・充実や安全な歩行空間の整備に努めます。また、教育環境などの保全に留意しつつ、民泊、飲食、観光案内の機能充実など、周辺の集客や交流のまちづくりと連携した地域住民主体の活性化の取り組みを促進・支援します。
- ・中山間地域への対策として国が推進している「小さな拠点づくり」についても、その取り組みの推進に向けて検討します。
- ・地域全体として農業集落が多くを占めるなか、農地や森林は、鳥獣被害対策やジビエの6次産業化の取り組みなど、適正な保全・管理を促進します。また、森林基幹道伊自良～根尾線や久瀬・根尾線などの林道整備や、農業施設の整備などの産業支援とあわせて、生活の利便性や安全性の向上に努めます。耕作放棄地や遊休農地については、企業による新たな農業参入を促進するなど多様な担い手を確保しながら解消に向けて取り組みます。さらに、間伐材については、建築物や案内看板に活用するなど、産業の資源を観光の面で多角的に活用します。
- ・市営バスの運行ルートや便数を見直し、日常生活における市民の利便性を高めます。

地域整備の
柱 3

山紫水明の壮大な自然を守り、育む地域づくり

① 安全・安心に暮らせる地域環境の整備

- ・ 地域の大半が山地であり、土砂崩れや土石流などの危険箇所が多く分布していることから、集落付近も含めて災害の発生が危惧されます。このため、国や県と情報の連携を密にし、治山・治水・砂防事業により危険箇所の防災や減災、災害復旧対策に努めます。また、荒廃により森林の有する水源のかん養や土砂災害防止などの多面的機能が低下することがないように、保安林を含む民有林の森林整備について所有者、林業事業者と協力のもと、適正な維持管理を促進します。
- ・ 近年多発する短期的・局地的集中豪雨に対応するため、根尾川支流の河川の改修について、関係機関と連携しながら取り組むとともに、集落地の排水路の整備を推進します。また、こうした取り組みとあわせ、ハザードマップなどにより災害リスクの周知とともに、市民の防災意識の啓発、災害時の被害軽減を図ります。
- ・ 県内有数の豪雪地帯である地域の北では、例年雪害に見舞われ、日常生活にも大きな支障が出ています。こうしたなか、公共施設へのアクセス道路での消雪施設の整備など、雪に強い公共施設整備を検討するとともに、地域ぐるみの効率的な除雪活動を推進します。また、過疎化が進むなかで、高齢世帯をはじめ要援護世帯が居住する家屋の安全を確保するため、屋根の雪下ろし、庇（ひさし）補強に要する費用の一部を補助します。
- ・ 災害発生時における地域住民の安全性を確保するため、消防・防災体制の充実を図るとともに、集落においては、孤立の危険性に留意した幹線道路へのアクセス道路の整備や防災無線、防火水槽などの設備の充実を進めます。
- ・ 地震発生時における既存建築物などの倒壊による被害を軽減させるため、建築物の耐震化を促進します。
- ・ 地域住民の防災意識の高揚に努め、災害危険箇所の把握も含めた自主防災活動の活性化を促すなど、総合的な地域防災体制を進めます。

② 美しく活気のある自然環境の保全

- ・ 北に位置する能郷白山一帯は、奥美濃地方に残された唯一の自然林地帯として特に優れた自然・生態系を有しています。このため、自然環境保全地域としての地域指定を維持し、また、植生の動向に応じた指定拡大の促進を図りながら、積極的な保全に努めます。
- ・ 北部地域に広がる森林については、県の「第3期岐阜県森林づくり基本計画」に基づき、本巣市の「100年の森林づくり計画（森林配置計画）」を策定します。長期的視野のもと、木材生産林、環境保全林、観光景観林、生活保全林に分類し、本来あるべき望ましい姿

の森林に整備するとともに、観光や交流、森林セラピーなど自然と触れあえる場としての活用を図ります。

- ・荒廃の進行など管理面の低下が懸念される森林については、「森林配置計画」に基づき、所有者や林業事業体と連携し、区域の実情に合った森林整備による適正管理を促進します。また、地域の団体が実施する地元の小学生や近隣の高校生を対象とした植林や間伐講習などの環境教育に協力することにより森林の管理や保護の普及に努めます。また、近年見られるごみの不法投棄の問題にも対応し、環境監視員の配置や地元事業所の協力による環境パトロールを進めます。
- ・外山地区に位置するゴルフ場については、周辺の生態系に配慮した適正な環境管理を指導します。
- ・地域を貫流する根尾川や根尾東谷川では、優れた生態系を保全するため、下水道への接続や合併処理浄化槽設置の促進により、生活排水の適正処理に努めます。また、地域住民主体の清掃活動とあわせて、環境美化に取り組みます。
- ・根尾東谷川では、下大須地区を中心にホタルが生息していることから、「本巣市螢保護条例」に基づく積極的な環境保全に努めるとともに、ホタルを活かした交流への取り組みを進めます。
- ・根尾川沿いでは、流域によって多様な植生が広がっており、金山峡谷をはじめ、その美しい河川と大小の岩肌、深緑が織りなす溪谷美が、数キロにわたって続いています。このような優れた環境、景観を原生のままの姿で継承していくため、国定公園による地域指定の保持を図るとともに、景観計画に基づき、河川沿いの景観に悪影響を与える開発や屋外広告物の制限に努めます。

③ 地域資源の保全

- ・根尾谷断層は、全国的にも珍しい断層の観察を通じた集客・交流を進めるため、周辺の田園風景とあわせてその特徴的な地形景観の保全を図ります。また、その保全・活用に向けた根尾谷断層整備計画基本構想を策定します。
- ・北部地域の自然環境は貴重な観光資源であるため、能郷白山など優れた自然、風土の保全を図ります。また、国指定の特別天然記念物である「根尾谷の菊花石」は、貴重な資源であるため、その保全に努めます。
- ・能郷の能・狂言は本市を代表する重要無形民俗文化財です。少子高齢化が進むなかで、こうした郷土の伝統芸能を継承する担い手の確保に向けて、地域が主体となった保全・活用の取り組みを促進・支援します。
- ・豊かな自然や歴史的資産について、市民や団体などと一体となった保護・活用を推進するため、日本ジオパークへの加盟を検討し、教育や地域の持続可能な発展を目指します。

2-4 地域づくりの重点施策

項目	主要施策名	実施主体	実施時期			備考
			短期	中期	構想	
訪れやすい、訪れて楽しい観光・交流地域づくり	①国道157号の整備・管理	県	○	⇒		※緊急輸送道路としての整備・維持管理
	②国道418号の整備・管理	県			○	※緊急輸送道路としての整備・維持管理 ※重点的に着手検討を行う区間：奥谷地区
	③主要地方道関本巢線の整備・管理	県	○			※重点的に着手検討を行う区間：金原地区
	④一般県道藤橋根尾線の整備・管理	県			○	※重点的に着手検討を行う区間：全区間
	⑤樽見鉄道の存続支援	県、沿線市町、地域住民	○	⇒		
	⑥淡墨桜を活かした集客・交流	市	○			※適切な保全・管理 ※淡墨桜天然記念物保護事業等
	⑦文殊の森を活かした集客・交流	市、地域住民	○	⇒		※遊歩道整備、案内看板設置 ※文殊の森連絡道路整備等
	⑧うすずみ温泉を活かした集客・交流	市	○	⇒		※観光イベントの実施、施設改修等
	⑨NEOキャンピングパークの整備	市	○	⇒		※観光イベントの実施、施設改修等
	⑩地域資源PR事業	市、地域住民	○			※能郷白山、乙姫滝、根尾谷の菊花石、能郷の能・狂言、上大須ダム周辺の紅葉、根尾谷断層、シカマイア等
山間特性に応じた、住み続けられる地域づくり	①安全・安心な生活環境の整備	市、地域住民	○	⇒		※地域住民との協働による道路除草 ※拠点や公共施設周辺における歩行空間の確保
	②身近な生活利便施設等の整備	市	○	⇒		
	③空家対策の推進	市	○	⇒		※市営住宅の長寿命化、移住・定住の促進
	④コミュニティ拠点の充実	市	○	⇒		※観光案内機能の充実、都市機能の維持等
	⑤産業支援の環境整備（林道の整備）	県、市	○	⇒		※森林基幹道伊自良～根尾線、林道久瀬・根尾線等の整備
山紫水明の壮大な自然を守り、育む地域づくり	①治山・砂防事業	国、県、市			○	※随時実施
	②河川改修事業	県	○	⇒		※根尾川支流の河川の改修促進
	③集落の快適性・安全性向上に向けた地域活動	地域住民、市	○	⇒		※交通の充実、自主防災活動の活性化、要援護者の雪対策支援等
	④災害に備えた環境づくり	市、地域住民	○	⇒		※排水路の整備、建築物の耐震化等
	⑤自然保全に係る地域指定の維持・拡大	県			○	※自然環境保全地域の指定拡大等
	⑥森林の保全・整備	森林組合、市、地域住民	○	⇒		※広葉樹の植林、不法投棄防止に向けた環境パトロール等
	⑦河川環境保全	市、地域住民	○	⇒		※下水道への接続、合併処理浄化槽の設置推進 ※「本集市営保護条例」に基づく根尾東谷川の環境保全
	⑧自然景観を活かした交流まちづくり	市	○			※景観計画に基づく景観保全 ※根尾谷断層整備計画基本構想の策定

※短期・・・目標期間の前半期 中期・・・目標期間の後半期 構想・・・実施時期未定 ⇒・・・継続
※ここで示す施策は、主要なものであり、すべての施策を網羅するものではありません。



土地利用凡例

- 森林エリア（森林の保全を基本に、林業生産や自然とふれあえる場として活用）
- コミュニティ拠点・周辺集落エリア（「一般集落」の中でも、特に恵まれた立地特性等を活かして、地域づくりを牽引するにふさわしい機能集積等を進める農地・集落地区）
- 集客・交流拠点空間エリア（周辺の地域資源と連携を図りながら、多くの人で賑わう集客・交流の環境整備を進める地区）
- 一般集落エリア（森林や農地等の周辺環境と調和しつつ、集落の人口やコミュニティ維持に必要な、身近な生活環境整備等を進める農地・集落地区）

第3章 南部①地域のまちづくり構想

3-1 地域づくりの前提条件

①地域の位置

南部①地域は、岐阜市西部に隣接し、北は文殊の森などの自然に接し、南はほぼ全域に平坦地が広がり、地理的には北の山間地と南の平野部に接する地域となっています。

②上位計画などによる地域の位置づけ

市役所本庁舎周辺は、住民の生活の場として、主要地方道岐阜大野線沿道は自然環境との調和に留意しつつ居住や産業などの都市活動を優先させる地域としての整備が期待されます。

③ 3つの都市課題に基づく地域課題

1) 産業振興の視点

東海環状自動車道の開通により、以前から稼働している大規模工場周辺における開発需要が高まる場合は、土地利用規制を適正に運用するなど、計画的な開発誘導が求められます。

北部地域に接する山並みや自然環境については、東海環状自動車道の開通を契機として、その更なる活用や保全に努め、魅力を向上させる必要があります。

2) 生活環境の確保の視点

市役所本庁舎をはじめとした主要な公共施設が立地し、主要地方道岐阜大野線沿道での商業集積も進んでいますが、他地域に比べて開発選好度は低くなっています。また、高齢化が深刻な問題となっている団地もあります。

そのため、道路、公園などの整備、交通の充実など、安全で安心できる生活環境の確保と自然と調和した良好な居住環境の形成を図り、移住・定住を促進していくことが重要な課題となります。

3) 地域資源の保全と防災力の強化の視点

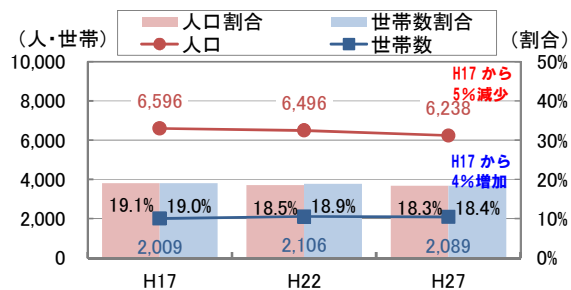
大部分が平坦地となっており、地域の西境界では根尾川、地域内では糸貫川（席田用水）などの河川が南北に流れています。特に、席田用水は、疎水百選に選ばれ、ホタルの姿も見られるなかで、その保護活動にも積極的に取り組んでいます。

また、北部地域に接する山並みや田園風景など、優れた景観を有しているほか、古田織部生誕の地としても知られ、自然・歴史・文化が豊かな地域です。こうした地域資源を活かした地域の魅力向上に、継続的に取り組んでいくことが求められます。

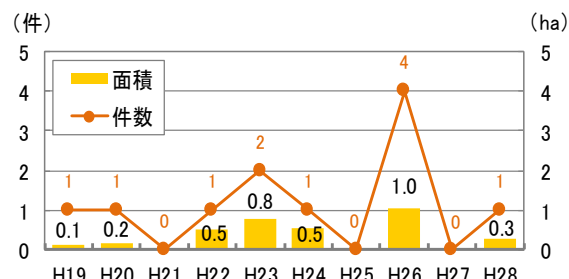
地域別構想編 第3章 南部①地域のまちづくり構想

なお、地震や洪水による被害が想定される地域であり、それを念頭に置いた施策の推進が必要です。

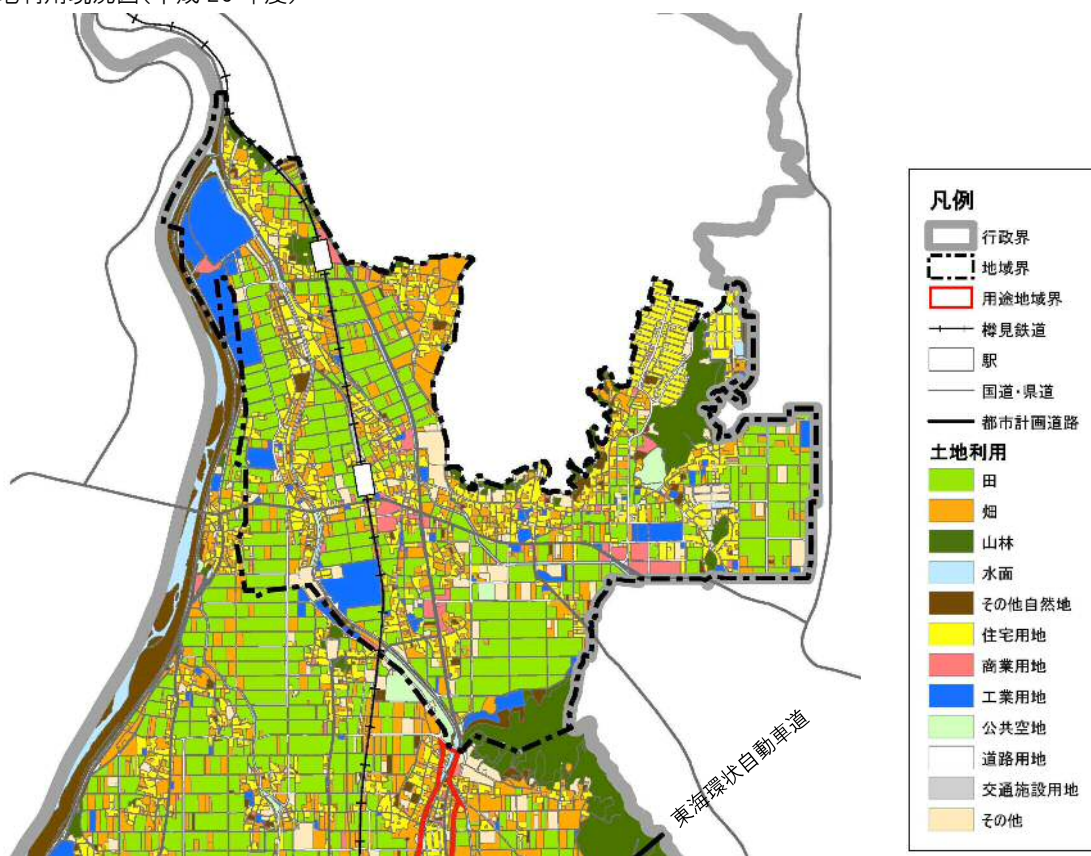
■人口・世帯数の推移



■開発許可の推移

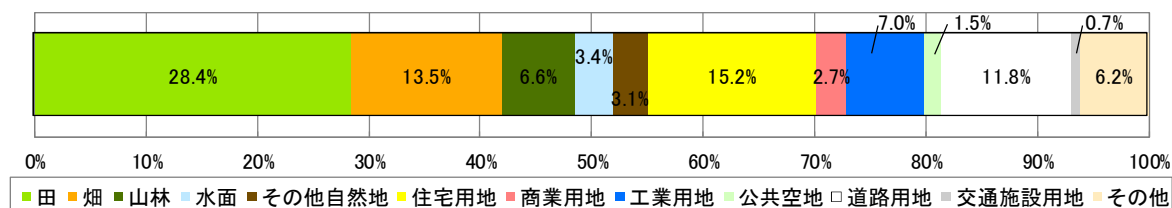


■土地利用現況図(平成 26 年度)



資料: 平成26年度 都市計画基礎調査

■土地利用構成



資料: 平成26年度 都市計画基礎調査のGISデータより集計

■位置の概況

凡 例	
	行政界
	地域界
	樽見鉄道
	国道
	主要地方道
	一般県道
	主要河川
	官公庁施設
	教育施設
	文化・集会施設
	社会福祉施設
	社会体育施設
	医療施設
	その他



■主な公共施設

区 分	名 称
官公庁施設	市役所本庁舎
教育施設	本巣幼稚園、本巣小学校、本巣中学校
文化・集会施設	本巣民俗資料館、本巣公民館
社会福祉施設	本巣老人福祉センター、本巣保健センター
社会体育施設	本巣総合運動場、本巣体育センター、本巣多目的広場、本巣テニスコート
医療施設	-
その他	道の駅「織部の里もとす」

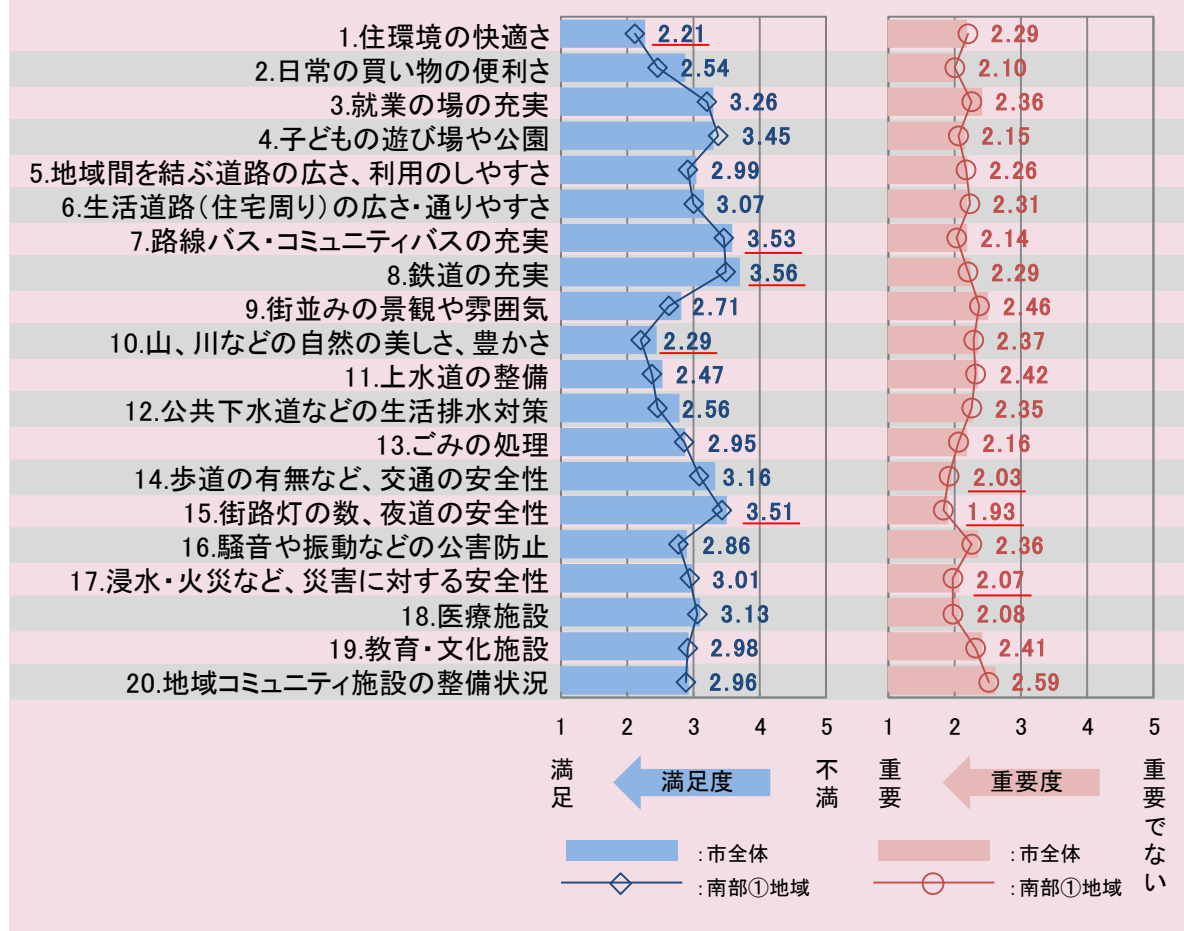
④地域特有の市民の意見

＜市民の意見（市民アンケート調査(平成28年8月実施)結果から）＞

生活環境

- ・「住環境の快適さ」や「山、川などの自然の美しさ、豊かさ」の満足度が高い。
- ・「鉄道の充実」や「路線バス・コミュニティバスの充実」、「街路灯の数、夜道の安全性」の満足度が低い。
- ・「街路灯の数、夜道の安全性」や「歩道の有無など、交通の安全性」、「浸水・火災など、災害に対する安全性」の重要度が高い。

【生活環境の満足度・重要度】



3-2 地域づくりのビジョン

趣ある自然・歴史的風景に包まれ、心豊かに暮らせるまち

南部①地域は、北部地域に接する山並みや田園風景など優れた景観を有しており、特に、地域内を流れる糸貫川（席田用水）は、ホテルの生息地として知られるなど、本市を代表する風景です。また、古田織部生誕の地としても知られ、自然・歴史・文化が豊かな地域です。これらの地域資源については、観光・交流機能の強化や地域の魅力の一層の向上を図るため、保全・活用に努めます。

一方、市役所本庁舎をはじめとした主要な公共施設が立地していますが、人口は減少傾向で、高齢化が進んでいる地区もあります。このため、都市基盤の整備や災害対策など、周辺環境と調和した集落環境づくりに努め、移住・定住を促進します。また、地域の活力向上につながる幹線道路の整備や産業基盤の充実を図るとともに、多様な都市機能の充実により、コミュニティ拠点としての向上を目指します。

なお、東海環状自動車の整備などにより、開発需要が高まる場合は、必要に応じて土地利用規制を見直し、計画的な市街地整備に努めます。

地域整備の柱1

対応課題 産業振興の視点

地域資源の保全と活用による、地域の魅力づくり

- ①地域の活性化を促進する、交通・産業環境づくり
- ②観光・交流機能の強化

地域整備の柱2

対応課題 生活環境の確保の視点

自然環境と共生した、安全・快適な集落環境づくり

- ①自然環境と共生した、快適な集落環境づくり
- ②拠点性を向上させる、多様な都市機能の集積

地域整備の柱3

対応課題 地域資源の保全と防災力の強化の視点

安全を確保した歴史・文化を感じられる環境づくり

- ①歴史・文化を感じられる、趣ある地域づくり
- ②災害対策の推進

3-3 地域整備の方針

地域整備の
柱 1

地域資源の保全と活用による、地域の魅力づくり

① 地域の活性化を促進する、交通・産業環境づくり

- ・ 主要な道路では、歩道の設置、道路照明灯・その他交通安全施設の設置、橋梁の長寿命化を図るとともに、屋外広告物の規制・誘導、景観に配慮した空間づくりを進めます。特に、様々な拠点を結ぶ国道 157 号や西部連絡道路線などにおいては、案内看板の統一化に取り組みます。
- ・ 駅周辺では、来訪者のおもてなしを考慮して、市をイメージできるような修景整備や情報発信機能の整備、環境美化に取り組みます。
- ・ 営農環境や居住環境の保全を基本としつつ、国道 157 号や主要地方道岐阜大野線、西部連絡道路線などの幹線道路沿道で、生活利便性を高める施設立地を誘導するため、地区計画などの都市計画の制度の適切な運用を図ります。
- ・ 根尾川沿いや糸貫川沿いの既存の工業施設集積地周辺では、周辺幹線道路の整備・充実とあわせて、用途地域や特定用途制限地域の見直しなどにより、既存施設の隣接地への計画的な拡大と、大規模工業施設及び地域産業を支える工場などの集積や機能維持を図ります。

② 観光・交流機能の強化

- ・ ホテルが生息する優れた生態系を有する水環境を保全するため、下水道への接続や合併処理浄化槽設置の促進により、生活排水の適正処理に努めます。
- ・ 南部①地域の大きな魅力であるホテルを活かした集客・交流を進めるため、糸貫川（席田用水）沿いを中心に、緑化や遊歩道の適正な維持管理を図るとともに、川辺の景観づくりや、「本巣市螢保護条例」に基づく環境保全について、地域住民主体の活動と連携し、取り組みます。
- ・ 担い手の確保を中心に農地の保全や適正管理を促進するとともに、農地の集約化や農業生産基盤の保全を図ります。また、幹線道路の整備に伴う産業機能の強化や沿道利用などとの連携・調和にも留意し、必要に応じて特定用途制限地域の規制・誘導の内容を見直し、産業の振興と営農環境の維持を図りながら地域の発展を目指します。
- ・ 都市近郊農業地帯としての特性を活かし、道の駅「織部の里もとす」を中心に、地域特産品の PR を兼ねた集客・交流を進めます。

地域整備の
柱 2

自然環境と共生した、安全・快適な集落環境づくり

① 自然環境と共生した、快適な集落環境づくり

- ・集落地では、各集落の地理的特性や地域整備の動向などを考慮して、土地利用誘導や集落環境整備を進めることにより、生活の利便性、快適性の向上に努めます。
- ・特定用途制限地域や開発許可などの都市計画、景観計画の制度の適切な運用により、居住環境に悪影響を及ぼし、田園風景を阻害する建物の立地を抑制します。また、既設公園の遊具更新などの生活利便施設の整備を図るとともに、市営住宅の長寿命化や集落の安全性を高める都市基盤の整備・改善に取り組みます。
- ・本巢体育センターや本巢総合運動場などの公共施設については、改修を進め、利便性の向上に努めます。
- ・地域内の空家については、その把握とともに利活用について検討します。
- ・集落地の生活環境整備にあたっては、地区の状況に応じて、地区計画の活用による都市基盤の確保や、一体的に都市基盤を確保できる民間開発の指導・誘導を図ります。
- ・地域の北に位置する住宅団地をはじめ、都市基盤整備済みの地区についても、田園、自然風景と調和し、ゆとりある居住環境が維持・形成されるよう、地区計画など、地域住民が主体となった建築活動上のルールづくりを促進・支援します。
- ・公共交通の核となる樽見鉄道本巢駅は、利便性向上のため、周辺基盤整備や市内のコミュニティ拠点及び近隣市町との公共交通のネットワーク化を推進します。
- ・主な公共施設や幹線道路を相互に結ぶ主要な市道の整備を進めます。
- ・生活道路については、市民との協働による道路除草など、適正な維持管理を行うとともに、防犯灯(LED化)や交通安全施設の設置などにより、安心して通行できる環境整備を進めます。
- ・「本巢市環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例」など、都市計画以外の独自の制度に基づき、地域の環境を計画的に保全します。
- ・企業誘致により生活環境が悪化しないように、大型車両の排除等の対策を検討します。

② 拠点性を向上させる、多様な都市機能の集積

- ・コミュニティ拠点である本庁舎や小中学校などの施設周辺の地域では、地域・地区の生活の拠点として、都市基盤の整備や都市機能の維持について、計画的に取り組みます。
- ・多くの人が利用する都市拠点の周辺や主要な公共施設周辺では、安全な歩行空間の確保を伴う道路の整備・改良を進めます。
- ・市民との協働により、誰もが親しみやすく安全な公園整備を行うとともに、市民協働による維持管理の仕組みづくりを進めます。
- ・2箇所の保育園跡地について、バリアフリー化を念頭においた公園整備を進めます。

地域整備の
柱 3

安全を確保した歴史・文化を感じられる環境づくり

① 歴史・文化を感じられる、趣ある地域づくり

- ・南部①地域は、戦国時代に茶人、武人として活躍した古田織部の生誕の地であり、条里制の始まりの地でもあります。こうした地域の魅力については、引き続き各種イベントや道の駅「織部の里もとす」を中心に、積極的にPRを行い歴史・文化に触れる環境づくりを充実します。
- ・集落環境の維持や貴重な緑地空間の保全、地域の活性化に向けて、地域住民が主体となった保全・活用の取り組みを促進・支援します。
- ・歴史・文化に溶け込んだまちとしてのイメージが浸透するよう、景観計画に基づき、建物の形態制限や屋外広告物の規制・誘導、景観に配慮した道路空間の整備を進めます。
- ・企業誘致により、貴重な自然環境や景観に影響が及ばないように対策を検討します。

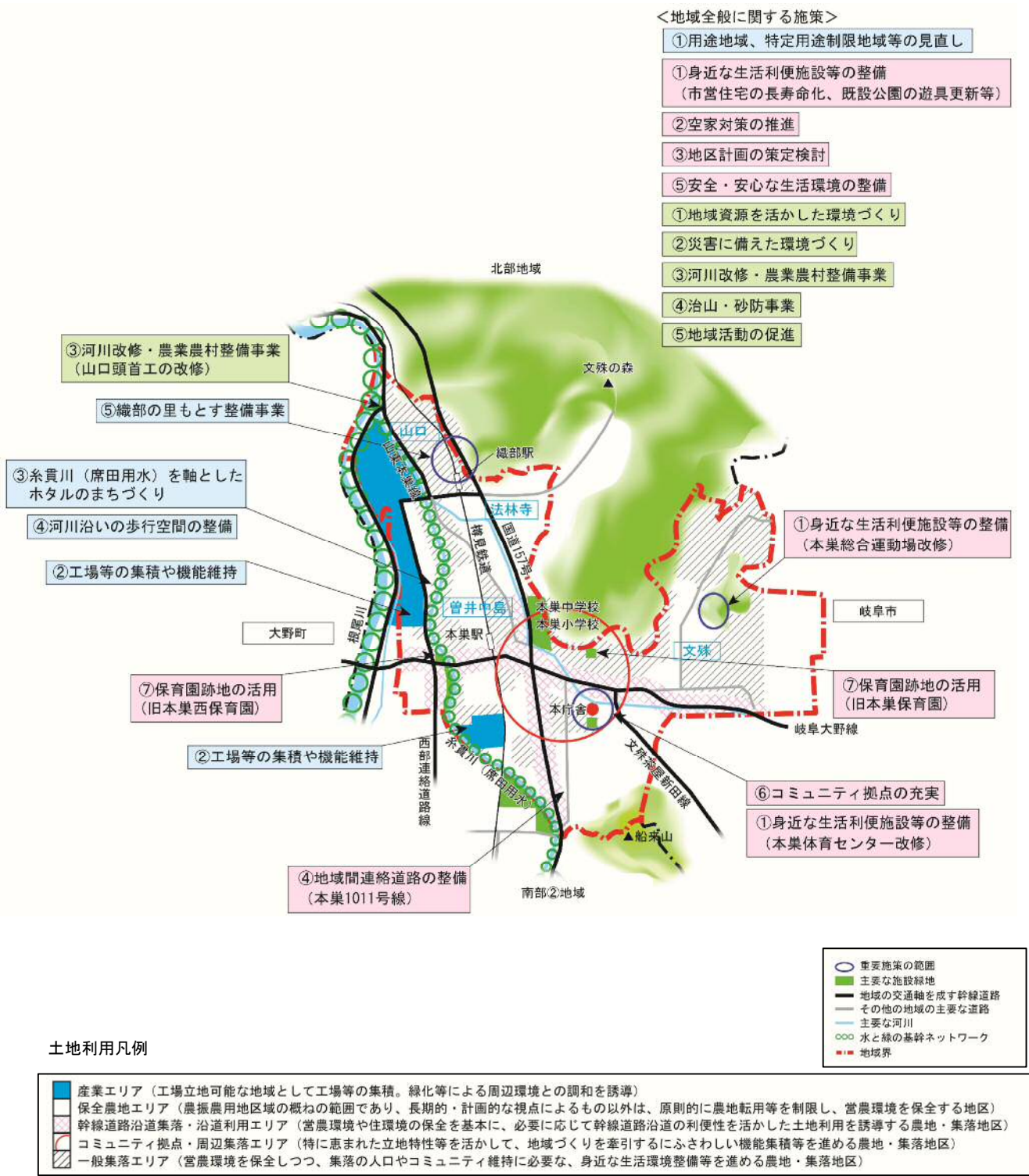
② 災害対策の推進

- ・狭隘道路も多く建築物が密集し、防災の面からも環境改善が必要な地区については、地域住民との協働による地区計画の導入などにより、災害時において緊急車両などがスムーズに走行できる道路整備、延焼防止空間や避難路・避難場所ともなる道路、公園・緑地の確保や建築物の耐震化に努めます。
- ・根尾川などの河川沿いでは、大雨時に河川氾濫による浸水被害を受けると予想されています。このため、河川改修を促進するとともに、無秩序な開発の抑制、宅地開発に伴う雨水調整機能の確保や防災措置の指導に努めます。なお、根尾川に関しては、堤防の強度や高さ不足が危惧される重要水防箇所について、水防体制強化や改修促進を図ります。
- ・近年の短期的局地的集中豪雨に対応するため、河川や排水路の整備を推進し、安全な生活環境の確保に努めます。
- ・根尾川からの農業用水を取水するための重要な施設である山口頭首工は、経年により機能低下が進行していることから改修工事を行い、災害防止、農業生産の維持、農業経営や地域住民生活の安定化などを図ります。
- ・北部地域に接する山並みや船来山に隣接する地区では、土砂災害の発生が危惧されているため、危険箇所の周知や危険度に応じた治山・砂防事業を県と連携して進めます。
- ・地域住民の防災意識の高揚に努め、災害危険箇所の把握も含めた自主防災活動の活性化を促すなど、総合的な地域防災体制を整えとともに、災害発生時等の自主防犯意識の高揚にも努めます。

3-4 地域づくりの重点施策

項目	主要施策名	実施主体	実施時期			備考
			短期	中期	構想	
地域資源の保全と活用による、地域の魅力づくり	①用途地域、特定用途制限地域等の見直し	市	○		○	※既存工業施設の隣接地への計画的な拡大 ※営農環境の維持
	②工場等の集積や機能維持	市		○		
	③糸貫川(席田用水)を軸としたホタルのまちづくり	市、地域住民	○	⇒		※下水道への接続、合併処理浄化槽の設置推進 ※「本巢市蜚保護条例」による席田用水の河川環境保全
	④河川沿いの歩行空間の整備	市			○	※河川の状態に応じた緑化や散策道の適正な維持管理
	⑤織部の里もとす整備事業	市	○			※水路・歩道の修繕、施設改修等
自然環境と共生した、安全・快適な集落環境づくり	①身近な生活利便施設等の整備	市	○	⇒		※市営住宅の長寿命化、既設公園の遊具更新、本巢体育センター改修、本巢総合運動場改修等
	②空家対策の推進	市	○	⇒		
	③地区計画の策定検討	地域住民、市		○		※住宅地の居住環境保全、都市基盤整備等
	④地域間連絡道路の整備	市		○		※重点的に整備を進める区間：本巢 1011 号等
	⑤安全・安心な生活環境の整備	市、地域住民	○	⇒		※地域住民との協働による道路除草、防犯灯の充実
	⑥コミュニティ拠点の充実	市	○	⇒		※本庁舎周辺の都市基盤整備、都市機能の維持 ※都市拠点や主要な公共施設周辺における歩行空間の整備
	⑦保育園跡地の活用	市	○			※旧本巢保育園跡地及び本巢西保育園跡地の公園化に向けた整備
安全を確保した歴史・文化を感じられる環境づくり	①地域資源を活かした環境づくり	地域住民、市	○	⇒		※イベントの実施、集落環境の維持
	②災害に備えた環境づくり	市、地域住民	○	⇒		※排水路の整備、建築物の耐震化等
	③河川改修・農業農村整備事業	国、県、市		○	○	※根尾川等の河川改修、山口頭首工の改修等
	④治山・砂防事業	県、市			○	※随時実施
	⑤地域活動の促進	地域住民、市	○	⇒		※自主防災活動の活性化(危険箇所の確認)等

※**短期**・・・目標期間の前半期 **中期**・・・目標期間の後半期 **構想**・・・実施時期未定 **⇒**・・・継続
※ここで示す施策は、主要なものであり、すべての施策を網羅するものではありません。



第4章 南部②地域のまちづくり構想

4-1 地域づくりの前提条件

①地域の位置

南部②地域は、西は大野町、東は岐阜市・北方町に隣接し、ほぼ全域が平坦地で、水田や樹園地が広がる、地理的・地勢的に恵まれた条件を有しています。

②上位計画などによる地域の位置づけ

東海環状自動車道(仮称)糸貫 IC や(仮称)本巣 PA が計画され、都市計画道路長良糸貫線の整備も進んでいます。これらによって、将来的に交通や土地利用など、様々な面に大きな影響をもたらすことが予想されます。そのため、現状はもとより、事業実施による環境変化を適切に見通し、その事業効果を効率的に活かせるよう、様々な面から計画的に取り組むことが求められます。

③ 3つの都市課題に基づく地域課題

1) 産業振興の視点

南部②地域の東は昭和46年から岐阜都市計画区域に指定され、平成22年に都市計画区域の再編により全域が都市計画区域に指定されました。国道157号や樽見鉄道を軸に、住宅地形成とともに、その交通利便性を活かした大規模商業施設の進出や工業団地の開発が進むなど、都市活動は活発化しています。更に東海環状自動車道の整備が進むなか、営農環境の保全・確保を図りながら開通の効果を十分に活かすことができるような土地利用規制の見直しや基盤整備が求められます。

2) 生活環境の確保の視点

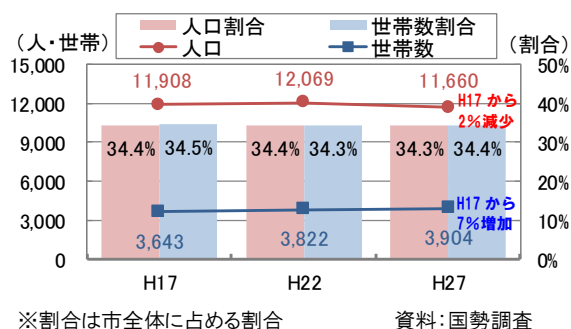
一部土地区画整理事業が実施された地区もありますが、国道157号を中心として南北方向の慢性的な交通渋滞が発生するなど、都市基盤は十分とは言えない状況です。

3) 地域資源の保全と防災力の強化の視点

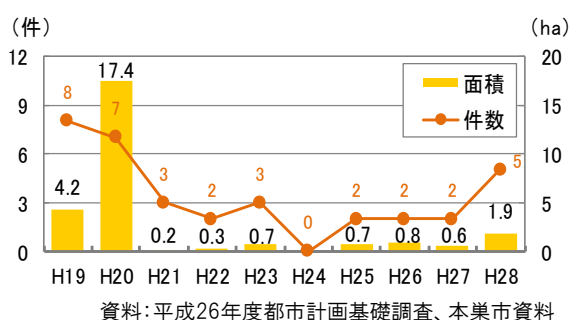
富有柿の産地として知られ、優良農地が広がるほか、根尾川や糸貫川が南北に流れるなど、自然豊かな一面もあり、都市機能の集積化とともに、自然との共生が重要な課題となります。また、東海地方最大級の船来山古墳群があり、その保全・活用が求められます。

なお、地震や洪水による被害が想定される地域であり、それを念頭に置いた施策の推進が必要です。

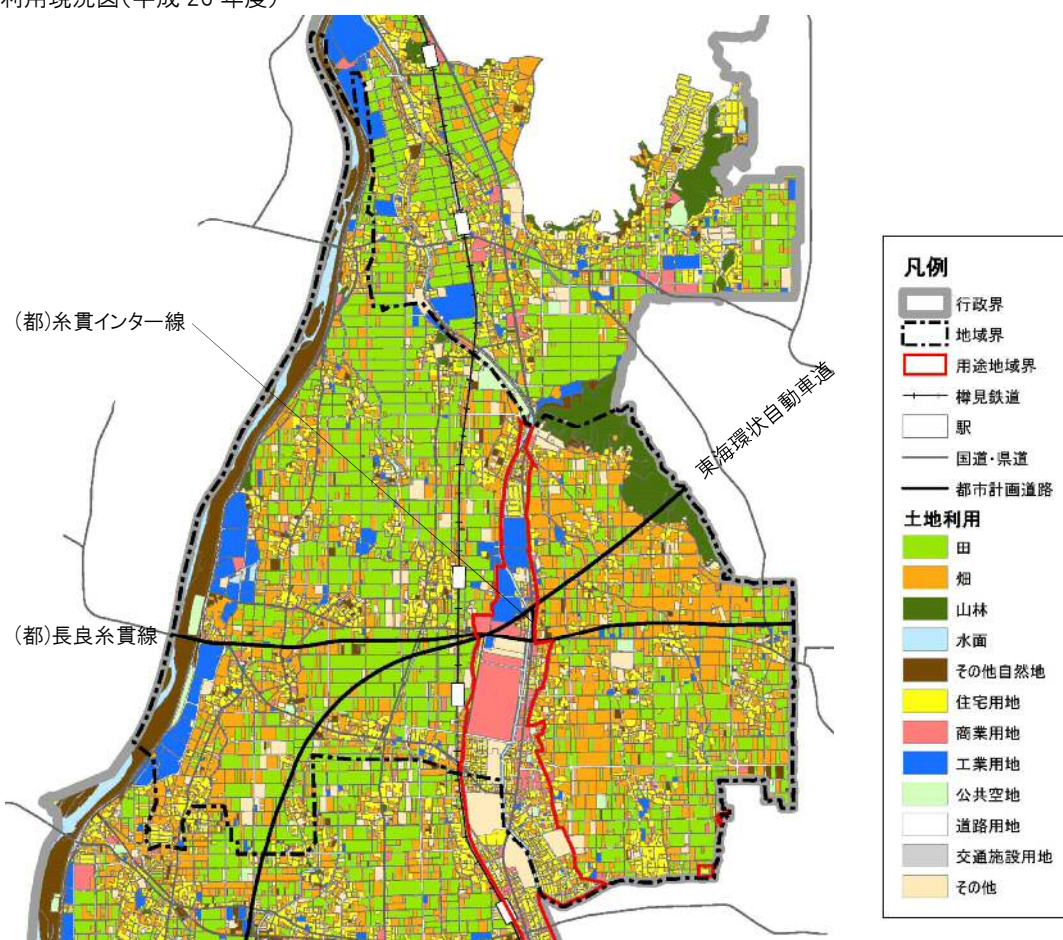
■人口・世帯数の推移



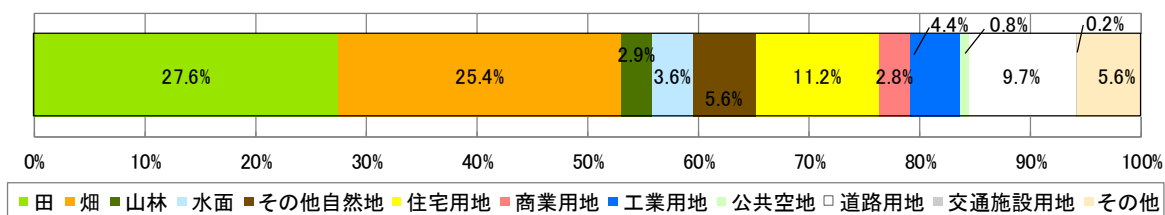
■開発許可の推移



■土地利用現況図(平成 26 年度)

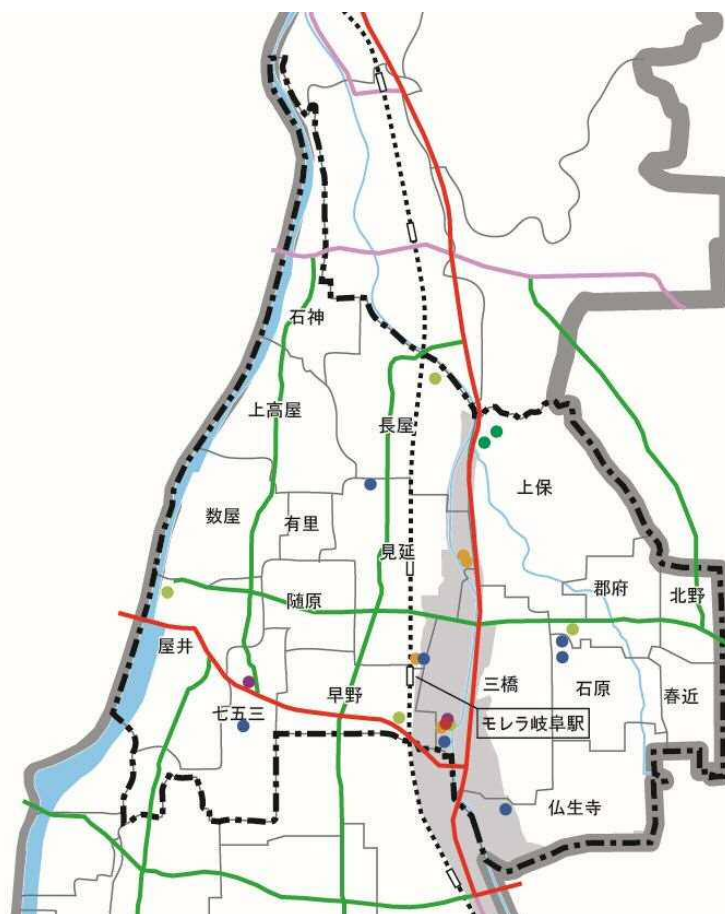


■土地利用構成



■位置の概況

凡 例	
	行政界
	地域界
	用途地域
	橋見鉄道
	国道
	主要地方道
	一般県道
	主要河川
	官公庁施設
	教育施設
	文化・集会施設
	社会福祉施設
	社会体育施設
	医療施設
	その他



■主な公共施設

区 分	名 称
官公庁施設	糸貫分庁舎
教育施設	糸貫東幼稚園、糸貫西幼稚園、一色小学校、席田小学校、土貴野小学校、糸貫中学校、本巣松陽高等学校
文化・集会施設	糸貫民俗資料館、糸貫公民館
社会福祉施設	糸貫ぬくもりの里、子どもセンター、糸貫老人福祉センター、糸貫保健センター
社会体育施設	本巣市民スポーツプラザ、糸貫根尾川スポーツ広場、席田北部公園、糸貫体育センター、早野多目的広場
医療施設	-
その他	道の駅「富有柿の里いとぬき」、富有柿の里

④地域特有の市民の意見

＜市民の意見（市民アンケート調査（平成28年8月実施）結果から）＞

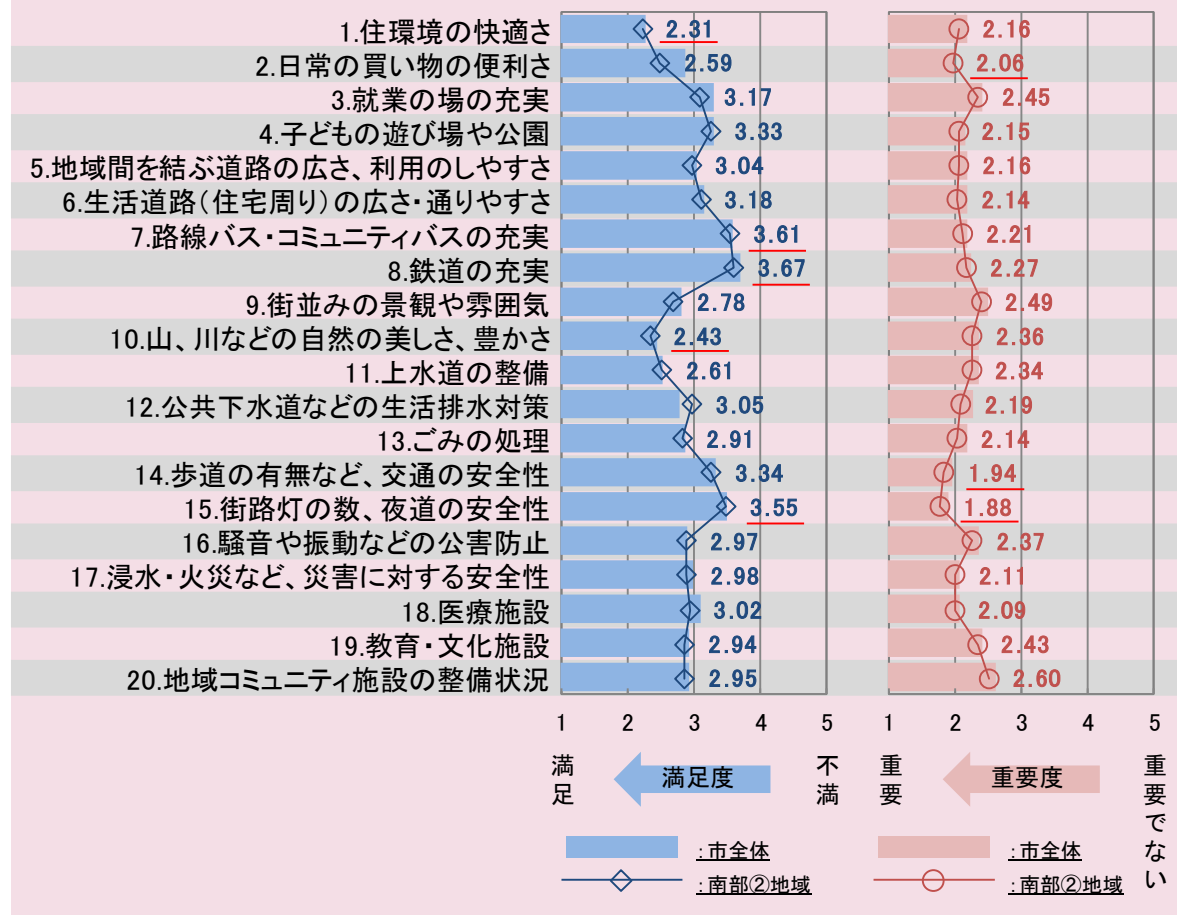
生活環境

- ・「住環境の快適さ」や「山、川などの自然の美しさ、豊かさ」の満足度が高い。
- ・「鉄道の充実」や「路線バス・コミュニティバスの充実」、「街路灯の数、夜道の安全性」の満足度が低い。
- ・「街路灯の数、夜道の安全性」や「歩道の有無など、交通の安全性」、「日常の買い物の便利さ」の重要度が高い。

今後の土地利用

- ・住宅地では、他地域に比べ「道路、下水道の整備による既成の市街地・集落の環境の向上」の回答が多い。

【生活環境の満足度・重要度】



4-2 地域づくりのビジョン

多様な都市機能と自然環境が調和し、多くの人が行き交う、

快適で賑わいあふれるまち

南部②地域は、その地理的・地勢的な特性のもとに、国道 157 号や樽見鉄道を軸に様々な都市機能の集積、市街地形成が進んでいる地域です。将来的にも、東海環状自動車道(仮称)糸貫 IC や(仮称)本巣 PA の整備が計画され、より一層の都市的発展が期待されます。

このような優位性を活かし、今後も、安全・快適な市街地整備を推進するとともに、東海環状自動車道の事業効果を、地域の活性化や生活の利便性の向上につなげることができるよう、土地利用規制の見直しや幹線道路網や産業基盤の整備に努めます。

一方で、富有柿の産地として知られ、市街地の周囲に優良農地が広がるほか、市街地を縦貫する糸貫川や緑豊かな里山である船来山など、美しく良好な環境や風景が広がっています。これらについては、幹線道路整備や市街地整備との調和・連携に十分配慮しながら保全・活用を図り、身近に自然とふれあえる環境づくり、来訪者の観光・交流にも対応した魅力ある地域づくりに努めます。

地域整備の柱1

対応課題 産業振興の視点

東海環状自動車道の開通を見据えた、賑わいある地域づくり

- ① (仮称)糸貫 IC を核とした、利便性の高い幹線道路網の形成
- ② 幹線道路の整備効果を取り込む、産業環境づくり
- ③ 多くの人が集まり、賑わう拠点空間づくり

地域整備の柱2

対応課題 生活環境の確保の視点

安全・快適に暮らせる居住環境づくり

- ① 安全・安心に暮らせる都市基盤の整備
- ② 周辺環境と調和した、快適な居住環境づくり

地域整備の柱3

対応課題 地域資源の保全と防災力の強化の視点

潤いとやすらぎを感じられる、交流環境づくり

- ① 船来山を背景とした水と緑の美しい風景、環境づくり
- ② 地域の産業や歴史、自然を取り込んだ特色ある憩いの場づくり
- ③ 災害対策の推進

4－3 地域整備の方針

地域整備の 柱 1

東海環状自動車道の開通を見据えた、賑わいある地域づくり

① (仮称)糸貫 IC を核とした、利便性の高い幹線道路網の形成

- ・ 東海環状自動車道及び(仮称)糸貫 IC の早期整備を関係機関に働きかけるとともに、アクセス道路として、都市計画道路糸貫インター線の整備を促進します。国道 157 号は4車線化に向けて、地元住民との合意形成や県との協議等、調整を進めます。また、東海環状自動車道については、地域分断に対応した側道整備を検討します。
- ・ 地域中部の東西交通軸であり、(仮称)糸貫 IC への連絡を担う道路として、都市計画道路長良糸貫線の早期整備を目指します。
- ・ 主要な道路では、歩道の設置、道路照明灯・その他交通安全施設の設置、橋梁の長寿命化を図るとともに、屋外広告物の規制・誘導、景観に配慮した空間づくりを進めます。特に、様々な拠点を結ぶ国道 157 号や西部連絡道路線などにおいては、案内看板の統一化などに取り組みます。



② 幹線道路の整備効果を取り込む、産業環境づくり

- ・(仮称)糸貫 IC 周辺は、開通の効果を十分に活かすことができるよう、まちづくりの方向性を検討するとともに、工業、物流、交流などの施設を計画的に誘導するため、都市基盤整備や土地利用規制の見直しを行います。
- ・国道 157 号沿道や、本巣松陽高校が位置する市道沿道は、地域住民の身近な生活軸としての活用を図るため、周辺の居住環境への影響の少ない商業施設などの立地誘導を図ります。
- ・営農環境や居住環境の保全を基本としつつ、都市計画道路長良糸貫線、西部連絡道路線などの幹線道路沿道で、生活利便性を高める施設立地を誘導するため、地区計画などの都市計画の制度の適切な運用を図ります。営農環境の維持においては、必要に応じて特定用途制限地域の規制・誘導の内容を見直します。
- ・都市計画道路長良糸貫線の沿道は、4 車線道路として物流、広域商業などの施設立地の可能性があるため、計画的な土地利用誘導を図るとともに、沿道街区の周辺環境整備を進めます。
- ・国道 157 号沿道の大規模工業施設が集積する地区では、工業特化を基本とした土地利用を誘導するとともに、景観や騒音・振動対策などに配慮された環境重視の工業地の維持・形成に努めます。
- ・根尾川沿いの既存の工業施設が集積する地区や都市計画道路長良糸貫線及び(仮称)本巣 PA 周辺では、周辺幹線道路の整備・充実とあわせて、用途地域や特定用途制限地域の見直しなどにより、既存工業施設の隣接地の計画的な拡大と、大規模工業施設及び地域産業を支える工場などの集積や機能維持を図ります。

③ 多くの人が集まり、賑わう拠点空間づくり

- ・国道 157 号と都市計画道路長良糸貫線が交差する大規模商業施設周辺地区は、市内外の多くの人が集まる利便性の高い商業地として位置づけ、空地の有効活用を図るなど、各種サービス施設の集積を誘導します。また、夜間の騒音や治安上の課題についても、地域、関係機関と連携し必要な取り組みに努めます。
- ・樽見鉄道モレラ岐阜駅周辺や(仮称)糸貫 IC 周辺地区では、営農環境と調整し、その利便性を活かした土地の有効・高度利用を検討します。また、まちの玄関口としての特性から、景観形成重点地区の指定を検討し、市をイメージできるような修景整備を図るとともに、情報発信機能の整備や環境美化など、来訪者をもてなす空間づくりに努めます。
- ・公共交通の核となる樽見鉄道モレラ岐阜駅周辺は、市内のコミュニティ拠点及び近隣市町との公共交通のネットワーク化を推進します。

地域整備の
柱 2

安全・快適に暮らせる居住環境づくり

① 安全・安心に暮らせる都市基盤の整備

- ・ 国道 157 号への交通集中を分散抑制し、市街地内における慢性的な渋滞緩和や(仮称)糸貫 IC へのアクセス性の強化のため、市道の整備・改良など、国道 157 号を迂回する地域間連絡道路の整備を推進します。
- ・ 生活道路については、市民との協働による道路除草など、適正な維持管理を行うとともに、防犯灯(LED 化)や交通安全施設の設置により、安心して通行できる環境整備を進めます。
- ・ 多くの人が利用する都市拠点の周辺や主要な公共施設周辺では、安全な歩行空間の確保を伴う道路の整備・改良を進めます。
- ・ 市街地周辺以外の集落についても、生活利便施設の整備を図るとともに、集落の安全性を高める都市基盤の整備・改善に取り組みます。
- ・ 都市公園をはじめとした、既存の憩いの場については遊具の更新など適切な保全・管理に努めます。また、市民との協働により、誰もが親しみやすく安全な公園整備を行うとともに、市民協働による維持管理の仕組みづくりを進めます。
- ・ 暮らしを豊かにし、健康づくりや生きがいづくりに向けたスポーツ活動の場を確保するため、本巢市民スポーツプラザなどの既存のスポーツ施設は、計画的に整備、改修を図ります。
- ・ 企業誘致により生活環境が悪化しないように、大型車両の排除等の対策を検討します。



② 周辺環境と調和した、快適な居住環境づくり

- ・コミュニティ拠点である公共施設が集積する糸貫分庁舎周辺地区は、誰もが利用しやすい周辺環境整備に努めるとともに、地域・地区の生活の拠点として、都市機能の維持について、計画的に取り組めます。
- ・市街地内では、用途地域を基本として、必要に応じて地区計画を定めるなど、居住環境の保全・向上に努めます。
- ・住居専用系の用途地域や、良好な環境を有する住宅団地では、ゆとりある落ち着いた住宅地として、専用性や適正な密度・高さの維持に努めます。
- ・その他の住居系用途地域では、幹線道路沿道において、ある程度の用途混在を許容しつつ、都市計画の制度の適切な運用により、居住環境の保全に努めるとともに、空家の既存ストックを活用し、移住・定住者の住宅確保に努めます。
- ・集落地では、各集落の地理的特性や地域整備の動向などを考慮して、土地利用誘導や集落環境整備を進めることにより、生活の利便性、快適性の向上に努めます。
- ・特定用途制限地域や開発許可などの都市計画、景観計画の制度の適切な運用により、居住環境に悪影響を及ぼし、田園風景を阻害する建物の立地を抑制します。
- ・市街地周辺に位置する集落では、営農環境を尊重しながらも、土地利用、都市基盤から見る市街地との一体性や、開発動向や周辺幹線道路の整備状況、人口の動向などを考慮したなかで、定住を促進する良好な環境の整備・誘導を図ります。
- ・集落地の生活環境整備にあたっては、各地区の状況に応じて、地区計画の活用による都市基盤の確保や、一体的に都市基盤を確保できる民間開発の指導・誘導を図ります。
- ・土地区画整理事業が実施された地区など、都市基盤整備済みの地区では、田園・自然風景と調和し、ゆとりある居住環境が維持・形成されるよう、地区計画など地域住民が主体となった建築活動上のルールづくりを促進・支援します。
- ・その他、「本巢市環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例」など、都市計画以外の独自の制度に基づき、地域の環境を計画的に保全します。



地域整備の
柱 3

潤いとやすらぎを感じられる、交流環境づくり

① 船来山を背景とした水と緑の美しい風景、環境づくり

- ・ 船来山は、森林の少ない平坦部にあつて、まとまりある緑が残されている貴重な里山であり、良好な市街地景観を支える要素としての役割も考慮するなかで、船来山古墳群の国史跡指定に向けて、積極的な保全・活用に努めるとともに、風致地区などの指定を検討します。
- ・ 優れた生態系を有する水環境を保全するため、下水道への接続や合併処理浄化槽の設置促進により、生活排水の適正処理に努めます。
- ・ 糸貫川（席田用水）をはじめ、地域を流れる河川や用水路などは、ホタルの生息地でもあるため、「本巢市螢保護条例」に基づく環境保全について、地域住民主体の活動と連携し、取り組みます。
- ・ 地域に広がる農地については、幹線道路の整備に伴う産業機能の強化や沿道利用などとの連携・調和にも留意し、保全や適正管理を促進します。

② 地域の産業や歴史、自然を取り込んだ特色ある憩いの場づくり

- ・ 船来山は、その良好な自然及び県内最大の古墳群としての環境を守り、道の駅「富有柿の里いとぬき」や(仮称)糸貫 IC 周辺地区のまちづくりとの一体性にも留意しながら、散策道、休息所の整備を図ります。加えて、その特性を活かした環境学習プログラムを展開するなど、身近で自然や歴史に親しみ、学習できる空間づくりに努めます。
- ・ 地域の名産である富有柿やいちごの生産性を維持・向上させるため、農地の保全や適正管理を促進するとともに、担い手を中心に農地の集約化や農業生産基盤の保全を図ります。
- ・ 都市近郊農業地帯としての特性を活かし、富有柿やいちごなど、地域特産品の PR を兼ねた集客・交流を進めます。
- ・ 地域には、社寺や史跡が数多く存在し、長屋神社の馬駆け祭や春日神社の米かし祭など、祭礼行事が地域に伝わっています。これらについては、集落環境の維持や貴重な緑地空間の保全、地域の活性化に向けて、保存会など、地域住民が主体となった保全・活用の取り組みを促進・支援します。
- ・ 歴史や文化、自然に溶け込んだまちとしてのイメージが浸透するよう、景観計画に基づく、建物の形態制限や屋外広告物の規制・誘導、景観に配慮した道路空間の整備を進めます。
- ・ (仮称)本巢 PA 周辺においては、市民の憩いのスペースや来訪者が立ち寄ることができる

公園の整備を進めます。なお、整備にあたっては、広域的な防災拠点機能も兼ね備えた公園を目指します。

- ・他の地域にある民俗資料館については、南部②地域において、統合に向けた整備を進めます。
- ・企業誘致により貴重な自然環境や景観に影響が及ばないように、対策を検討します。

③ 災害対策の推進

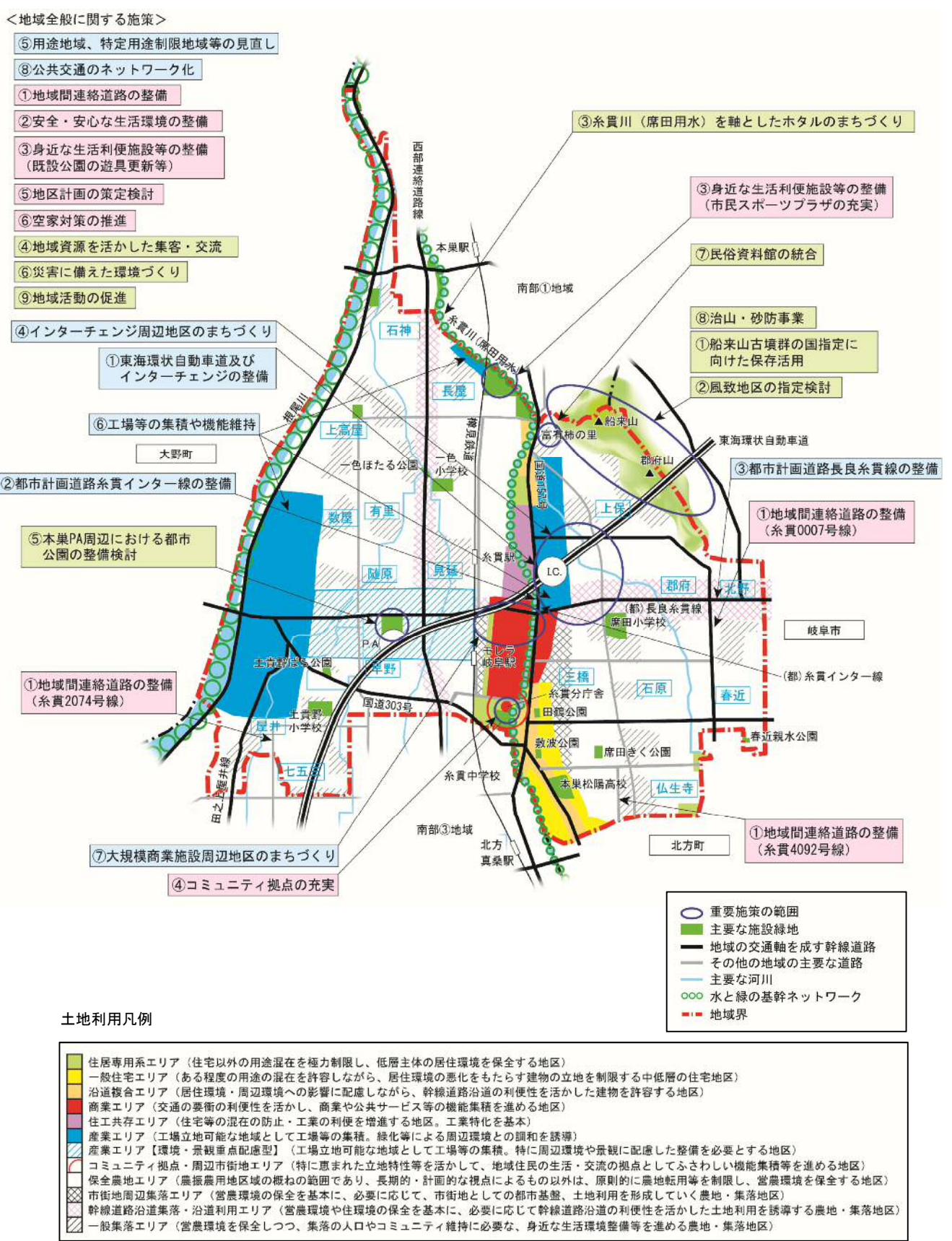
- ・用途地域内において、狭隘道路も多く建築物が密集し、防災の面からも環境改善が必要な地区については、地域住民との協働による地区計画の導入により、災害時において緊急車両などがスムーズに走行できる道路整備、延焼防止空間や避難路・避難場所ともなる道路、公園・緑地の確保や建築物の耐震化に努めます。
- ・近年の短期的局地的集中豪雨に対応するため、河川や排水路の整備を推進し、安全な生活環境の確保に努めます。
- ・南部②地域では、西の広い範囲で大雨時に河川の氾濫により浸水被害を受けると予想されています。このため、河川改修を促進するとともに、無秩序な開発の抑制、宅地開発に伴う雨水調整機能の確保や防災措置の指導に努めます。なお、根尾川に関しては、堤防の強度や高さ不足が危惧される重要水防箇所について、水防体制強化や改修促進を図ります。
- ・船来山の一部区域では、土砂災害の発生が危惧されているため、危険箇所の周知や危険度に応じた治山・砂防事業を県と連携して進めます。
- ・地域住民の防災意識の高揚に努め、災害危険箇所の把握も含めた自主防災活動の活性化を促すなど、総合的な地域防災体制を整えとともに、災害発生時等の自主防犯意識の高揚にも努めます。



4-4 地域づくりの重点施策

項目	主要施策名	実施主体	実施時期			備考
			短期	中期	構想	
東海環状自動車道の開通を見据えた、賑わいある地域づくり	①東海環状自動車道及びインターチェンジの整備	国		○		
	②都市計画道路糸貫インター線の整備	県		○		
	③都市計画道路長良糸貫線の整備	県、市		○		
	④インターチェンジ周辺地区のまちづくり	市	○	⇒		※都市基盤整備、土地利用規制の見直し、景観形成等
	⑤用途地域、特定用途制限地域等の見直し	市	○			※IC整備と連動した工業系市街地における計画的開発の誘導 ※営農環境の維持
	⑥工場等の集積や機能維持	市	○			
	⑦大規模商業施設周辺地区のまちづくり	市	○	⇒		※空地の活用、各種サービス施設の集積
	⑧公共交通のネットワーク化	市	○	⇒		※公共交通(バス)のネットワーク化の検討
安全・快適に暮らせる居住環境づくり	①地域間連絡道路の整備	市	○	⇒		※重点的に整備を進める区間：糸貫 0007 号線、糸貫 4092 号線、糸貫 2074 号線
	②安全・安心な生活環境の整備	市	○	⇒		※市民との協働による道路除草 ※拠点や公共施設周辺における歩行空間の整備
	③身近な生活利便施設等の整備	市	○	⇒		※市民スポーツプラザの施設改修、既設公園の遊具更新
	④コミュニティ拠点の充実	市	○	⇒		※糸貫分庁舎周辺の都市機能の維持
	⑤地区計画の策定検討	地域住民、市		○		※基盤整備済み地区、市街地内で優先検討
	⑥空家対策の推進	市	○	⇒		
潤いやすらぎを感じられる、交流環境づくり	①船来山古墳群の国指定に向けた保存活用	市	○	⇒		※国指定に向けた価値付け、公有地化、史跡整備
	②風致地区の指定検討	市 or 県		○		※10ha 以上は県決定、国指定史跡指定と連動
	③糸貫川(席田用水)を軸としたホタルのまちづくり	市、地域住民	○	⇒		※下水道への接続や合併処理浄化槽による水質浄化 ※「本巣市蜚保護条例」による河川環境保全
	④地域資源を活かした集客・交流	地域住民、市		○		※祭礼行事の保存・活用の促進・支援 ※情報発信機能の充実等
	⑤本巣 PA 周辺における都市公園の整備検討	市		○		※広域的防災機能も付加
	⑥災害に備えた環境づくり	市	○	⇒		※排水路の整備、建築物の耐震化等
	⑦民俗資料館の統合	市			○	
	⑧治山・砂防事業	県、市			○	※随時実施
	⑨地域活動の促進	地域住民、市	○	⇒		※自主防災活動の活性化(危険箇所の確認)等

※**短期**・・・目標期間の前半期 **中期**・・・目標期間の後半期 **構想**・・・実施時期未定 **⇒**・・・継続
※ここで示す施策は、主要なものであり、すべての施策を網羅するものではありません。



第5章 南部③地域のまちづくり構想

5-1 地域づくりの前提条件

①地域の位置

南部③地域は、東は北方町、西は大野町、南は瑞穂市に隣接し、根尾川や犀川の生態系豊かな河川が南北に流れ、農地と集落が混在し、宅地開発により人口がわずかながら増加している地域です。

②上位計画などによる地域の位置づけ

主要地方道岐阜関ヶ原線沿道を中心に各種サービス施設が集積し、賑わいのある利便性の高い都市空間の形成が求められます。

③ 3つの都市課題に基づく地域課題

1) 産業振興の視点

近年、主要地方道岐阜関ヶ原線沿道などに散在的な宅地開発の進展が見られ、4地域のなかで唯一人口が増加するなど、のどかな風土にも変化が見られます。

主要地方道岐阜関ヶ原線の4車線化や東海環状自動車道の整備など、開発選好度をさらに高める要素も存在していることから、営農環境に配慮しながら土地利用規制の見直しも検討し、適正な規制・誘導を行うことが課題となっています。

2) 生活環境の確保の視点

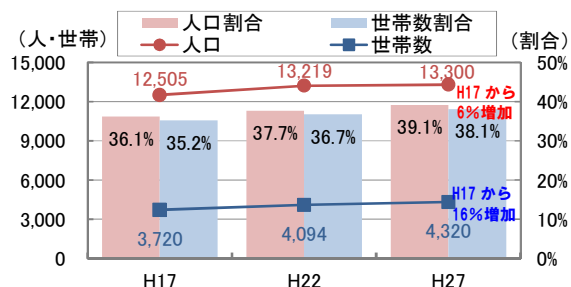
人口が微増している地域であり、散在的な宅地化が見られることから、無秩序な宅地化を抑制する必要があります。適正な土地利用の規制・誘導により、豊かな自然環境の保全に配慮した都市機能集積を進めるとともに、道路や排水路などの都市基盤が整った安全・安心な居住環境の形成を図ることが求められます。

3) 地域資源の保全と防災力の強化の視点

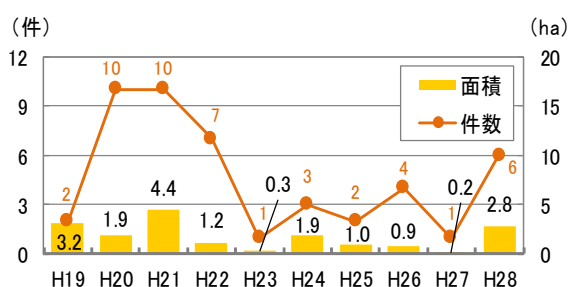
田園風景が広がっているほか、真桑人形浄瑠璃など古くより受け継がれている郷土芸能もあり、歴史・文化が豊かな地域としての性格も有しているため、自然との共生のなかでこれらを保全・活用していくことが課題となります。また、地震による液状化や浸水により広範囲に被害が想定される地域であり、それを念頭に置いた施策の推進が必要です。特に豪雨による浸水区域が広範囲に分布している地域であるため、それを踏まえた産業振興や生活基盤の確保に向けた事業が求められます。

地域別構想編 第5章 南部③地域のまちづくり構想

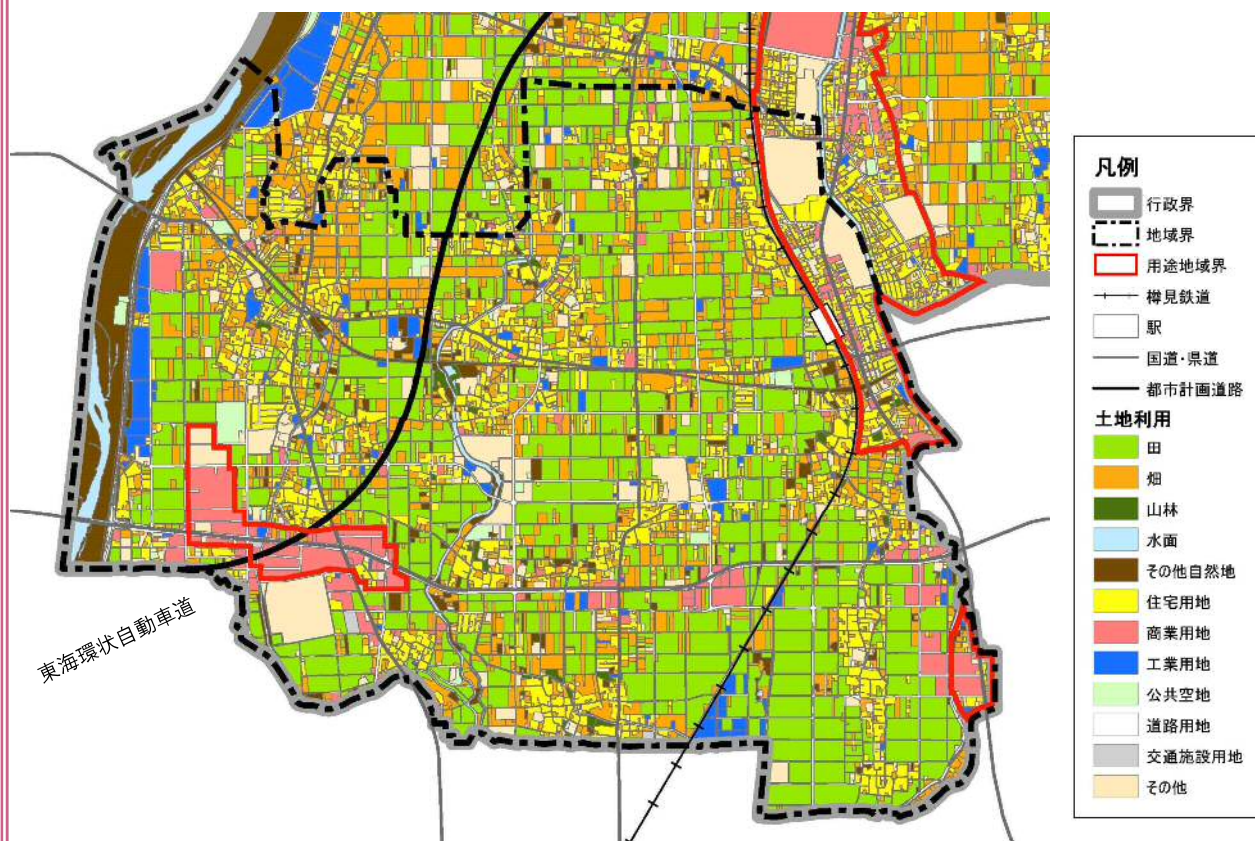
■人口・世帯数の推移



■開発許可の推移

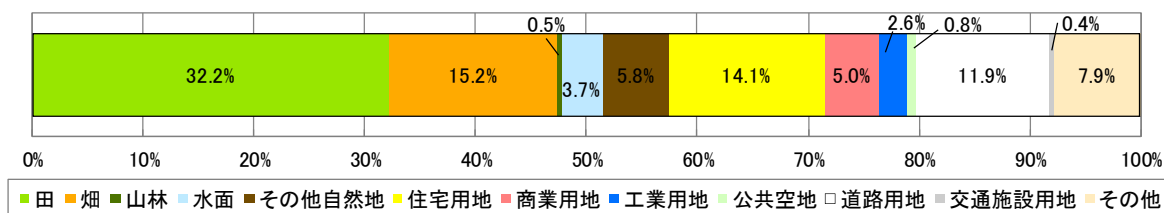


■土地利用現況図(平成26年度)



資料：平成26年度 都市計画基礎調査

■土地利用構成



資料：平成26年度 都市計画基礎調査のGISデータより集計

■位置の概況



■主な公共施設

区 分	名 称
官公庁施設	真正分庁舎
教育施設	弾正幼稚園、真桑幼稚園、真正幼稚園、弾正小学校、真桑小学校、真正中学校、岐阜工業高等専門学校
文化・集会施設	本巣市民文化ホール、しんせいほんの森、真正民俗資料館、真正公民館
社会福祉施設	真正老人福祉センター、真正保健センター
社会体育施設	真正根尾川スポーツ広場、しんせい運動広場、真正体育センター、真正スポーツセンター、真正多目的広場、真正テニスコート、真正グラウンド、真桑みどり公園
医療施設	-
その他	-

④地域特有の市民の意見

＜市民の意見（市民アンケート調査（平成28年8月実施）結果から）＞

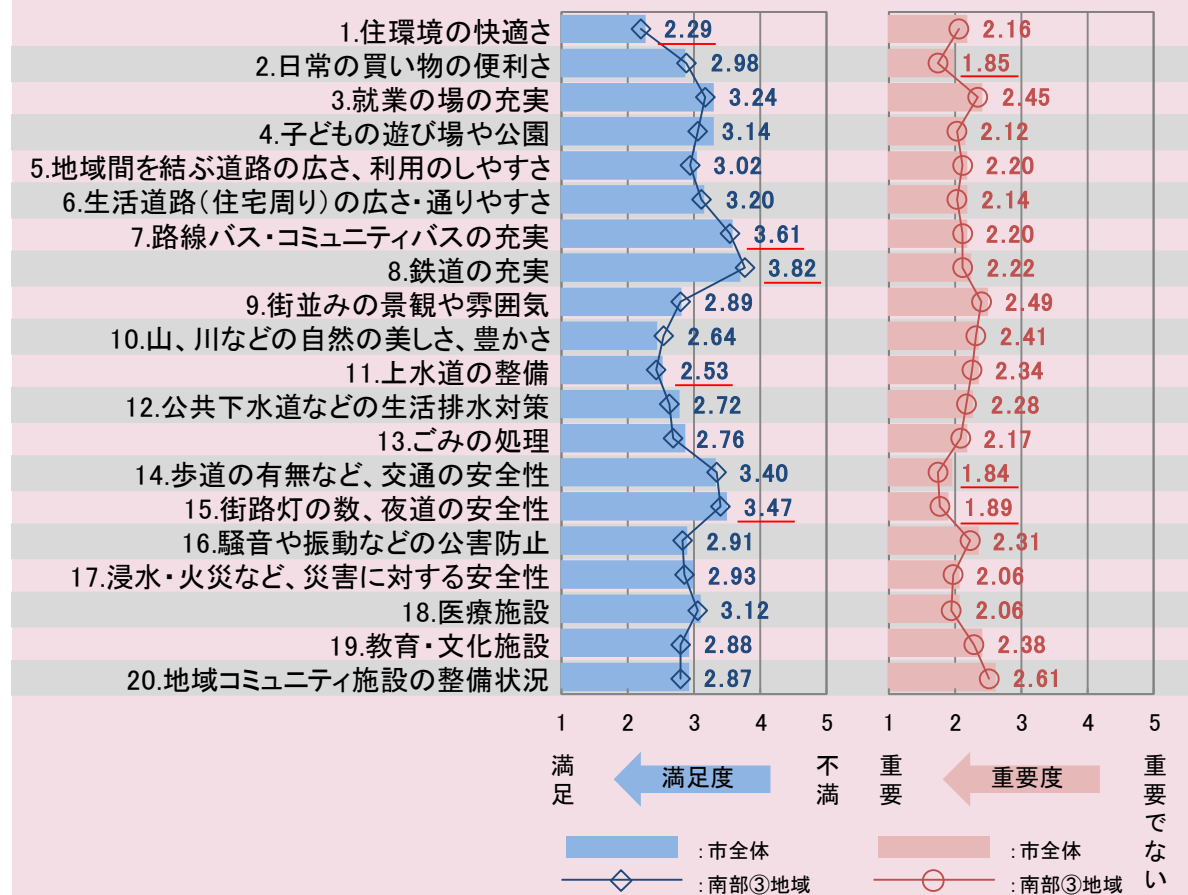
生活環境

- ・「住環境の快適さ」や「上水道の整備」の満足度が高い。
- ・「鉄道の充実」や「路線バス・コミュニティバスの充実」、「街路灯の数、夜道の安全性」の満足度が低い。
- ・「歩道の有無など、交通の安全性」や「日常の買い物の便利さ」、「街路灯の数、夜道の安全性」の重要度が高い。

道路・交通の整備

- ・他の地域に比べ「歩道やガードレールなど、交通安全施設の整備」が重要という回答が多い。

【生活環境の満足度・重要度】



5-2 地域づくりのビジョン

農村文化の魅力と新たな活力が融合した、安全で暮らしやすいまち

南部③地域は、美しい田園風景が広がり、根尾川や犀川が流れる自然豊かな地域ですが、近年、拠点的な商業集積や散在的な宅地開発の進展が見られ、今後も、主要地方道岐阜関ヶ原線の4車線化などによる、一層の開発選好度の高まりが予想されます。こうした良好な立地条件を活かすため、土地利用規制の見直しなどにより、幹線道路沿道における計画的な市街地整備や跡地活用に努め、広域的な産業機能の強化を図ります。

また、地域全体に広がる農地や鶺鴒池などの自然環境、古くより受け継がれている真桑人形浄瑠璃など、次世代へと伝承すべき地域資源が多くある一方で、災害の危険性も高く、こうした地域特性に対応した居住環境整備が必要です。このため、地域資源の保全・活用や、適正な土地利用の規制・誘導により、風土と共生した美しい地域環境づくりに努めるとともに、都市基盤の充実や身近な都市機能の集積による安全で利便性の高い居住環境づくりを進めます。

地域整備の柱1

対応課題 産業振興の視点

地域の活力を創出し、交流を活性化し、沿道環境づくり

- ①交流を促進する、利便性の高い幹線道路の整備
- ②幹線道路の整備と連動した、産業機能の強化

地域整備の柱2

対応課題 生活環境の確保の視点

安全で利便性の高い居住環境づくり

- ①利便性を向上させる、都市機能の整備
- ②良好な市街地環境の整備

地域整備の柱3

対応課題 地域資源の保全と防災力の強化の視点

地域の資源、風土と共生した美しい地域環境づくり

- ①豊かな自然環境、歴史・文化の保全と活用
- ②災害対策の推進

5-3 地域整備の方針

地域整備の 柱 1

地域の活力を創出し、交流を活性化する、沿道環境づくり

① 交流を促進する、利便性の高い幹線道路の整備

- ・ 東海環状自動車道の整備を促進するとともに、地域分断に対応した側道整備を検討します。
- ・ 地域の東西交通軸であり、広域的な交通を支える主要地方道岐阜関ヶ原線について、全区間4車線化を促進します。
- ・ 主要地方道北方多度線や一般県道北方真正大野線、都市計画道路運動場加茂線へ接続する道路など、近隣市町と本市を結ぶ幹線道路の整備については関係機関と協議を行い、地域間交流や緊急時・災害時用として重要な道路の確保を推進します。
- ・ 主要な道路では、歩道の設置、道路照明灯・その他交通安全施設の設置、橋梁の長寿命化を図るとともに、屋外広告物の規制・誘導、景観に配慮した空間づくりを進めます。特に、様々な拠点を結ぶ国道157号、主要地方道北方多度線、西部連絡道路線、主要地方道岐阜関ヶ原線などにおいては、案内看板の統一化に取り組みます。

② 幹線道路の整備と連動した、産業機能の強化

- ・ 国道157号や主要地方道北方多度線の沿道は、地域住民の身近な生活軸としての活用を図るため、周辺の居住環境への影響の少ない商業施設などの立地誘導を図ります。
- ・ 営農環境や居住環境の保全を基本としつつ、主要地方道岐阜関ヶ原線や主要地方道北方多度線、一般県道北方真正大野線、西部連絡道路線などの幹線道路沿道で、生活利便性を高める施設立地を誘導するため、都市計画の制度の適切な運用や地区計画の活用などの検討を行います。営農環境の維持においては、必要に応じて特定用途制限地域の規制・誘導の内容を見直します。
- ・ 主要地方道岐阜関ヶ原線の沿道は、大野町で整備が進んでいる(仮称)大野・神戸インターチェンジの供用開始の影響による物流、広域商業などの施設立地の可能性があるため、計画的な土地利用誘導を図るとともに、沿道街区の周辺環境整備を進めます。
- ・ 根尾川沿いや鶺鴒池周辺など、既存の工業施設集積地周辺では、東海環状自動車道の開通を見据えた立地需要を適切に取り込めるように、周辺幹線道路の整備・充実とあわせて、用途地域や特定用途制限地域の見直しなどにより、既存施設の隣接地への計画的な拡大と、大規模工業施設及び地域産業を支える工場などの集積や機能維持を図ります。
- ・ 主要地方道岐阜関ヶ原線と一般県道田之上屋井線との交差部周辺は、市内外の多くの人が集まる利便性の高い商業地として位置づけ、商業などの各種サービス施設の集積を誘

導します。また、夜間の騒音や治安上の課題について、地域、関係機関と連携し必要な取り組みに努めます。

- ・コミュニティ拠点である真正分庁舎周辺と各地域のコミュニティ拠点とは、バスを中心とした公共交通のネットワーク化を推進します。



地域整備の
柱 2

安全で利便性の高い居住環境づくり

① 利便性を向上させる、都市機能の整備

- ・ 主な公共施設や幹線道路相互を結ぶ主要な市道の整備を進めます。
- ・ 生活道路については、市民との協働による道路除草など、適正な維持管理を行うとともに、防犯灯(LED化)や交通安全施設の設置により、安心して通行できる環境整備を進めます。
- ・ コミュニティ拠点である真正分庁舎や小中学校などの施設周辺の地域では、地域・地区の生活の拠点として、都市基盤の整備や都市機能の維持について、計画的に取り組めます。
- ・ 多くの人が利用する都市拠点の周辺や主要な公共施設周辺では、安全な歩行空間の確保を伴う道路の整備・改良を進めます。
- ・ 暮らしを豊かにし、健康づくりや生きがいづくりに向けたスポーツ活動の場を確保するため、既存のスポーツ施設は、計画的に整備、改修を図ります。
- ・ 集落地では、各集落の地理的特性や地域整備の動向などを考慮して、土地利用誘導や集落環境整備を進めることにより、生活の利便性、快適性向上に努めます。

② 良好な市街地環境の整備

- ・ 市街地内では、用途地域を基本として、必要に応じて地区計画を定めるなど、居住環境の保全・向上に努めます。
- ・ 特定用途制限地域や開発許可などの都市計画、景観計画の適切な運用により、無秩序な宅地化や居住環境に悪影響を及ぼし田園風景を阻害する建物の立地を抑制します。
- ・ 市街地周辺に位置する集落では、営農環境を尊重しながらも、土地利用、都市基盤から見る市街地との一体性や、開発動向や周辺幹線道路の整備状況、人口の動向などを考慮したなかで、必要な範囲で市街地を位置づけ、定住を促進する良好な環境の整備・誘導を図ります。
- ・ 集落地の生活環境整備にあたっては、各地区の状況に応じて、地区計画の活用による都市基盤の確保や、一体的に都市基盤を確保できる民間開発の指導・誘導を図ります。
- ・ 都市基盤整備済みの地区では、田園・自然風景と調和し、ゆとりある居住環境が維持・形成されるよう、地区計画など、地域住民が主体となった建築活動上のルールづくりを促進・支援します。
- ・ 駅周辺では、来訪者のおもてなしを考慮したなかで、市をイメージできるような修景整備や情報発信機能の整備、環境美化に取り組めます。

- ・都市公園については適切な保全・管理に努めます。また、市民との協働により、誰もが親しみやすく安全な公園整備を行うとともに、市民協働による維持管理の仕組みづくりを進めます。
- ・既設公園の遊具更新などの生活利便施設の整備を図るとともに、市営住宅の長寿命化や、集落の安全性を高める都市基盤の整備・改善に取り組みます。
- ・住居系用途地域では、幹線道路沿道において、ある程度の用途混在を許容しつつ、都市計画の制度の適切な運用により、居住環境の保全に努めるとともに、空家の既存ストックを活用し、移住・定住者の住宅確保に努めます。
- ・その他、「本巣市環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例」など、都市計画以外の独自の制度に基づき、地域の環境を計画的に保全します。
- ・企業誘致により生活環境が悪化しないように、大型車両の排除等の対策を検討します。



地域整備の
柱 3

地域の資源、風土と共生した美しい地域環境づくり

① 豊かな自然環境、歴史・文化の保全と活用

- ・ 犀川など優れた生態系を有する水環境を保全するため、下水道への接続や合併処理浄化槽の設置促進により、生活排水の適正処理に努めます。
- ・ 地域の名産である富有柿、飛騨・美濃伝統野菜である「まくわうり」や花きの生産性を維持・向上させるため、農地の保全や適正管理を促進するとともに、担い手を中心に農地の集約化や農業生産基盤の保全を図りながら地域の発展を目指します。
- ・ 真桑人形浄瑠璃は本市を代表する重要無形民俗文化財ですが、少子高齢化が進む中で伝承する担い手の確保が課題となっています。このため、地域が主体となった保全・活用の取り組みを促進・支援します。
- ・ 歴史・文化、自然に溶け込んだまちとしてのイメージが浸透するよう、景観計画に基づく、建物の形態制限や屋外広告物の規制・誘導、景観に配慮した道路空間の整備を進めます。
- ・ 多様な文化・芸術に触れる機会を通して市民の暮らしの質を高めるため、市民文化ホールなどの文化施設について、設備の改修を行います。
- ・ 企業誘致により、貴重な自然環境や景観に影響が及ばないように対策を検討します。

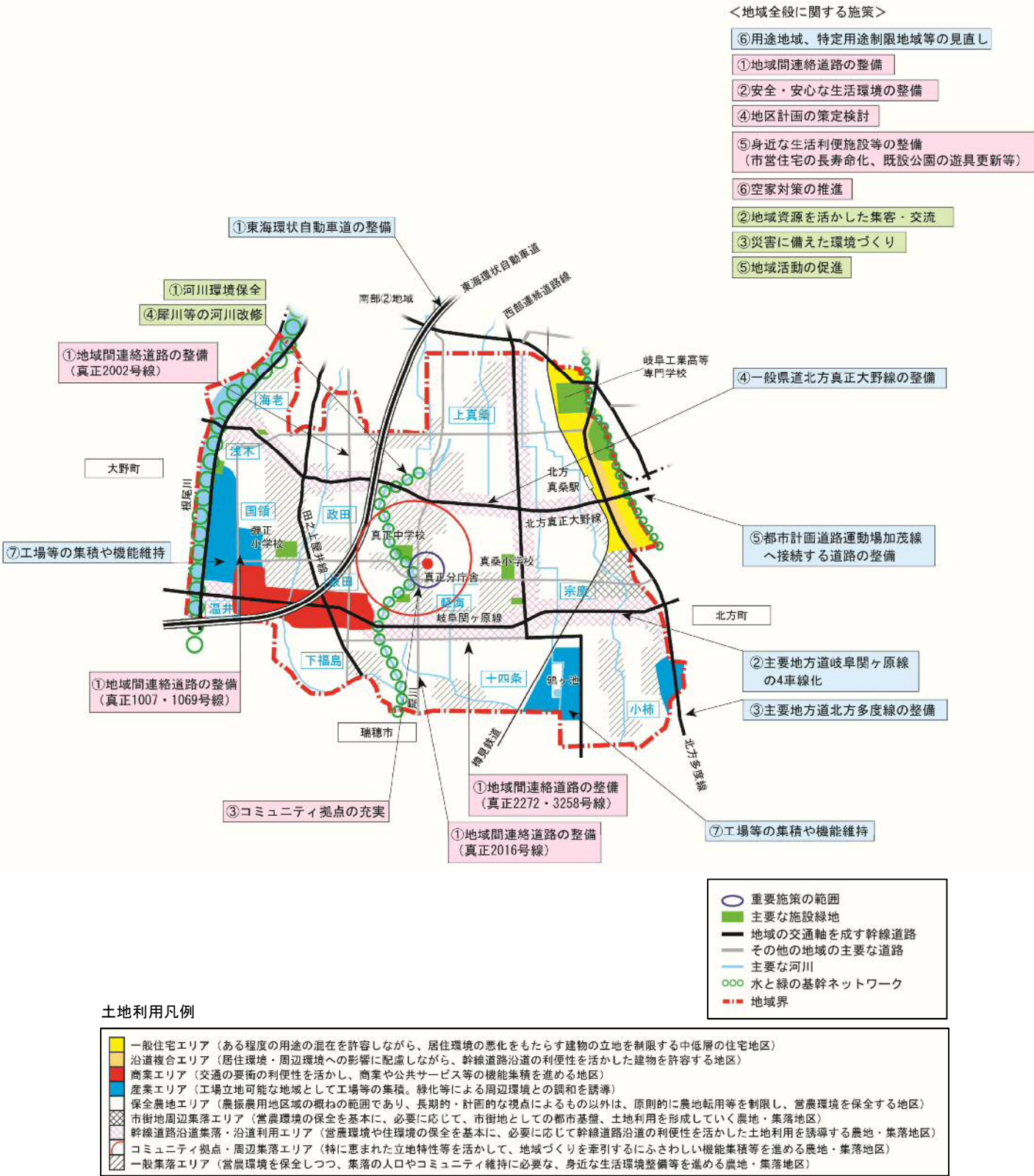
② 災害対策の推進

- ・ 市街地において、未利用地が点在する地区や、狹隘道路も多く建築物が密集し、防災の面からも環境改善が必要な地区については、地域住民との協働による地区計画の導入などにより、災害時の延焼防止空間や避難路・避難場所ともなる道路、公園・緑地の確保や建築物の耐震化に努めます。
- ・ 近年の短期的局地的集中豪雨に対応するため、河川や排水路の整備を推進し、安全な生活環境の確保に努めます。
- ・ 南部③地域では、大雨時に河川の氾濫により広範囲で浸水被害を受けると予想されています。このため、犀川等の河川改修を促進するとともに、無秩序な開発の抑制、宅地開発に伴う雨水調整機能の確保や防災措置の指導に努めます。なお、根尾川に関しては、堤防の強度や高さ不足が危惧される重要水防箇所について、水防体制強化や改修促進を図ります。
- ・ 地域住民の防災意識の高揚に努め、災害危険箇所の把握も含めた自主防災活動の活性化を促すなど、総合的な地域防災体制を整えるとともに、災害発生時等の自主防犯意識の高揚にも努めます。

5-4 地域づくりの重点施策

項目	主要施策名	実施主体	実施時期			備考
			短期	中期	構想	
沿道地域の活力を創出し、交流を活性化させる、	①東海環状自動車道の整備	国		○		
	②主要地方道岐阜関ヶ原線の4車線化	県	○	⇒		
	③主要地方道北方多度線の整備	県			○	
	④一般県道北方真正大野線の整備	県			○	
	⑤都市計画道路運動場加茂線へ接続する道路の整備	県、市		○		
	⑥用途地域、特定用途制限地域等の見直し	市	○			※既存工業施設の隣接地への計画的な拡大 ※営農環境の維持
	⑦工場等の集積と機能維持	市	○			
安全で利便性の高い居住環境づくり	①地域間連絡道路の整備	市	○	⇒		※重点的に整備を進める区間：真正1007・1069号線、真正2002号線等、真正2016号線、真正2272・3258号線
	②安全・安心な生活環境の整備	市、地域住民	○	⇒		※市民との協働による道路除草、防犯灯の充実 ※拠点や公共施設周辺における歩行空間の整備
	③コミュニティ拠点の充実	市	○	⇒		※真正分庁舎周辺の都市基盤整備、都市機能の維持等
	④地区計画の策定検討	地域住民、市	○	⇒		※住宅地の居住環境保全、都市基盤整備等
	⑤身近な生活利便施設等の整備	市	○	⇒		※市営住宅の長寿命化、既設公園の遊具更新 ※市民協働による公共施設の地域管理
	⑥空家対策の推進	市	○	⇒		
美しい地域環境づくり	①河川環境保全	市、地域住民	○	⇒		※下水道への接続による水質浄化
	②地域資源を活かした集客・交流	地域住民、市			○	※真桑人形浄瑠璃の保存・活用
	③災害に備えた環境づくり	市、地域住民	○	⇒		※排水路の整備、建築物の耐震化の推進等
	④犀川等の河川改修	県			○	
	⑤地域活動の促進	地域住民、市	○	⇒		※自主防災活動の活性化(危険箇所の確認、防災会議の実施等)等

※**短期**・・・目標期間の前半期 **中期**・・・目標期間の後半期 **構想**・・・実施時期未定 **⇒**・・・継続
※ここで示す施策は、主要なものであり、すべての施策を網羅するものではありません。



卷末資料

- ・用語集
- ・策定経緯
- ・策定委員会規定
- ・策定委員会 委員名簿
- ・都市計画審議会 委員名簿

用語集

【あ】

用 語	内 容
アクセス	道路や交通機関を用いて、ある地点や施設へ到達すること。
インターチェンジ（IC）	高速道路の出入口。
インフラ	インフラストラクチャーの略。道路、橋りょう、ダム、学校、病院、鉄道、上下水道、電気、ガス、電話など経済・生産基盤を形成するものの総称。社会資本。
液状化	地震の震動によって地盤が液体状になる現象。
汚水処理人口	下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラント（市町村が一般廃棄物処理計画に基づき、地域し尿処理施設として設置、管理するし尿と生活雑排水を合わせて処理するための小規模な汚水処理施設。）の汚水処理施設の整備人口。

【か】

用 語	内 容
開発許可	都市計画法における開発行為に対する許可制度。都市の水準を確保するため、一定規模以上の開発行為に対して、道路などの必要な公共施設の整備などの技術的基準を設けている。
河川	公共の水流及び水面で、直接一般の用に供されるものをいう。社会通念でいう河川のほか、放水路、湖沼等も含まれる。河川法の対象となり河川管理者が置かれ各種規制が行われる河川は、重要度の高い順から一級河川、二級河川及び準用河川に区分される。
環境基本計画	環境基本法を踏まえ、地球環境等の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市・事業者・市民の責務などを明らかにした計画。
関東・東北豪雨	平成 27 年（2015 年）9 月に発生。台風 18 号などの影響で栃木、茨城、宮城 3 県に大雨特別警報が出され、茨城では鬼怒川が氾濫した。
かん養	雨や河川といった地表の水が地下に浸透し、地下水となること。
合併処理浄化槽	生活雑排水とし尿を一緒に処理する浄化槽。
既存ストック	これまでに整備された都市基盤施設や公共施設、建築物などの蓄積のこと。
橋梁長寿命化修繕計画	橋梁の通行の安全性を確保し効率的な維持管理ができるよう、点検や修繕工事（再塗装やひび割れの補修）を行う予定を示した計画。
狭隘（きょうあい）道路	幅員が狭く、自動車の通行に支障を来す道路。

区域区分	都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分することで、一般的に「線引き」と呼ばれているもの。無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和など、地域の実情に即した都市計画を樹立する上で根幹をなすもので、昭和 43 年（1968 年）の都市計画法改正により導入された。 その後、平成 12 年（2000 年）の都市計画法改正により、都市計画区域毎に区域区分を定めるか否か、また定める場合にはその方針について、都市計画区域マスタープランの中で示すこととなった。 区域区分の決定にあたっては、当該都市計画区域の人口・産業動向、都市的土地利用の現況及び動向を勘案するとともに、都市活動と農林漁業との調和に十分配慮して適切に設定する必要があるとされている。
熊本地震	平成 28 年（2016 年）4 月 14 日より熊本県を中心に発生した一連の地震。
景観形成重点地区	地区を特徴づける主要な景観を有する場所や、新たに景観形成を誘導すべき場所等、重点的に景観形成を図る必要のある場所について、方針や行為の制限に関する事項を定める。
景観行政団体	景観法により定義される景観行政を司る行政機構のことであり、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることができる。景観計画区域に指定された区域では、建築や建設など景観にかかわる開発を行う場合に、設計や施工方法などを景観行政団体に届け出るなどの義務が生じる。
下水道	生活排水、工場排水、雨水等の下水を排除するために設けられる排水管などの排水施設、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設、これらの施設を補完するために設けられるポンプ施設を含む施設の総体で、公共下水道、流域下水道及び都市下水路の 3 種類に分類される。 下水道の設置・管理は、公共下水道及び都市下水路については原則として市町村が行い、流域下水道については原則として都道府県が行う。
交通安全施設	信号機、交通情報板、道路標識、道路標示など交通の安全と円滑を図るために設置された施設。
耕作放棄地	農地のうち、過去 1 年以上作付けされておらず、この数年の間に再び作付けする考えのないもの。
国定公園	自然公園法に規定される、自然公園（優れた自然の風景地やそれに準ずる地域）の一つ。このうち、国定公園は、国立公園に準じる景勝地として環境大臣が指定し、所在の都道府県が管理するもの。
コミュニティバス	既存バス路線ではカバーしきれていない交通空白地域等、利用者のニーズに対応する乗合バスのこと。主に地元地方公共団体が主体的にかかわり運行される事例が多く、地域住民等の生活利便や福祉等を考慮し、運行ルートを設定している。
コミュニティビジネス	福祉、保健、医療をはじめとした地域が抱える課題、地域に役立つ事業について、地域の人々が自ら取り組む小規模ビジネス。
コントロール	制御すること。統制すること。管理。

【さ】

用 語	内 容
災害応援協定	災害時において、物資や避難場所の提供、救護、情報伝達などの応援・協力活動を受けられるよう、地域の事業所等と結ぶ協定のこと。
里山	集落、農地の周辺にある農業・生活に結びついた山や森林。
産業	社会を営むうえで必要な経済活動であり、第1次産業（農林漁業）、第2次産業（製造業、建設業等）及び第3次産業（商業、サービス業、公務等）の総称。
ジオパーク	地球・大地を意味するジオ（Geo）と公園を意味するパーク（Park）とを組み合わせた言葉であり、美しい自然景観や学術的価値を持つ自然遺産を用いて、その土地や地球の成り立ちを知り、人の暮らしや文化との関わりを学び、感じることができる自然公園のこと。
市街化区域	都市計画区域のうち、「既に市街地が形成されている区域」と、「概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域」として定められた区域のこと。用途地域などを定め、秩序ある市街地形成を図るとともに、市街化を促進する都市施設を定め、市街地開発事業などによって整備、開発を積極的に進めるべき区域とされる。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域として定められた土地のこと。市街化調整区域内では、原則として、農林漁業用の建物等を除き開発行為は許可されず、また用途地域を定めないこととされ、市街化を促進する都市施設も定めないものとされている。
自主防災組織	自主的な防災活動を実施することを目的として、学区、自治会など近隣地域住民を単位として組織されるもの。
集約型都市構造	都市の郊外化・スプロール化を抑制し、市街地のスケールを小さく保ち、歩いて行ける範囲を生活圏と捉える都市の考え方のこと。コンパクトシティともいう。
重要水防箇所	堤防の大きさが不足している箇所、洪水が堤防や地盤を浸透し湧き出る箇所、堤防の法くずれの危険性のある箇所など、洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所を示すもので、水防上の重要度によって2ランク（A・B）に区分される。
自然環境保全地域	自然環境保全法に基づき、高山性植生や天然林等の優れた自然生態系を保全することを目的として県が指定するもの。このうち、特に保全の対象として重要な地域は特別地区、それ以外は普通地区として指定される。
自然的土地利用	田畑などの農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川などの土地利用を加えたもの。
ジビエ	狩猟で得た野生鳥獣の食肉を意味するフランス語。ふえすぎてしまった野生鳥獣を食肉として有効活用を図り、鳥獣被害対策や地域活性化に貢献できる取り組みを行っている。
市民協働	市民、自治会・町内会、ボランティア団体、NPO、事業者、企業、市などの様々な主体が、地域社会の課題を共有し、その課題解決のために協力して行動すること。
親水空間	水と親しむことを主目的とした場所のこと。
森林セラピー	森林での癒し効果を科学的に解明し、森林の持つ力によりストレスを解消し、心と体の健康に活かそうという取り組み。

ストック効果	整備された社会資本（社会インフラ）が十分に機能することで生み出される中長期的な経済効果。道路、空港、橋、上下水道、防波堤などのインフラ設備が整備されることで得られる防災力の向上、移動時間の短縮、快適性の向上、民間投資の誘発などの効果であり、整備効果ともよばれる。
スプロール	市街地が無計画に郊外へ拡大し、無秩序な市街地を形成すること。道路や下水道等の都市施設が整備されないまま低質な市街地が形成され、防災上、環境上の問題を生じさせるだけでなく、市街地環境を改善するにあたって公共投資の非効率化を招くなど、社会的、経済的な困難を生ずることが弊害として挙げられる。
総生産額	一定の区域内で、製品・サービスなどを市場に出荷した時の金額の合計のこと。
ゾーニング、ゾーン	地帯。区域。範囲。

【た】

用 語	内 容
耐火構造化	建物の主要部分をブロックや鉄筋コンクリートなどの耐火材料とし、火災による建物の倒壊及び延焼を防止する構造にすること。
耐震化	地震を受けても倒壊しないように構造を強化すること。
地域資源	自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源をも含む広義の総称。
小さな拠点	小学校区など、複数の集落が散在する地域において、商店、診療所等の日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場を、歩いて動ける範囲に集め、さらに周辺の各集落との間をコミュニティバスなどの交通手段により結んだ地域の拠点。
地区計画	都市計画法に定められた制度の一つで、地区の特性にふさわしい良好な都市環境の維持・形成を図るために、必要な事項を定める制度。ある地区が目指す将来像を示したり、生活道路の配置や建築物の建て方のルールなどを定める。住民等の意見を反映して、その地区独自のきめ細かなまちづくりルールを定めることができる。
地方創生	国内の各地域・地方が、それぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会をかたちづくること。
低未利用地	土地基本法において、土地は国民のための限られた貴重な資源であり、適正かつ合理的な利用をすべきものとして位置づけられているが、こうした観点に立ったときに、本来、建築物などが建てられその土地にふさわしい利用がなされるべきと考えられる土地において、そのような利用がなされていない状態である土地のこと。
特定環境保全公共下水道	公共下水道のうち、市街化区域以外の区域において設置される下水道。
特定用途制限地域	都市計画法に基づく地域地区の一つで、用途地域が定められていない地域（市街化調整区域を除く）において、良好な環境の形成・保持の観点から、望ましくない用途の建築物などの建築を制限する地域。

都市機能	一般的には都市及びそこで営まれる人間社会を構成する主要な機能であり、例えば「居住機能」「工業生産機能」「物流機能」「商業・業務機能」「行政機能」「文化機能」「レクリエーション機能」などの都市的な機能のほか、「自然機能」や「農業機能」もそれに含んで指す場合も多い。ちなみに、都市インフラ（道路・鉄道、公園緑地、上下水道、都市河川などの都市基盤施設）のうえに上記のような都市機能が配置され、一つの都市構造を形成するが、駅、インターチェンジ、空港などの交通施設、公園緑地などは、インフラでもあり、同時に都市機能でもある。
都市基盤	一般的に道路・街路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共施設のこと。
都市計画基礎調査	都道府県が都市計画区域について、概ね5年ごとに、人口、土地利用、建物、都市施設等の現況把握を行う調査。
都市計画区域	市町村の行政区域にとらわれず、実際の都市の広がりを考慮したなかで、一体的に整備、開発、保全する必要がある区域として、都道府県が指定するもの。都市計画区域が指定されると、開発許可基準の引き上げや建築基準法による建築確認申請・集団規定が適用され、用途地域や都市計画施設等の制度活用が可能となる。
都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）	都市計画法第6条の2の規定に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のこと。一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象とし、その区域ごとに、都道府県が一市町村を越える広域的な見地から、区域区分をはじめとして都市計画の基本的な方針を定める。
都市計画公園	都市計画区域内において、都市計画法11条の都市施設として都市計画決定された公園。公園の種別としては、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園、特殊公園があるが、公園の機能に応じた規模の適正化を図るため、公園種別に応じた規模を基準として定める。
都市計画道路	都市計画法による一定の手続きを経て計画決定される道路であり、道路機能に応じて自動車専用道路、幹線街路、区画街路及び特殊街路の4種類に区分される。
都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続き、開発許可制・建築制限などの都市計画制限、都市計画事業の認可・施行などについて定めた法律。昭和44年（1969年）施行。
都市公園	都市計画施設である公園又は緑地で、地方公共団体又は国が設置するもの。また、地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地のこと。
都市施設	道路、公園、下水道など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。都市計画法では道路、鉄道などの交通施設や公園、緑地などの公共空地等を都市施設としている。これらの都市施設は、土地利用、交通などの現状、将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置を配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めることとされている。
都市的土地利用	主として都市における生活や活動を支えるため、人為的に整備、開発された住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等による土地利用のこと。

土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される。
土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の整備を図る事業。基本的な仕組みは、土地の所有者が道路、公園など公共施設用地を生み出すために土地の一部を提供（減歩）し、宅地の形を整えて交付（換地）するものである。

【な】

用 語	内 容
南海トラフ	駿河湾から東海地方、紀伊半島、四国にかけての南方沖約 100km の海底をほぼ東西に走る長さ 700km の細長い溝。
南海トラフ地震	南海トラフ沿いを震源域とする巨大地震のこと。
南海トラフ地震 防災対策推進地域	「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要があるものとして指定された地域。
ニーズ	必要とする事。要求。需要。
ネットワーク	人と人とのつながりや鉄道・道路などの交通網。網状にめぐる組織の表現のこと。
農業集落排水	一般の公共下水道とは別に農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水などを処理する下水道。
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、優良農地の確保を中心とした総合的かつ計画的な農業の振興を目指すための制度を適用する区域。この法律に基づき、農用地利用計画や、農業生産基盤の整備や近代化の計画、農村環境の整備の計画等を定める。

【は】

用 語	内 容
パーキングエリア（PA）	高速道路等に設置される小規模な休憩施設。
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、被害の範囲、被害の程度、避難経路及び避難場所などの情報が図示された地図。
バリアフリー	障がい者や高齢者が行う諸活動に不便な障壁（バリア）がない状態のこと。例えば、階段の代わりに緩やかなスロープをつけたり、道路の段差がない状況のことをいう。
東日本大震災	平成 23 年（2011 年）3 月 11 日 14 時 46 分頃に、三陸沖を震源とするマグニチュード（M）9.0 の巨大地震「東北地方太平洋沖地震」によって引き起こされた広域大規模災害。

100 年先の森林づくり計画	民有林を県独自に「木材生産林」「環境保全林」「観光景観林」「生活保全林」の四つに区分設定して管理するとともに、人材の育成や技術の開発・普及、安定供給を図る。
風致地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、良好な風致の保全を目的として、樹林の伐採、土地の形質の変更、建築物の建築、建物の規模（建ぺい率、高さ）などを規制する地区。
フレーム	広義では、都市計画をはじめ、行政の施策や民間の事業計画を定めるうえでの基本的な枠組みを意味する。また、都市計画における狭義の「フレーム」とは、人口や世帯構成、産業生産額の規模、市街地や建築物の床面積などの規模等、都市計画を定めるうえでの基本的大枠となる数値目標のことをいう。
保安林	洪水、土砂の流出、崩壊等を防止する機能を特に発揮させることが必要な森林について、農林水産大臣及び知事が指定するもの。

【ま】

用 語	内 容
本巣市螢保護条例	自然保護及び観光事業発展のため、河川及び排水路付近に生息するホタルの保護に関し必要な事項を定めるもの。

【や】

用 語	内 容
遊休農地	耕作放棄地に加え、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地。
遊水機能	河川沿いの田畑等において雨水又は河川の水が流入して一時的に貯留する機能のことをいう。洪水時の河川流量、水位の低減の役割がある。
優良農地	集団的に存在している農地、農業に対する公共投資の対象となった農地、農業生産性の高い農地など良好な営農条件を備えている農地のこと。
ユニバーサルデザイン	年齢や障害の有無等に関わらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。
用途地域	都市計画法及び建築基準法に定められ、住居、商業、工業など市街地の枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域をはじめ 13 種類がある。用途地域制度が目的としているのは、適切な土地利用計画に基づく建築物の規制、誘導であり、用途混在や建築物の過密化を防止することにより、適正かつ合理的な土地利用を実現していく。

【ら】

用 語	内 容
緑地協定	土地所有者等の合意によって、緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。

巻末資料

レクリエーション	機能休養や娯楽、スポーツ活動、文化芸術活動などによって心身の疲れを癒し、充足を図る機能。具体的に、このような機能を持つ施設としては、都市公園や自然公園、スポーツ施設、様々な娯楽・遊戯施設、芸術文化施設、観光地などが挙げられる。
6次産業	農林漁業者（1次産業）が、生産だけでなく、食品加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）にも取り組み、それによって農林水産業を活性化させ、農山漁村の経済を豊かにしていこうとするもの。

策定経緯

■平成 28 年度

年月日	会議・調査等	内容
8 月 10 日 ～ 8 月 31 日	市民アンケート調査	18 歳以上の市民から無作為に抽出した 3,000 人を対象としたアンケート調査
8 月 29 日	第 1 回作業部会	・ 全体構想編素案について
9 月 23 日	第 1 回策定委員会	・ 全体構想編素案について
11 月 22 日	第 2 回作業部会	・ 全体構想編素案について
12 月 21 日	第 2 回策定委員会	・ 全体構想編素案について
2 月 8 日	第 9 回都市計画審議会	・ 経過報告
2 月 22 日	第 3 回作業部会	・ 全体構想編素案について
3 月 15 日	第 3 回策定委員会	・ 全体構想編素案について
3 月 24 日	議会	・ 経過報告

■平成 29 年度

年月日	会議・調査等	内容
5 月 29 日	第 1 回作業部会	・ 地域別構想編について
7 月 4 日	第 1 回策定委員会	・ 地域別構想編について
9 月 13 日	第 2 回作業部会	・ 地域別構想編について
10 月 3 日	第 2 回策定委員会	・ 地域別構想編について
11 月 7 日	第 10 回都市計画審議会	・ 経過報告
11 月 14 日 ～ 11 月 17 日	住民説明会	11 月 14 日：糸貫地域 11 月 15 日：根尾地域 11 月 16 日：真正地域 11 月 17 日：本巣地域 参加者合計 57 名
11 月 20 日 ～ 12 月 20 日	パブリックコメント	意見提出 4 件
12 月 14 日	議会説明	・ 経過報告
1 月 5 日	第 3 回作業部会	・ 素案全体について
1 月 17 日	第 3 回策定委員会	・ 素案全体について
2 月 6 日	第 11 回都市計画審議会	・ 諮問
2 月 16 日		・ 答申
2 月 22 日	本巣市都市計画マスタープラン 策定	

策定委員会規定

○本巢市都市計画マスタープラン策定委員会規程

平成 18 年 6 月 23 日

訓令甲第 23 号

改正 平成 19 年 3 月 26 日訓令甲第 8 号

(設置)

第 1 条 本巢市都市計画マスタープラン(以下「マスタープラン」という。)を策定するため、本巢市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、マスタープランの策定に関し、調査、審議及び調整を図るものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長の職務及び代理)

第 4 条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(作業部会)

第 5 条 委員会に作業部会を設けることができる。

2 作業部会は、マスタープランの策定に関する事項を調査、研究、調整及び協議する。

3 作業部会の部会員は、委員長が指名する。

4 作業部会に部会長を置き、委員長が指名する。

5 部会長は、作業部会の会務を総括する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は委員長、作業部会にあっては部会長が招集する。

2 委員長及び部会長は、マスタープラン策定の調査、研究、調整及び審議する上で必要があるときは、構成員以外の者であっても出席させることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会及び作業部会の庶務は、産業建設部都市計画課において処理する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年訓令甲第 8 号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

総務部長、企画部長、市民環境部長、健康福祉部長、産業建設部長、林政部長、上下水道部長、根尾総合支所長、会計管理者、議会事務局長、教育委員会事務局長

策定委員会 委員名簿

■本巢市都市計画マスタープラン策定委員会（肩書は当時のもの）

委員長	副市長	石川 博紀
委 員	総務部長	H29 畑中 和徳 H28 岡崎 誠
	企画部長	大野 一彦
	市民環境部長	森 寛
	健康福祉部長	H29 久富 和浩 H28 村瀬 正敏
	産業建設部長	青木 幹根
	林政部長兼根尾総合支所長兼林政課長	蜂矢 嘉徳
	上下水道部長	三浦 剛
	会計管理者兼会計課長	小野島 広人
	議会事務局長	坪内 重正
	教育委員会事務局長	溝口 信司

■本巢市都市計画マスタープラン作業部会（肩書は当時のもの）

部会長	産業建設部	技監兼東海環状自動車道推進室長	H29	立沢	友宏
		技監	H28	矢川	英之
部会員	総務部	総務課長	H29	青山	英治
		参事兼総務課長	H28	畑中	和徳
	企画部	企画財政課長	H29	高橋	誠
		参事兼企画財政課長	H28	久富	和浩
	市民環境部	参事兼生活環境課長	H29	吉田	和美
		生活環境課長	H28	加藤	健二
	健康福祉部	福祉敬愛課長		三浦	直
	産業建設部	産業経済課長兼企業誘致推進室長		原	誠
	産業建設部	建設課長	H29	谷口	博文
		参事兼建設課長	H28	翠	直樹
	産業建設部	東海環状自動車道推進室課長補佐	H29	西尾	浩二
		参事兼東海環状自動車道推進室長	H28	堀部	好未
	産業建設部	都市計画課長	H29	内藤	睦雄
			H28	大橋	政夫
	林政部	林政課課長補佐兼林政係長	H29	高橋	利昌
		参事兼林政課長	H28	斉藤	秀司
	上下水道部	参事兼上下水道課長	H29	翠	直樹
			H28	佐藤	和美
	根尾総合支所	総務産業課長		林	かなえ
	教育委員会事務局	参事兼学校教育課長	H29	岩井	隆司
			H28	深尾	雅人
	教育委員会事務局	社会教育課長	H29	成瀬	敏和
			H28	金森	利泰

■事務局

事務局	産業建設部	技監	H29	立沢	友宏
			H28	矢川	英之
	都市計画課	課長	H29	内藤	睦雄
			H28	大橋	政夫
	都市計画課	課長補佐兼都市計画係長	H29	大橋	政夫
		総括課長補佐	H28	内藤	睦雄
	都市計画課	主査		佐藤	健人

都市計画審議会 委員名簿

(肩書は当時のもの)

■平成 28 年度

会 長	岐阜工業高等専門学校 建築学科教授	鶴田 佳子
	岐阜大学工学部 社会基盤工学科教授	倉内 文孝
	北方警察署 署長	太田 正明
	岐阜土木事務所 所長	近藤 真章
	本巣市議会 議員	鶴飼 静雄
	本巣市議会 議員	道下 和茂
	本巣市農業委員会 会長	河村 元愛
	本巣市商工会 会長	坂井田 良道
	本巣市連合自治会会長会 会長	高橋 一
	本巣市連合 P T A 会長	野々村 麻由
	下川設計室 一級建築士	下川 滝美
	産業建設部 部長	青木 幹根
委 員	産業建設部 技監	矢川 英之
	産業建設部 都市計画課 課長	大橋 政夫
	産業建設部 都市計画課 総括課長補佐	内藤 睦雄
	産業建設部 都市計画課 主査	佐藤 健人
事務局		

■平成 29 年度

会 長	岐阜工業高等専門学校 建築学科教授	鶴田 佳子
	岐阜大学工学部 社会基盤工学科教授	倉内 文孝
委 員	北方警察署 署長	河田 茂之
	岐阜土木事務所 所長	近藤 真章
	本巣市議会 議員	大西 徳三郎
	本巣市議会 議員	堀部 好秀
	本巣市議会 議員	河村 志信
	本巣市農業委員会 会長	杉山 一郎
	本巣市商工会 会長	坂井田 良道
	本巣市連合自治会会長 会長	堀口 武彦
	本巣市連合 P T A 会長	遠山 良徳
	下川設計室 一級建築士	下川 滝美
事務局	産業建設部 部長	青木 幹根
	産業建設部 技監	立沢 友宏
	産業建設部 都市計画課 課長	内藤 睦雄
	産業建設部 都市計画課 課長補佐兼都市計画係長	大橋 政夫
	産業建設部 都市計画課 主査	佐藤 健人



本巣市都市計画マスタープラン

本巣市役所
産業建設部 都市計画課

〒501-0493 岐阜県本巣市三橋 1101 番地 6（糸貫分庁舎）
TEL：058-323-7758 FAX：058-323-1157
E-mail：tokei@city.motosu.lg.jp